

# 第4期大分市地域福祉計画 第5次地域福祉活動計画

～みんなが主役の支え合いプラン～



大分市・大分市社会福祉協議会

# **みんなが主役の支え合いプラン**

---

**第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画**



## ご挨拶

大分市長

佐藤樹一郎

今日、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化してきており、地域のつながりの希薄化の進行、生活困窮者の増加や子どもの貧困の問題など、地域が抱えるニーズや課題は複雑化・多様化しております。

こうした中、本市では、平成26（2014）年3月に平成30（2018）年度までを計画期間とする「第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」を大分市社会福祉協議会と一体となり策定し、「支えあってともに生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念に、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

その後、生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、第2のセーフティネットの充実・強化を図る生活困窮者自立支援制度が平成27（2015）年4月から開始されました。また、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、平成29（2017）年5月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画において高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定め、これらの福祉施策を横断する包括的な相談支援体制の整備が市の責務となりました。

このような状況を踏まえ、この度、前計画を見直し、平成31（2019）年度からの5年間を計画期間とする「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を、前計画に引き続き大分市社会福祉協議会と一体となり策定しました。

本計画では、前計画から継承した基本理念の実現に向け、大分市と大分市社会福祉協議会が実践すべき取り組みを明らかにするとともに、「住民や地域に望むこと」を新たに示すことで、誰もが住み慣れた地域で個性を活かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できる「みんなが主役」のまちづくりを目指すこととしています。

今後はこの計画に基づき、大分市における地域福祉の推進と地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、市民の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画を策定するにあたりご尽力いただきました計画策定委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

平成31（2019）年3月



## ご挨拶

大分市社会福祉協議会会长

右田芳明

「みんなが主役の支え合いプラン(第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画)の策定にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

今日、急速な少子高齢化の進行や人口減少、経済情勢の変化など様々な要因により、家族関係や地域住民相互のつながりが希薄化する中で、社会的孤立化、就労、さらには住居確保など複数の問題を抱えた生活困窮者等に対する支援など、これまでの福祉制度だけでは対応が困難な複合的な福祉課題が顕在化してきています。

また、国においては、社会福祉法が改正され、地域におけるどのような課題も丸ごと受け止め、行政のみならず、地域全体で、我が事として解決する、「我が事・丸ごと地域共生社会の実現」に向けた取り組みが推進されています。

こうしたなか、大分市社会福祉協議会では、地域福祉課題の解決につながる地域独自の校（地）区社協地域福祉活動計画の策定支援に取り組んできましたが、より多くの住民が参加するような取り組みを展開することにより、地域への関心を高めていく必要があります。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、大分市社会福祉協議会では、前回の地域福祉活動計画を振り返り、地域福祉課題を整理しながら見直しを行い、第5次地域福祉活動計画を、大分市が策定する第4期大分市地域福祉計画と一体的に策定いたしました。

本計画では、基本理念である「支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり」の実現に向け、4つの基本目標と11の施策の方向、25の取り組みを定めています。なかでも、地域課題を解決するための体制づくりを進めるため、地域福祉の担い手づくりや校（地）区社協活動の充実、包括的な相談支援体制の構築に重点的に取り組んで行くこととしております。

今後は、本計画に基づき、地域の住民組織をはじめ、公私にわたる福祉・保健・医療・介護・教育など地域社会を形成する幅の広い種々の専門家・団体・機関等と連携を図りながら、地域福祉に係る各種施策や事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、計画策定にご尽力いただきました策定委員会委員の皆様や、市民意識調査にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、多くの関係者各位に厚くお礼を申し上げましてごあいさつといたします。

平成31（2019）年3月



## ご挨拶

第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定委員会委員長

阿部 誠  
(大分大学特任教授)

第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定委員会は、平成30（2018）年6月に大分市長及び大分市社会福祉協議会長から委嘱を受け、平成31（2019）年度からはじまる新たな地域福祉計画、地域福祉活動計画について6回にわたり議論を重ねてきました。大分市では、前回から地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定するようになりましたが、今回も両計画を一体のものとして議論を進め、このたび「みんなが主役の支え合いプラン」として計画の取りまとめを行いました。

今回は、社会福祉法の改正にともない、地域福祉計画が大分市の福祉に関する諸計画の上位計画と位置づけられたこと、また、地域福祉推進の理念として「我が事・丸ごと」を実現するため、包括的な支援体制づくりに努めるとされたことを受け、地域の人々の生活を地域で包括的に支えることのできる体制を構築することをめざしました。

具体的には、これまでの地域福祉計画、地域福祉活動計画をうけ、「支え合って共に生きるみんなが主役のまちづくり」を基本理念として、4つの基本目標、11の施策の方向を設定し、全体として25の取り組みを行うことにしました。そのなかで今次計画では三つの点を重点項目としました。その第一は、地域福祉の担い手づくりであり、そのために「福祉協力員（仮称）」の確立をめざすことです。第二は、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりで、とくに校（地）区社会福祉協議会の活動を充実させ、地域の人々が抱える生活課題の解決をはかるとともに、地域での話し合いを通じて校（地）区社協活動計画を策定することをめざします。第三には、分野を横断する包括的な相談支援体制づくりです。福祉に関する包括的な相談支援体制の構築をめざして市役所の体制を整備するとともに、総合相談窓口の設置やそれを担う専門職の養成をめざします。

人々の暮らしは地域のなかで営まれており、人々の暮らしを支えるには、地域福祉の推進がきわめて重要です。そして、地域福祉は、行政による公的サービスとともに、地域とともに暮らす人々によって支えられるものもあります。そのため、地域福祉、地域福祉活動を推進する本計画は、行政、社会福祉協議会と住民が一体となって地域生活を支える包括的な体制をつくるとともに、福祉が面的な広がりをもち、多くの地域住民が関わるものとなることをめざしています。

本計画を実施することにより地域の人々の安心できる暮らしを支える体制が構築されることは、計画の策定にあたった委員として大きな喜びです。

本委員会は計画策定で任務を終えるのではなく、策定した計画が順調に実施されるよう進捗状況を管理する役割も担っています。今後は、本計画に関する多くの地域住民のご意見を聞きながら、計画の進捗管理を進める所存です。

最後に、本策定委員会に参加され、真摯な議論・提案をされた26名の委員に改めてお礼申し上げるとともに、本計画策定のために努力された事務局の皆様に感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

# 目 次

## 第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

1 策定の主旨 .....	1
2 地域福祉関係の最近の動向 .....	2
3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけと一体的策定について .....	4
4 社会福祉協議会とは .....	5
(1) 法律上の位置づけと責務	
(2) 民間組織としての性格	
(3) 社会福祉協議会の組織	
5 計画期間 .....	7
6 計画の策定体制 .....	8

## 第2章 大分市の地域福祉を取り巻く状況

1 統計データでみる大分市の状況 .....	9
(1) 人口の状況	
(2) 高齢者の状況	
(3) 障がい者の状況	
(4) 子どもの状況	
(5) 生活困窮世帯の状況	
(6) 地域の状況	
2 地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査結果 .....	19
3 地域福祉の主な担い手 .....	27
4 地域福祉活動の場 .....	31

## 第3章 これまでの取り組みと課題

1 第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画について .....	35
2 両計画の進捗状況 .....	36

## 第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	41
2 基本目標 .....	41
3 施策の体系 .....	42
4 圏域の設定 .....	43
5 計画の推進体制と進捗状況の管理 .....	44

## 第5章 地域福祉推進にむけた取り組み

1 施策の方向ごとの取り組み .....	45
基本目標1 地域のつながりをつくる .....	45
基本目標2 地域で支え合う体制をつくる .....	53
基本目標3 地域課題を解決できる体制をつくる .....	61
基本目標4 安全・安心をつくる .....	71
2 重要課題の設定と重点的な取り組みの推進 .....	81

## 参考資料

1 地域共生社会と改正社会福祉法について .....	87
2 民生委員・児童委員、主任児童委員について .....	88
3 小地域福祉ネットワーク活動について .....	89
4 用語解説 .....	91
5 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿 .....	93
6 大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	94
7 社会福祉法人大分市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会要綱 .....	95
8 策定委員会の開催状況 .....	96

### 「略語」と「年号の表記」について

冊子によく出てくる言葉の略語と、年号の表記方法については次のとおりです。

#### 略語(読み方)

○市役所(しやくしょ)  
大分市役所のことです。

○市社協(ししゃきょう)  
大分市社会福祉協議会のことです。

○校(地)区社協(こうちくしゃきょう)  
校(地)区社会福祉協議会のことです。

○第3期・第4次計画(だいさんき・だいよんじけいかく)  
第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画のことです。

○第4期・第5次計画(だいよんき・だいごじけいかく)  
第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画のことです。

#### 年号の表記

この計画において年号を使用する場合は、原則「和歴」と「西暦」を併記しています。ただし、統計データなどを引用しているものについてはこの限りではありません。

(例) 平成30年の場合  
平成30(2018)年、H30(2018)

# 第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にあたって

## 1 策定の主旨

地域福祉とは、住み慣れた地域で、お互いが支え合い助け合うことにより、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができる地域社会をつくることです。

しかしながら、少子高齢化や本格的な人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化してきており、地域のつながりの希薄化の進行、生活困窮者の増加や子どもの貧困の問題など、地域が抱えるニーズや課題は複雑化・多様化しています。

このような複雑化・多様化するニーズや課題に対応するためには、福祉などの公的サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合い・支え合い活動だけでも対応することはできません。双方が両輪となって取り組むことにより、地域福祉の推進を図ることが求められています。

こうした中、大分市役所（以下「市役所」という。）が平成15（2003）年度に「大分市地域福祉計画」、平成20（2008）年度に「第2期大分市地域福祉計画」を、大分市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では平成10（1998）年度に「第1次地域福祉活動計画」、平成15（2003）年度に「第2次地域福祉活動計画」、平成20（2008）年度に「第3次地域福祉活動計画」をそれぞれ策定しました。

平成25（2013）年度には、市役所と市社協との一体的な計画として「第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」（以下「第3期・第4次計画」という。）を策定し、双方の支援・連携体制を強化し、より効果的な地域福祉の推進に取り組んできました。

この第3期・第4次計画の計画期間が平成30（2018）年度までとなっていることから、これまでの取り組みを継承するとともに、地域福祉の新たな概念として国が提唱した「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを推進するために、引き続き市役所と市社協との一体的な計画として「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定します。



## 2 地域福祉関係の最近の動向

地域福祉に関する近年の動向は以下のとおりです。

### 平成27(2015)年4月

#### 生活困窮者自立支援制度の開始

1990年代のバブル経済崩壊以降、長期的な景気低迷が続き、加えて平成20（2008）年に発生した、いわゆる「リーマン・ショック」と呼ばれる世界金融危機の影響も大きく、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。

それに加えて、家族、社会、地域とつながりをなくし孤立する人や、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることも目的として、平成25（2013）年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27（2015）年4月より制度が開始しました。

### 平成27(2015)年9月

#### 誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～の公表

厚生労働省は、平成27（2015）年9月に、今後の福祉の方向性を示す「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～」を公表しました。その概要は以下のとおりです。

- ①新しい地域包括支援体制（全世代・全対象型地域包括支援）の確立。
  - ・高齢者、障がい者、児童などの分野を問わない包括的な相談支援。
  - ・必要なサービスの分野横断的かつ包括的な提供。
- ②生産性の向上と効率的なサービス提供体制の確立。
- ③総合的な福祉人材の確保・育成。

### 平成28(2016)年6月

#### 地域共生社会の実現の提唱

平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、高齢者・障がい者・子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されるとともに、地域共生社会の実現にむけた検討を加速するために、同年7月、厚生労働省内に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置されました。そして、平成29（2017）年2月に示された当面の改革工程において、今後、社会福祉法などの改正、介護・障害報酬改定、生活困窮者自立支援制度の強化などを行い、2020年代初頭には地域共生社会の全面展開を目指すこととされました。

## 平成29(2017)年5月

## 社会福祉法の改正

厚生労働省内における「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」、「地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」での議論を経て、平成29（2017）年2月に社会福祉法の改正案が国会に提出され、同年5月に可決・成立し、平成30（2018）年4月より施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定。（社会福祉法第4条）

支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び「関係機関との連携等」による解決が図られることを目指す旨を明記。

②「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。（社会福祉法第106条の3）

- ・住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境づくり。
- ・住民に身近な圏域において、分野をこえて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。
- ・主に市町村域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

③地域福祉計画の充実。（社会福祉法第107条）

- ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める。

### 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけと一体的策定について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する計画です。住民、住民組織、関係団体などの参加を得て、地域が抱える現状や課題を明らかにし、それに対応するサービスを確保し提供する体制を検討・整備することを目的とし、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定めます。

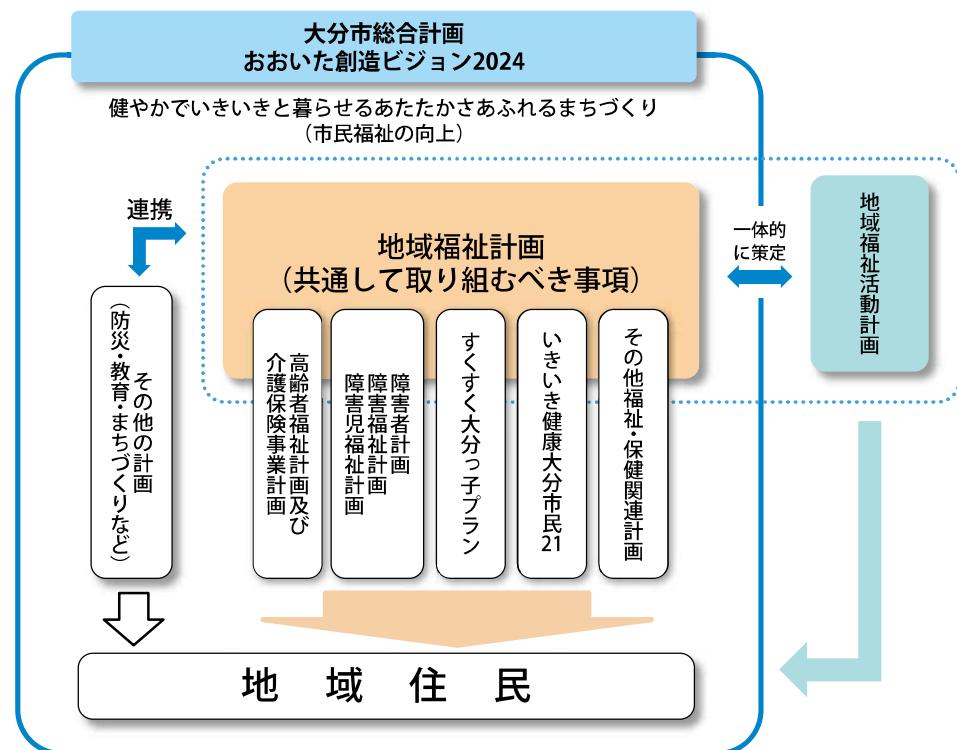
なお、本計画の実施にあたっては大分市総合計画を最上位計画として、防災、教育、まちづくりなどのあらゆる分野との連携を図りながら推進します。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が住民や民間団体の自主・自発的な福祉活動計画や意見を根底に策定する民間の「行動・活動」計画であり、住民参加を前提とした実践計画となっています。

両計画とも、「地域」を主体とし、地域福祉の推進という共通の目的を持っていることから、平成26（2014）年度から第3期・第4次計画として一体的な策定を行い、効果的な事業推進を図ってきました。

今回、社会福祉法が改正され「地域共生社会」の実現が提唱されたことにより、その実現にむけた地域福祉の推進を図るために、第3期・第4次計画に引き続き一体的な計画として「第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を策定します。

#### 他計画との関係



## 4 社会福祉協議会とは

### (1)法律上の位置づけと責務

市社協は、社会福祉法第109条に規定される「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、主に次の事業を行っています。

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成など

### (2)民間組織としての性格

行政の福祉サービスのみでは十分に対応できない民間レベルでの自発的な福祉活動を展開できる公的な団体として、戦後間もない頃より組織化されてきた経緯があります。公共性と民間性を持ち合わせた団体として高齢者、障がい者、子どもなどを対象に、住民やボランティア活動者の方々と協働した地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

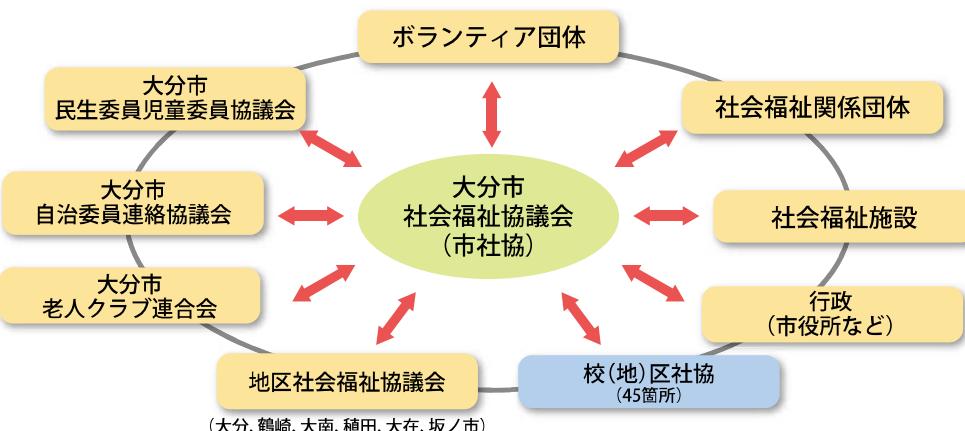
### (3)社会福祉協議会の組織

市社協は、大分市における地域福祉を推進することを目的に設立され、昭和42（1967）年に社会福祉法人として法人化された団体です。その後、平成17（2005）年1月に旧佐賀関町社会福祉協議会、旧野津原町社会福祉協議会と合併し、広範な市民の皆様の参画を得て各種活動を行なっています。

また、市内には、昭和38（1963）年の市町村合併時の行政区域を範囲として福祉活動を行う大分、鶴崎、大南、植田、大在、坂ノ市の各地区社会福祉協議会のほか、概ね小学校区を範囲として組織された校（地）区社会福祉協議会（以下「校（地）区社協」という。）があります。

現在、校（地）区社協は45箇所に設置され、地域のみなさんが主体となって地域の実情に応じた助け合い、支え合いによる心豊かな地域社会を目指して活動しています。

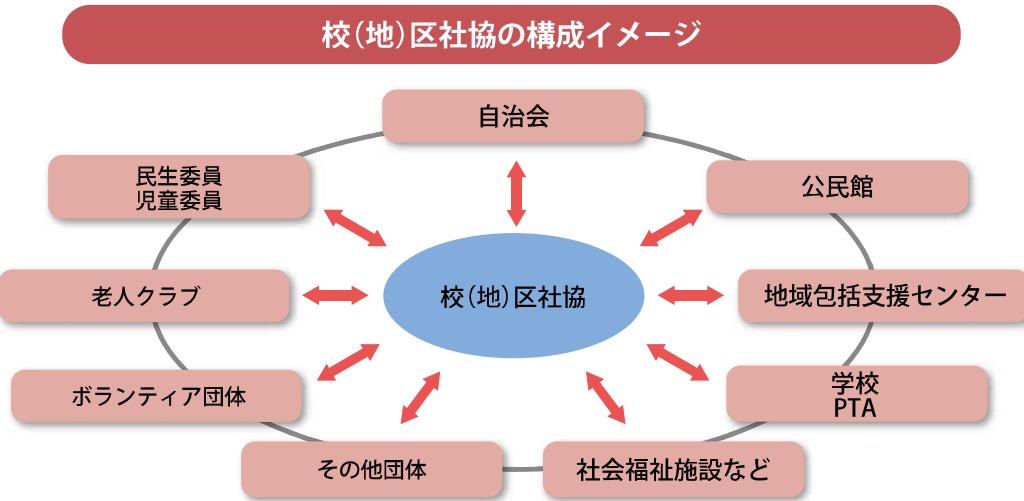
### 市社協と関係団体との関係



地域の中では、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティアおよび教育関係団体などの住民組織のほか、社会福祉団体、社会福祉施設、公民館などがそれぞれの目的ごとに地域活動を行っています。

校（地）区社協は、地域社会の福祉課題・生活課題を見つけ、その解決方法をこうした住民組織や福祉団体、専門・相談機関などに加え市役所とも協力・連携して課題解決に取り組むところに大きな特徴があります。

地域のみんなで考え、話し合い、協働して解決を図ることができるのが校（地）区社協の最大の利点といえます。



## 5 計画期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。

これは継続性をもって取り組みを推進し、評価を行いながら関係する他の計画との整合を図り、必要に応じて見直しを行うことを考慮して設定しています。

### 本計画と関係する他の計画期間

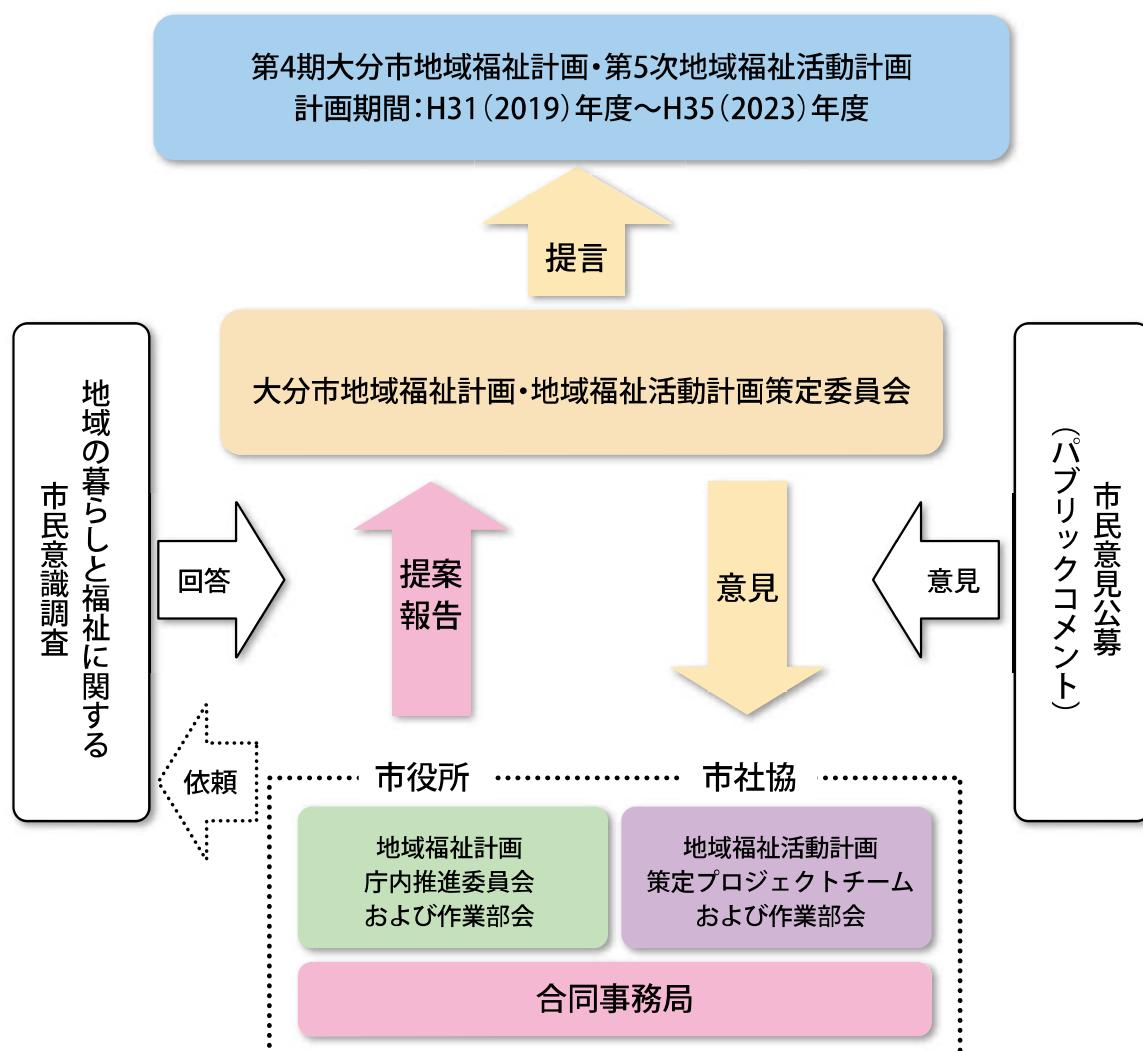
計画名	年 度																	
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)							
総合計画	前構想	基本構想期間																
	前計画	現行基本計画				次期基本計画												
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第3期計画 第4次計画				第4期計画 第5次計画				次期 計画									
高齢者福祉計画 介護保険事業計画				現行計画			次期計画											
障害者計画	現行計画								次期 計画									
障害福祉計画 障害児福祉計画				現行計画			次期計画											
すくすく大分っ子プラン		現行計画				次期計画												
人権教育・啓発基本計画			現行計画															
いきいき健康 大分市民21	現行計画								次期 計画									
食育推進計画				現行計画			次期計画			次期 計画								
大分市民のこころと いのちを守る自殺対策 行動計画			現行計画				次期計画											
教育ビジョン			基本構想期間															
			現行基本計画			次期基本計画												
住宅マスタープラン			現行計画															
バリアフリー基本構想	現行計画						次期計画											
地域防災計画	現行計画																	

## 6 計画の策定体制

本計画は、住民、住民組織、様々な関係団体など地域福祉の関係者の意見を十分に反映させながら策定する計画です。策定にあたり、18歳以上の市民から無作為に抽出した3,600名を対象に「地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査」を行い、その調査結果から地域福祉に関する現状と課題を分析しました。

また、市役所と市社協による計画策定にむけた合同事務局を設置し、それぞれの内部検討組織での検討を行い、学識経験者、地域代表、専門機関代表、公募による市民の代表者、市役所・市社協職員から構成される「大分市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」での議論や市民意見公募（パブリックコメント）での意見を踏まえて策定しました。

### 計画の策定体制



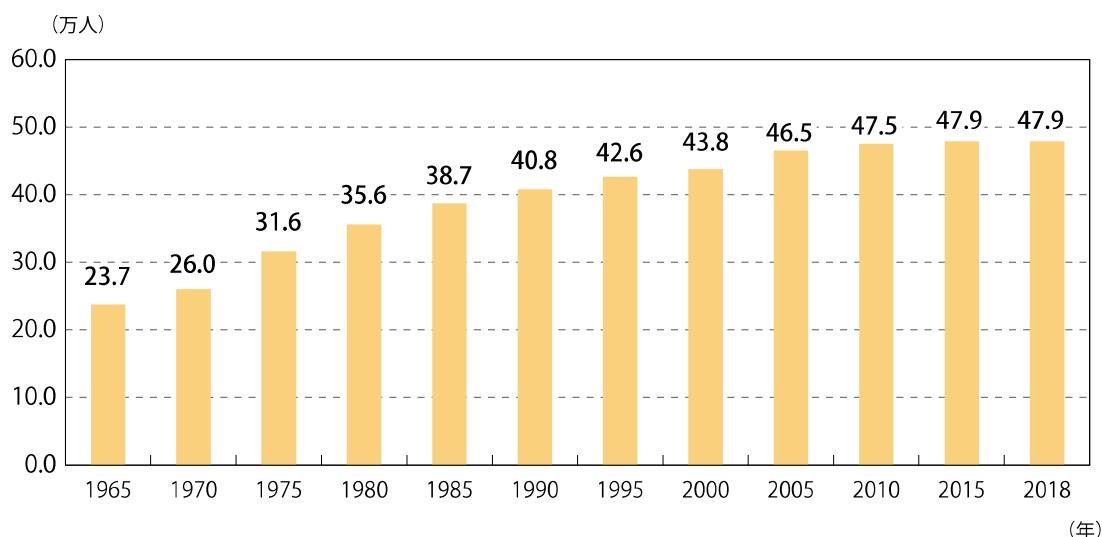
## 第2章 大分市の地域福祉を取り巻く状況

### 1 統計データでみる大分市の状況

#### (1) 人口の状況（大分市人口ビジョン及び住民基本台帳各年9月末より）

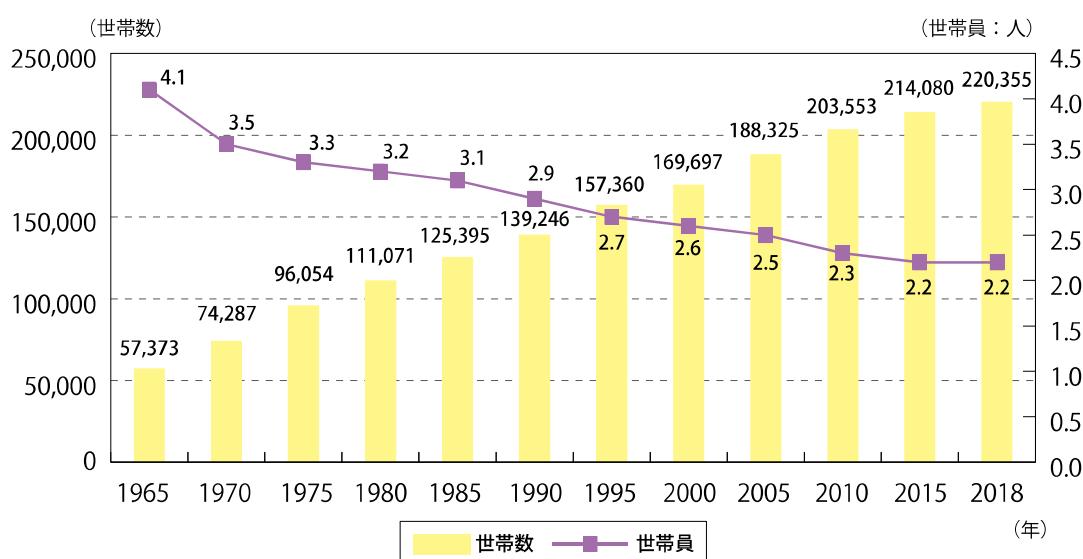
##### ①人口の推移

人口は僅かに増加していましたが、平成27（2015）年をピークに減少に転じるものと見込まれています。



##### ②世帯人員の推移

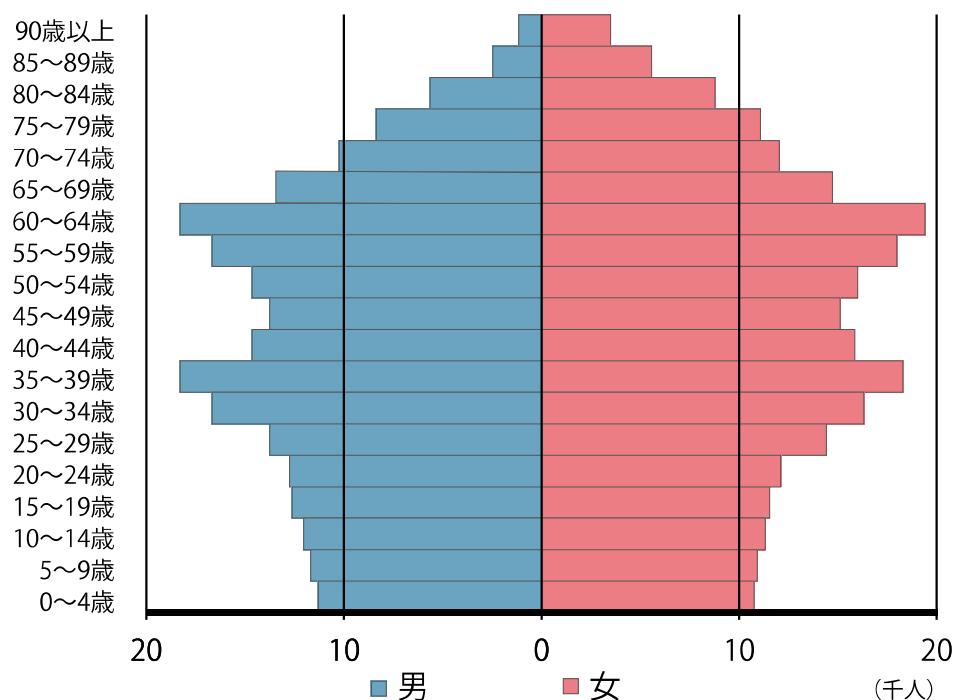
世帯数は増加傾向ですが、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあります。



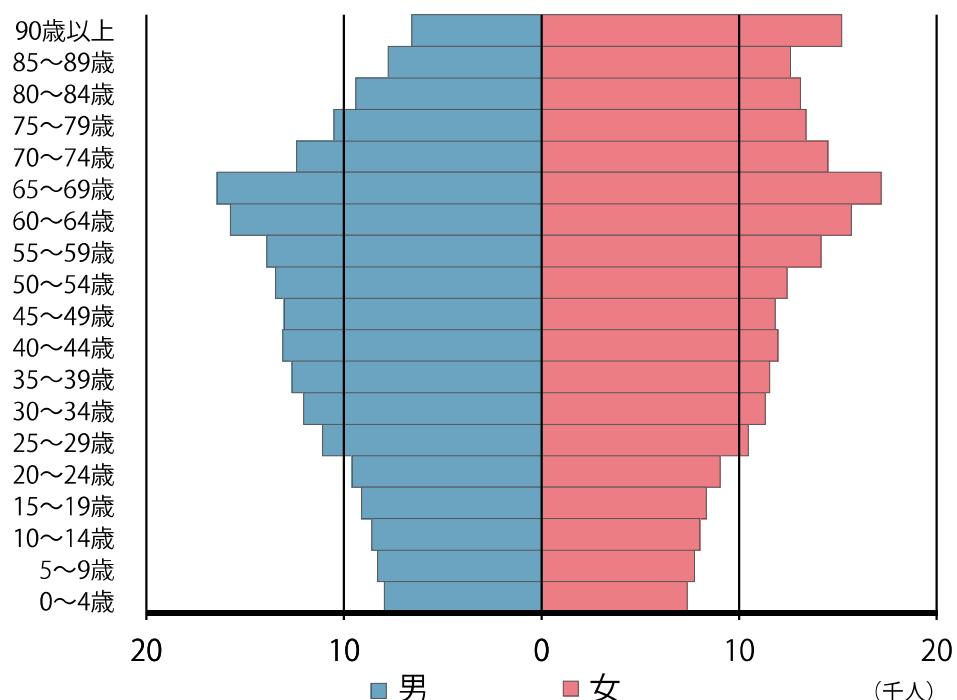
### ③人口ピラミッドの推移

総人口の減少や少子高齢化の進展に伴い、年少人口（15歳未満）を含む若い世代の人口が減少し、人口ピラミッドは「壺型」に向かっていくものと考えられます。

平成22(2010)年



平成52(2040)年



## (2) 高齢者の状況（大分市高齢者福祉計画及び第7期大分市介護保険事業計画より）

## ①高齢化率の推移

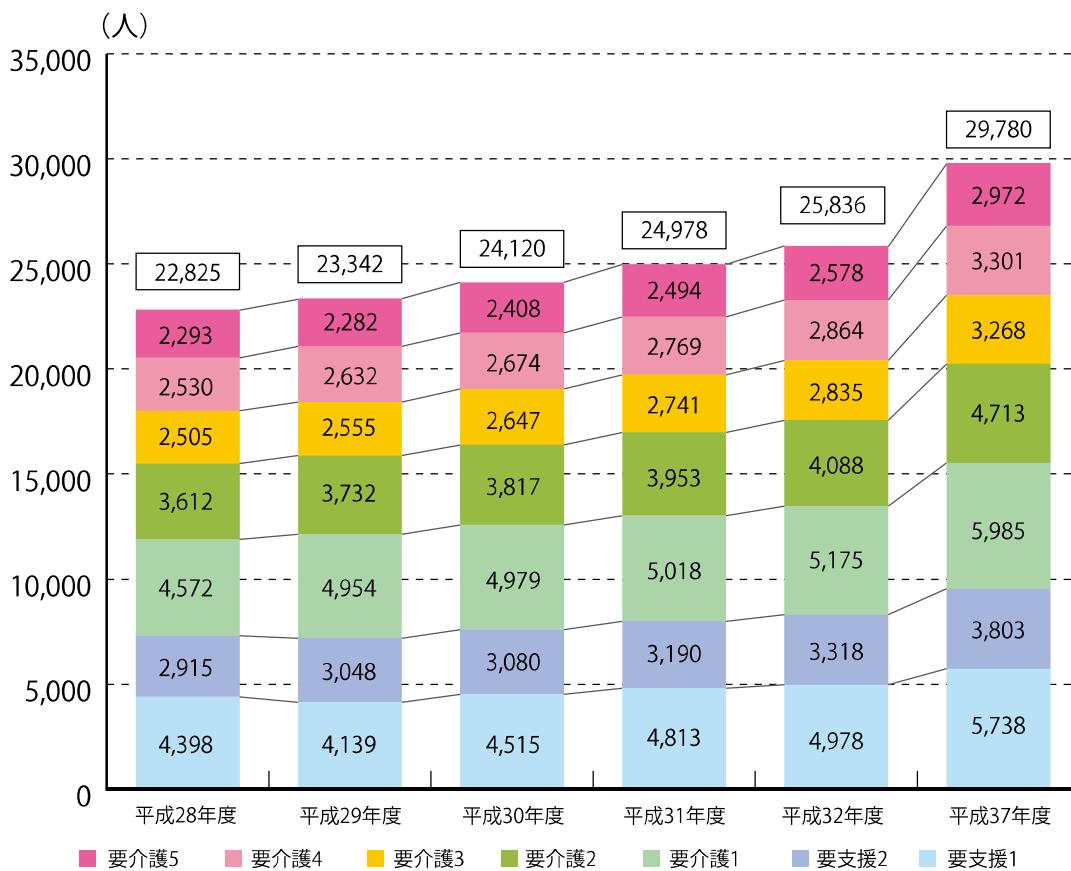
65歳以上の高齢化率は、平成29（2017）年9月末現在で25.6%となっており、介護保険制度が創設された平成12（2000）年9月末（高齢化率14.2%）と比較すると11.4ポイントの増加となっており、今後も上昇していくものと推計されます。

年 度	H12 (2000)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H37 (2025)
高齢者人口 (65歳以上)	62,232	122,946	125,949	129,157	131,966	133,238	138,322
前期高齢者 (65-74歳)	37,543	65,287	66,348	66,937	67,847	66,331	60,265
後期高齢者 (75歳以上)	24,689	57,659	59,601	62,220	64,119	66,907	78,057
高齢化率	14.2%	25.6%	26.3%	26.9%	27.5%	27.8%	29.1%

※H31(2019)年度以降は推計値

## ②要介護者・要支援者の推移

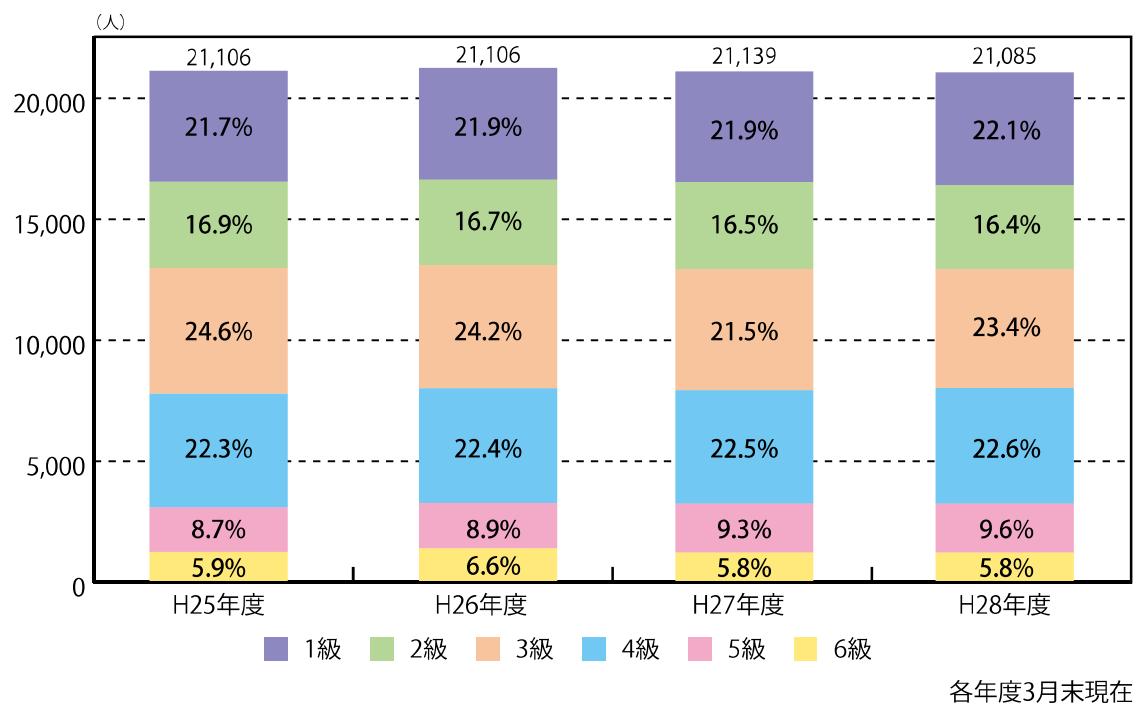
要介護・要支援認定者数は年々増加しており、今後も増加していくものと推計されます。



### (3) 障がい者の状況（第5期大分市障害福祉計画・第1期大分市障害児福祉計画より）

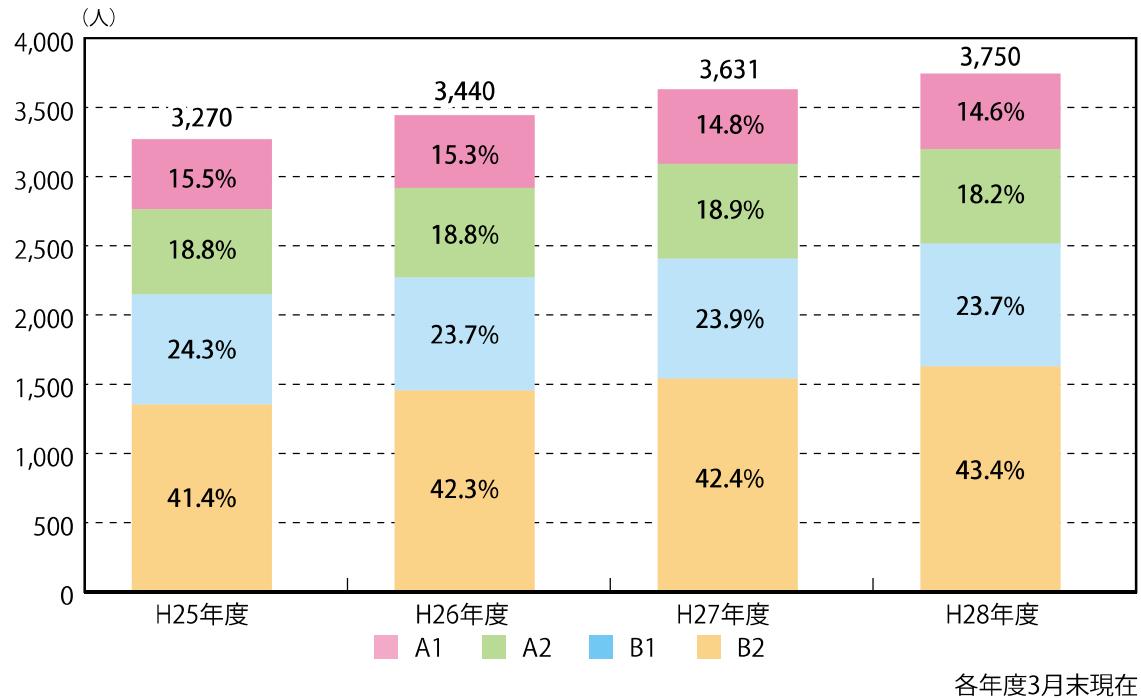
#### ①身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

所持者数は、ほぼ横ばいとなっており、等級別にみると、全体のおよそ39%が重度障がい（1級、2級）となっています。



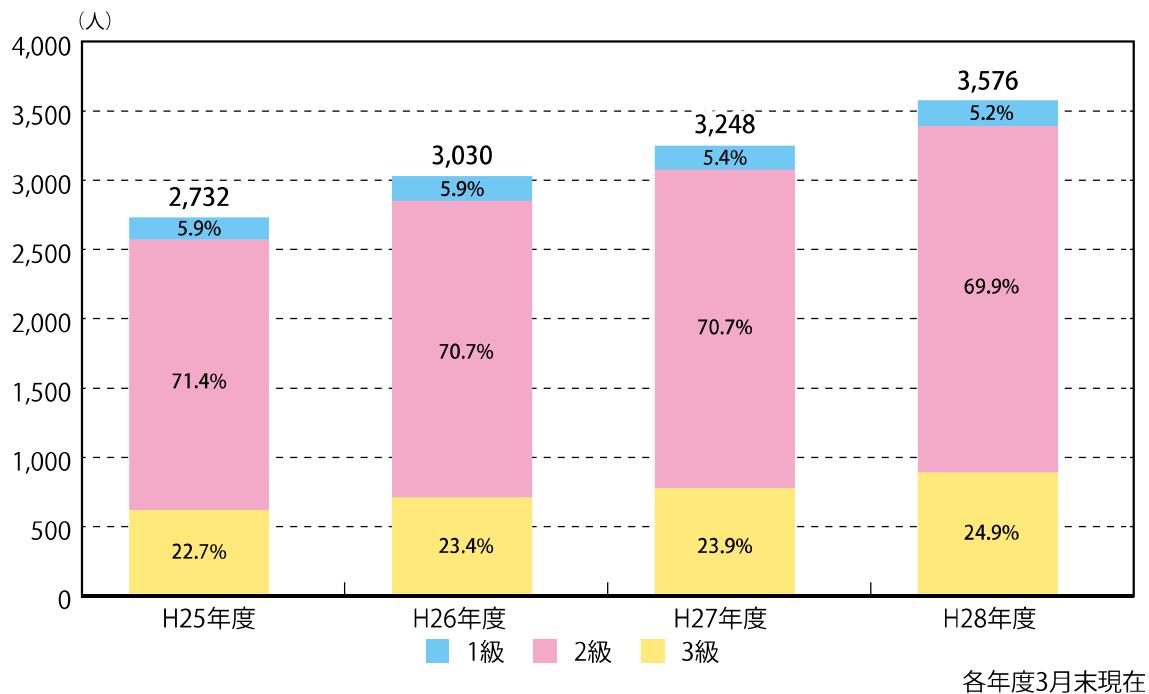
#### ②療育手帳所持者数の推移(程度別)

所持者数は年々増加しており、程度別にみると、軽度障がい（B2）が最も多くなっています。



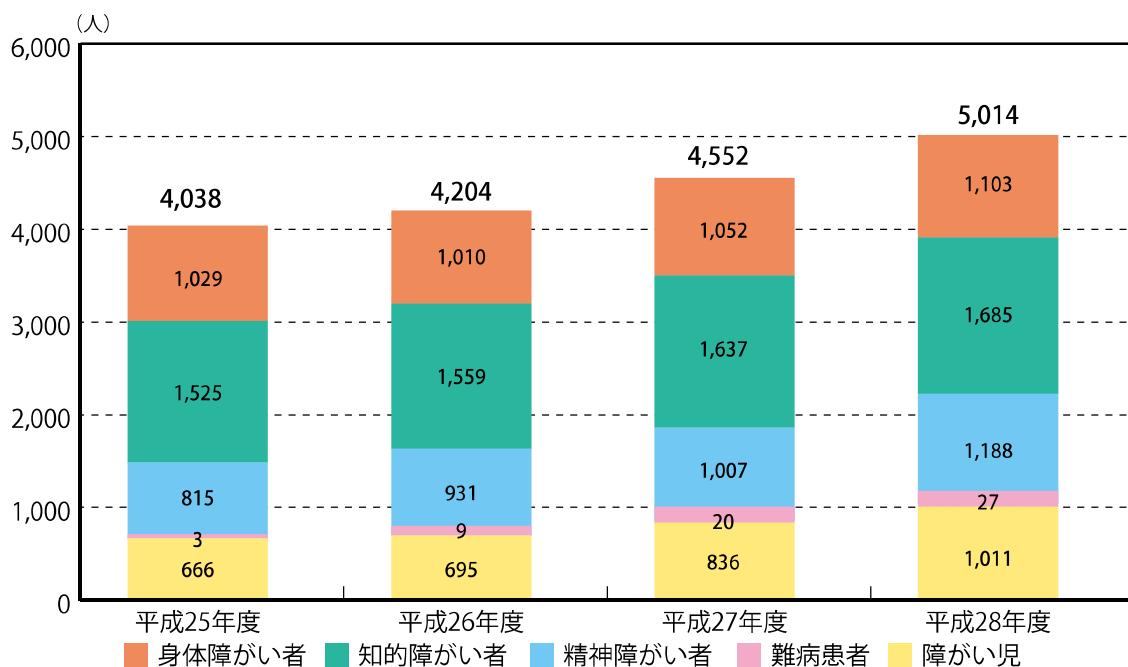
### ③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

手帳の所持者数は年々増加しており、等級別にみると2級が最も多くなっています。



### ④障害福祉サービス等支給決定者数の推移

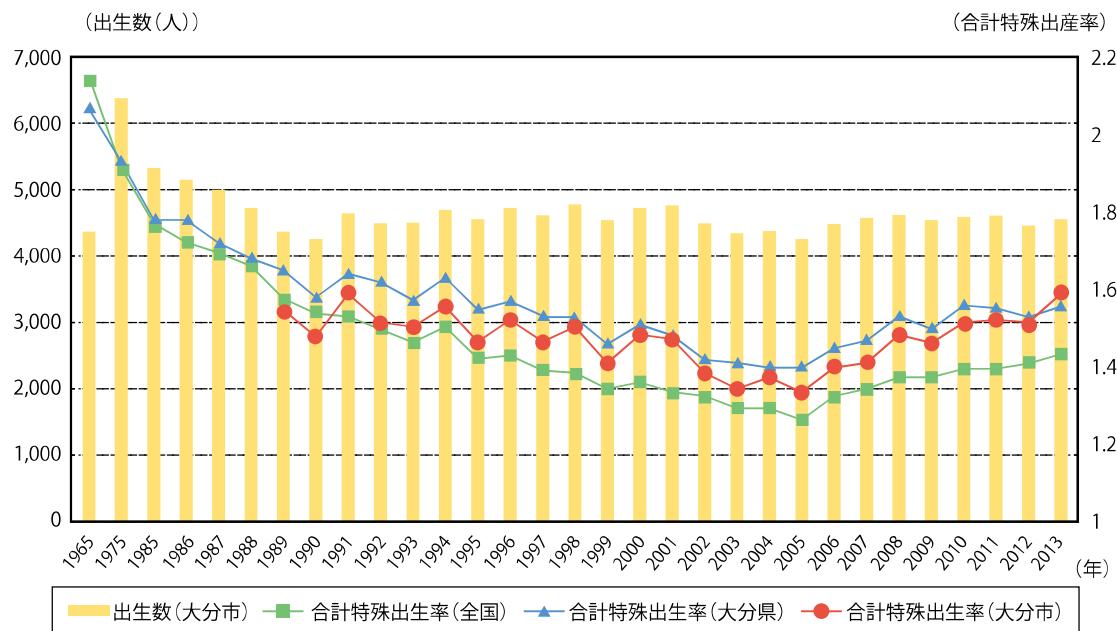
平成25（2013）年度と28（2016）年度を比較すると、障害福祉サービス等支給決定者数は約1.24倍の増加となっています。



#### (4) 子どもの状況

##### ①出生率・合計特殊出生率の推移(大分市人口ビジョンより)

出生数は、平成 18（2006）年以降毎年およそ 4,500 人程度で推移しています。合計特殊出生率は、平成 17（2005）年の 1.33 以降上昇傾向です。



※1985年以前の合計特殊出生率(大分市)については、該当するデータなし

##### ②児童扶養手当の受給者数(大分市の福祉と保健より)

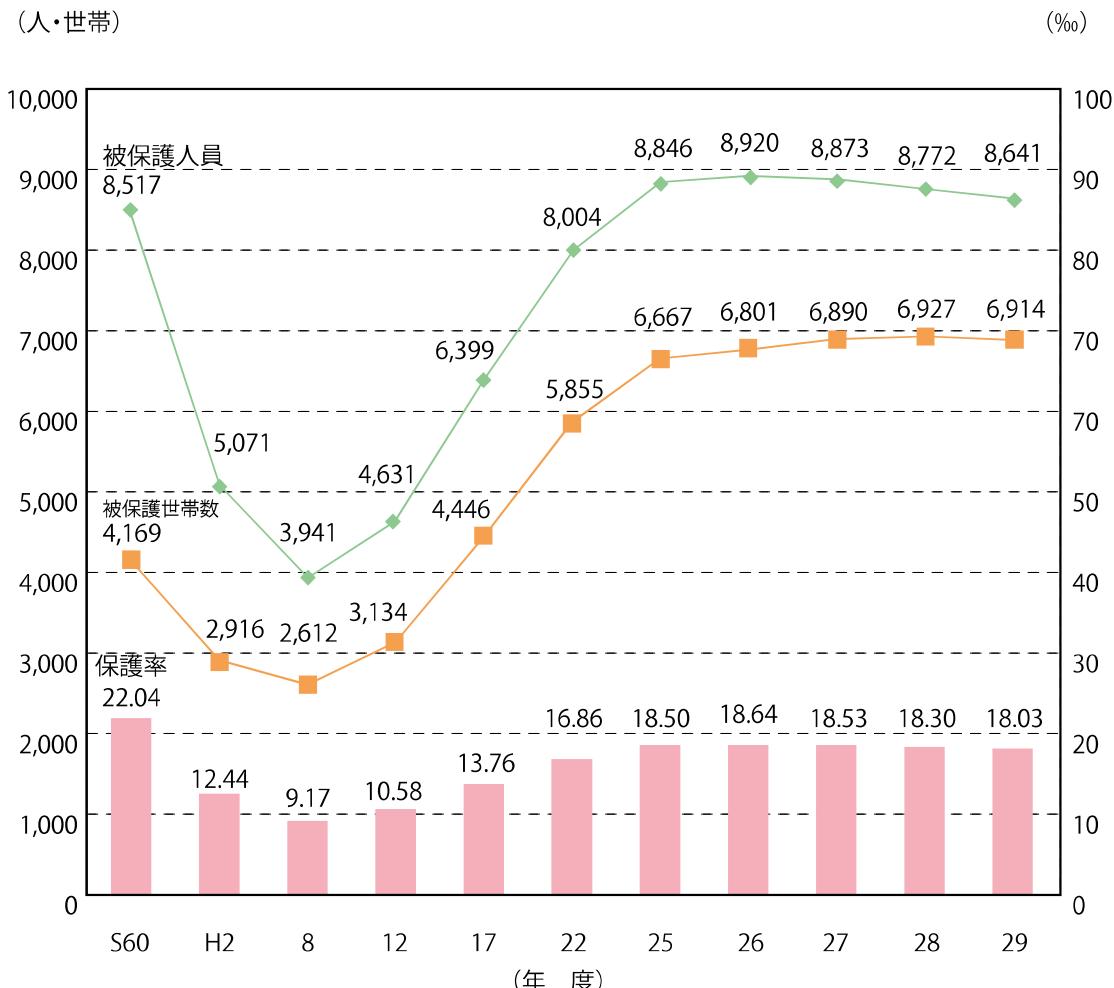
平成 20（2008）年度と 29（2018）年度を比較すると、約 5% 増加しています。

年度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
受給者数	4,271	4,351	4,689	4,788	4,900	4,833	4,800	4,739	4,625	4,512

## (5) 生活困窮世帯の状況

## ①生活保護受給世帯数などの推移(大分市の福祉と保健より)

生活保護受給者数(被保護人員)、受給世帯数(被保護世帯数)はともに平成8(1996)年度以降増加していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。



## ②生活困窮者自立支援制度における支援状況

平成27(2015)年度の制度開始以来、新規相談件数は増加しており、「収入・生活苦」、「就労」、「住居」などについての相談が多いようです。

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
新規相談件数	583	630	755

## (6) 地域の状況

### ①民生委員・児童委員の定数及び年間活動日数の推移(福祉保健課より)

平成7（1995）年と平成29（2017）年を比較すると、定数は約47%増加し、年間活動日数は約36%増加しています。

改選期	H7 (1995)	H10 (1998)	H13 (2001)	H16 (2004)	H19 (2007)	H22 (2010)	H25 (2013)	H28 (2016)
定数(人)	589	676	695	711	792	810	845	865

改選は12月1日

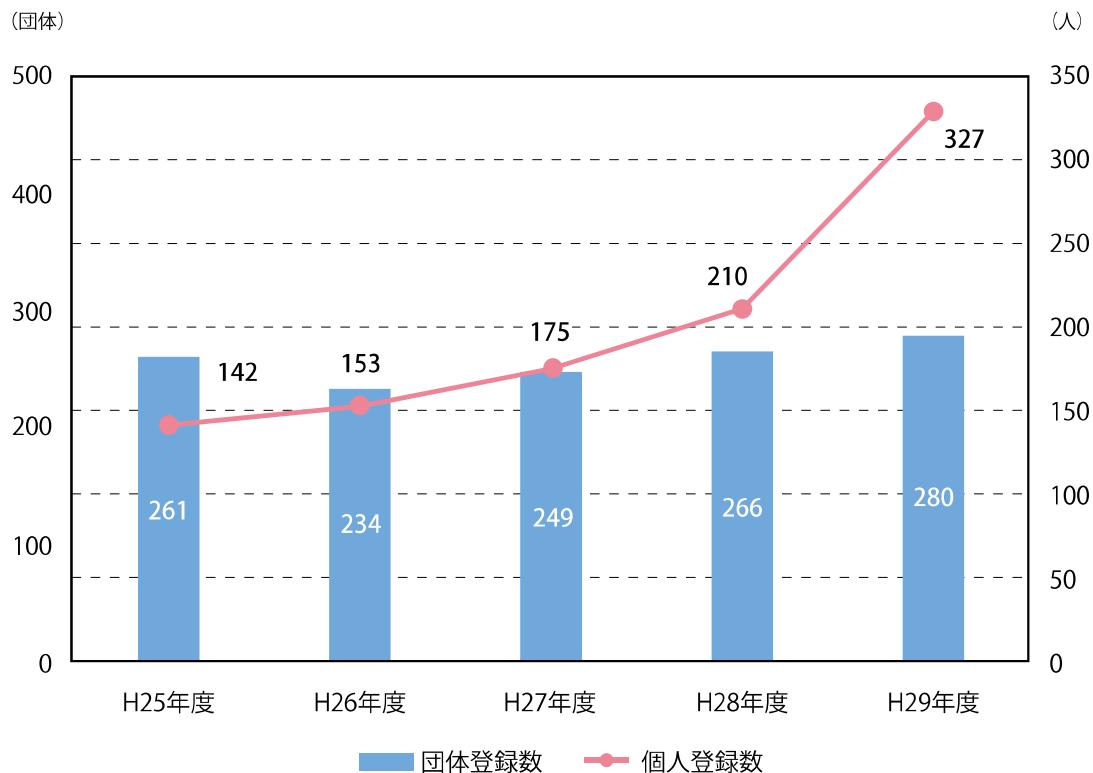
	H7 (1995)	H10 (1998)	H13 (2001)	H16 (2004)	H19 (2007)	H22 (2010)	H25 (2013)	H28 (2016)	H29 (2017)
年間活動日数	112,786	113,625	131,517	124,343	125,810	143,937	147,994	152,706	153,638
平均活動日数	191	168	189	175	159	178	175	177	178

年間活動日数…全委員の延べ日数

平均活動日数…委員一人当たりの平均

### ②大分市ボランティアセンターへのボランティア登録数の推移(市社協より)

平成25（2013）年度と平成29（2017）年度では、団体登録数及び個人登録数とも増加しています。



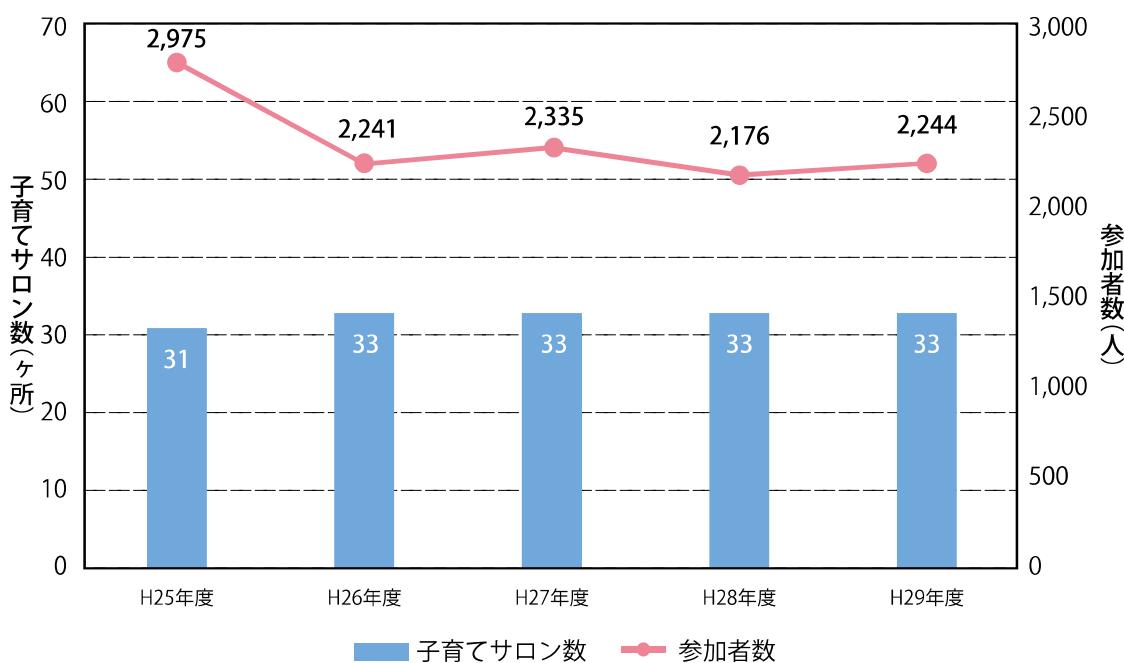
### ③地域ふれあいサロン(高齢者サロン)数、参加者数の推移

サロンへの参加者数は、平成 25 (2013) 年度から平成 29 (2017) 年度の間で約 7% 増加していますが、平成 29 (2017) 年度は減少傾向にあります。



### ④ふれあい・いきいきサロン(子育てサロン)数、参加者数の推移

平成 26 (2014) 年度以降はサロン数、参加者数とも横ばいとなっています。



## ⑤地域包括支援センター設置数及び相談件数の推移

高齢者人口（※）の増加に伴い、相談件数も増加しています。

（※）高齢化率の推移を参照（11ページ）

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
設置数	19	23	23	23
相談件数	34,517	32,920	35,598	42,341

## ⑥障がい者相談支援事業所への相談件数の推移(障害福祉課より)

障害福祉サービス等支給決定者数の増加に伴い、相談件数も増加しています。

年度	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
相談件数	7,686	6,900	10,720	12,298	11,765

## ⑦児童虐待に関する相談件数の推移(中央子ども家庭支援センターより)

平成25(2013)年度までは増加していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

年度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
相談受付件数	373	516	625	647	673	696	649	658	636	642

※統計データについては本計画策定時点で最も新しいデータを掲載しましたが、調査実施主体や更新時期が異なることから、最新年度などに違いがあります。

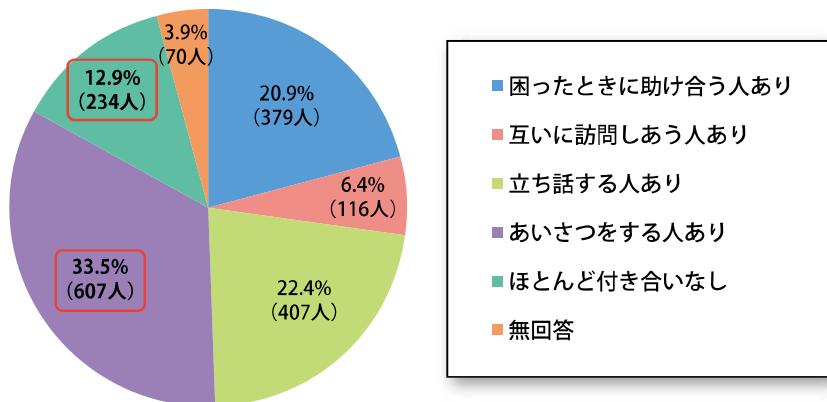
## 2 地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査結果

本計画を策定するにあたり、大分市民の地域福祉に関する意識を把握するため、「地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査」を実施しました。調査結果の概要は下記のとおりです。

調査対象	市内に在住する18歳以上の男女3,600名を無作為抽出
調査期間	平成29(2017)年8月10日から9月22日
調査方法	郵送による配布・回収
回答者数	1,813名(50.4%)
調査協力者	大分大学経済学部 教授 豊島慎一郎

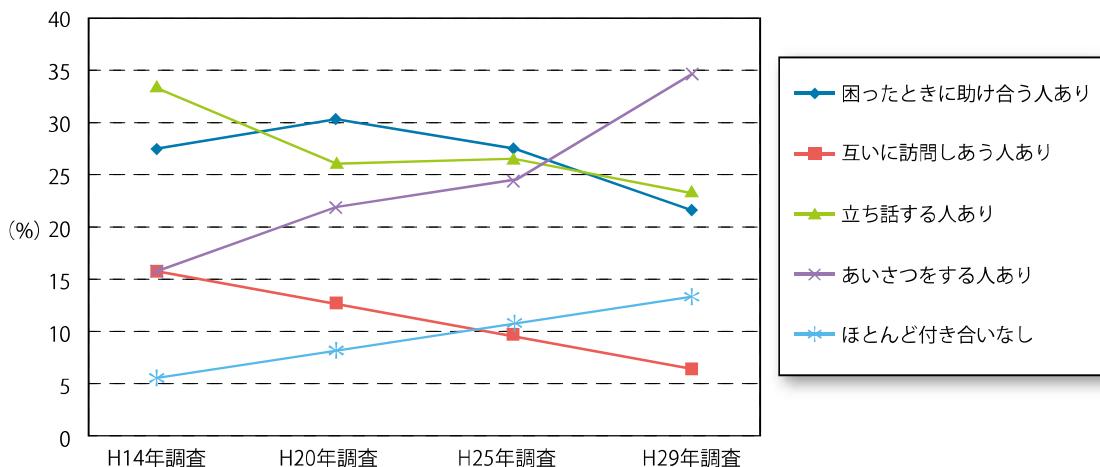
### ①近所づきあいの程度

「あいさつをする人あり」の割合が最も高く、約34%、一方で「ほとんど付き合いなし」が約13%となっています。



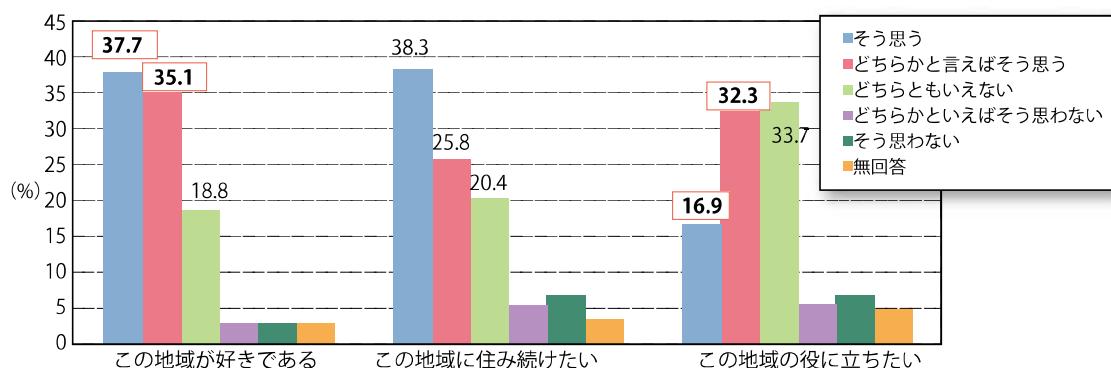
### 過去との比較

「困ったときに助け合う人あり」、「互いに訪問し合う人あり」の割合が減少傾向にある一方で、「あいさつをする人あり」、「ほとんど付き合いなし」が増加傾向となっており、平成14(2002)年調査時に比べ、地域コミュニティの希薄化が進行しています。



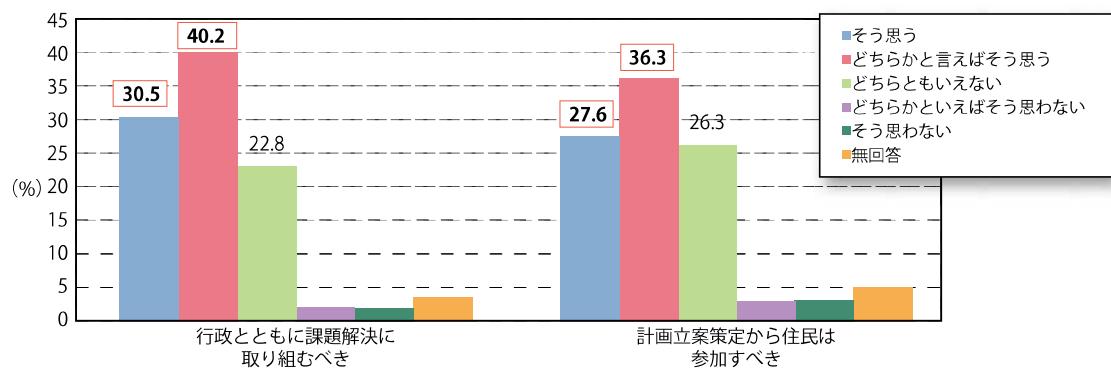
## ②居住地域についての考え方

「この地域が好きかどうか」との問い合わせに対し、肯定的な意見の割合が約73%、  
「この地域の役に立ちたい」との問い合わせに対し、肯定的な意見は約49%となっています。



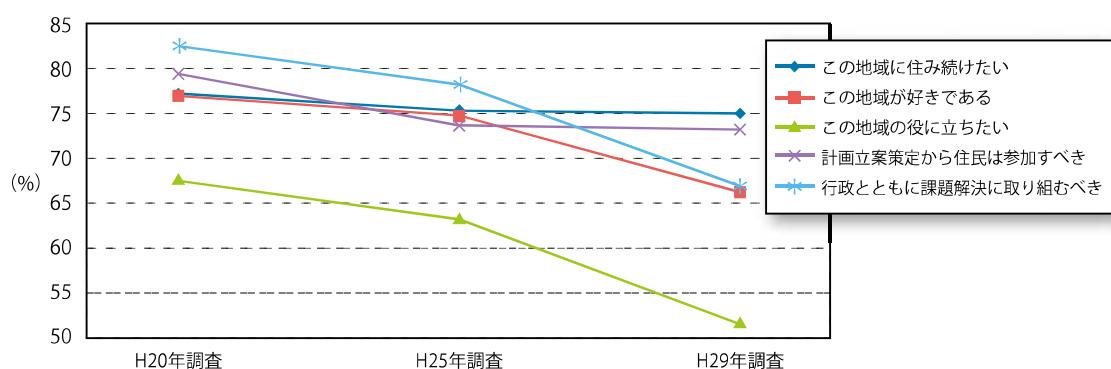
## ③地域や行政との関わり方について

「行政とともに課題解決に取り組むべきか」との問い合わせに対し、肯定的な意見の割合が約71%  
「計画立案策定から住民は参加すべきか」との問い合わせに対し、肯定的な意見は約64%となっています。



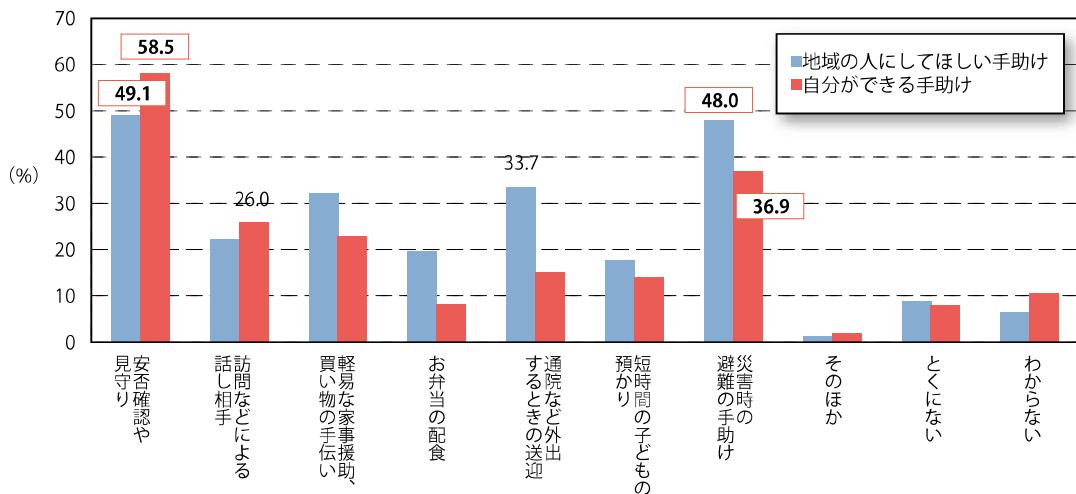
## 過去との比較

「この地域に住み続けたい」、「この地域が好きである」、「この地域の役に立ちたい」との割合が平成20（2008）年調査時に比べ、減少傾向にあり、地域活動への参加に関する意識の希薄化が進行しています。



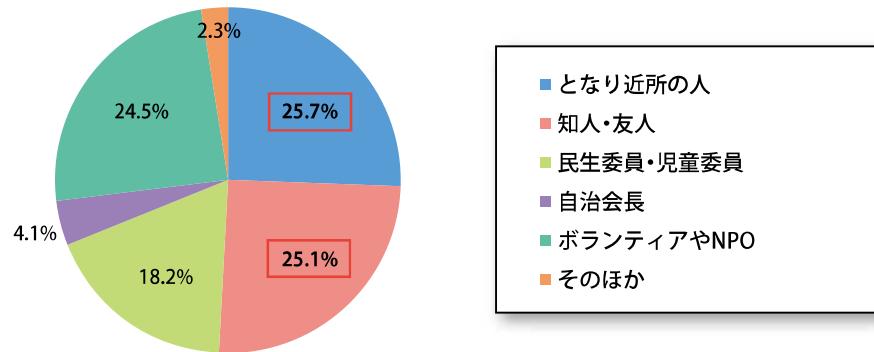
#### ④地域の人にしてほしい手助け、自分ができる手助け

「地域の人にしてほしい手助け」、「自分ができる手助け」について、ともに「安否確認や見守り」の割合が最も高く、次いで「災害時の避難の手助け」となっています。



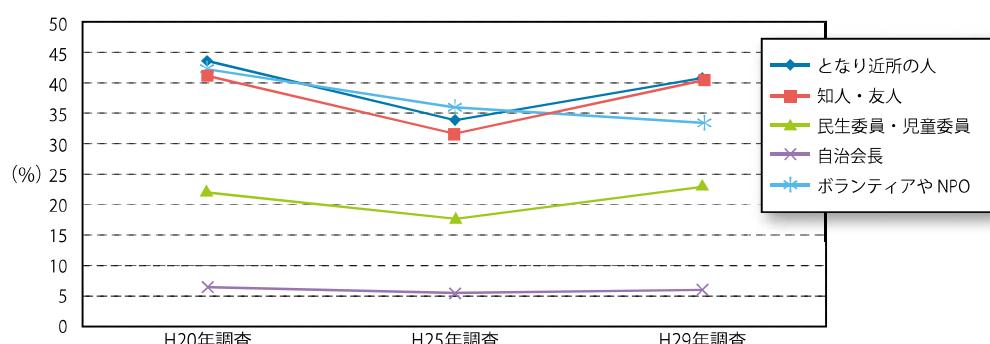
#### ⑤地域での手助けは誰にしてほしいか。

「となり近所の人」、「知人・友人」、「ボランティアやNPO」の割合が約25%となっています。



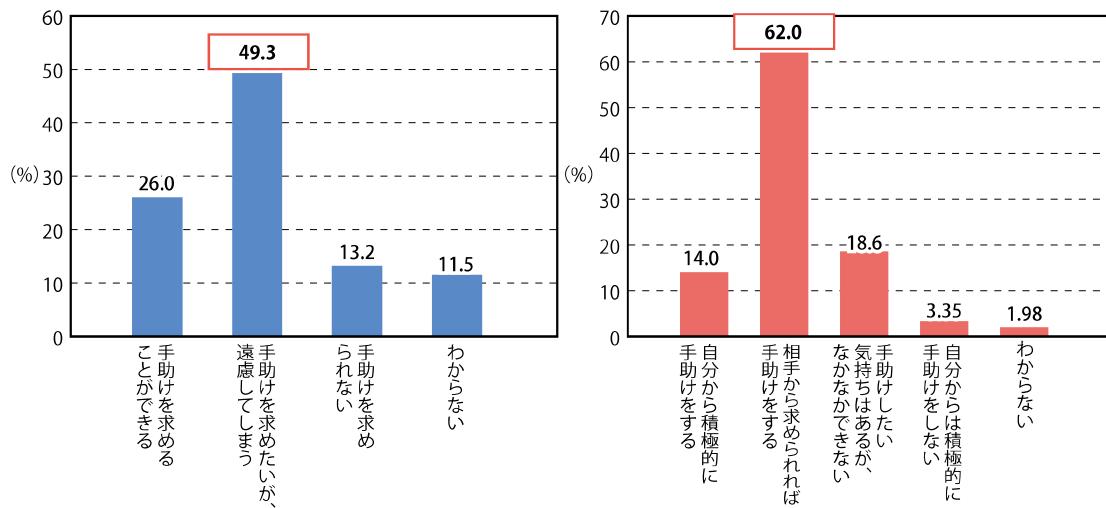
#### 過去との比較

「となり近所の人」、「知人・友人」、「ボランティアやNPO」が上位となっており、平成20(2008)年調査時と比較しても大きな差は見られません。



## ⑥支援を求める意識と支援を求められた場合の対応

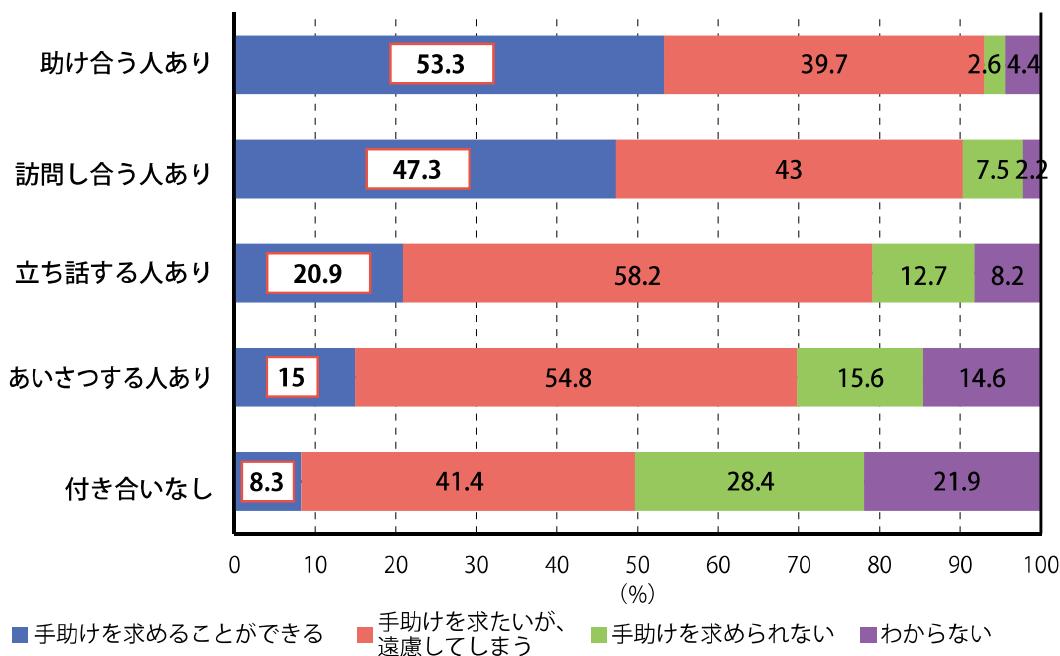
困ったときに、「手助けを求める人が遠慮してしまう」、「手助けを求められない」が約63%、一方で手助けが必要な人がいたときに「自分から積極的に手助けする」、「相手から求められれば手助けをする」が約76%となっています。



## 近所づきあいとの比較

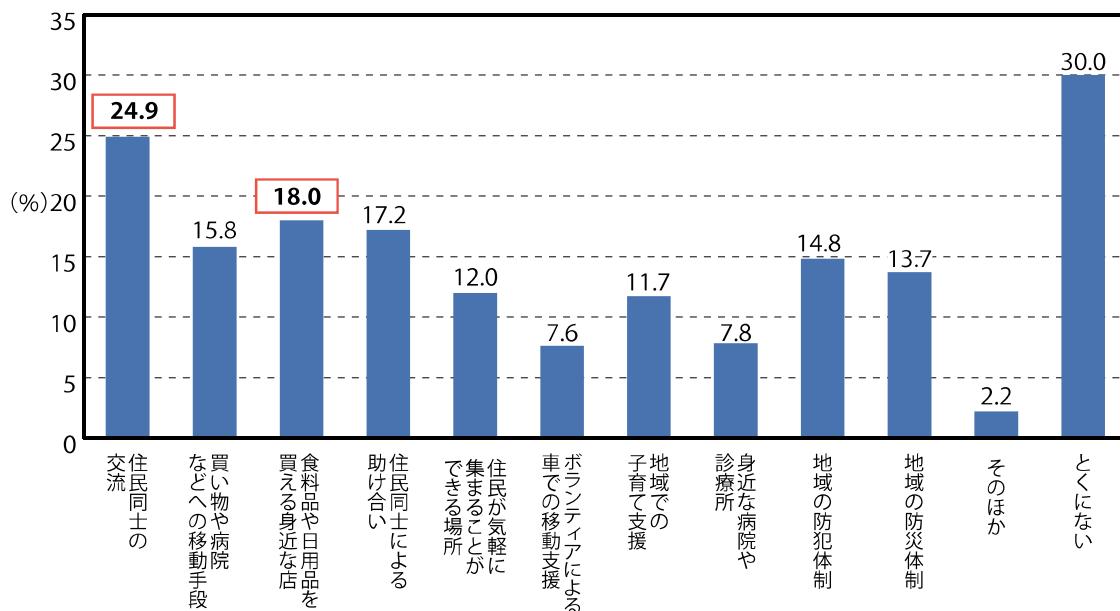
近所付き合いについて、「助け合う人あり」、「訪問しあう人あり」と回答した人のうち、約半数は手助けを求めることができるという意識をもっています。

一方で、「立ち話する人あり」、「あいさつする人あり」、「付き合いなし」と近所付き合いが希薄な人ほど遠慮してしまうという意識が高くなっています。地域関係の希薄化は助け合いを妨げることを示唆しているものと考えられます。



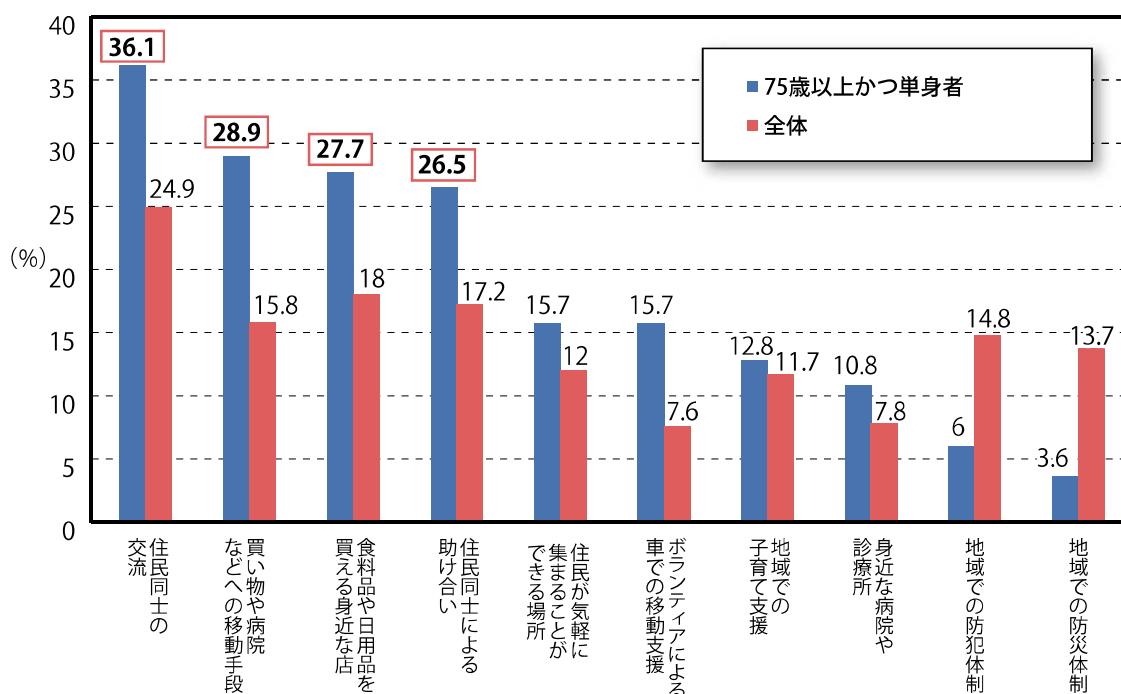
## ⑦地域で足りないと感じているもの

「住民同士の交流」の割合が高く約25%、次いで「食料品や日用品を買える身近な店」で18%となっています。



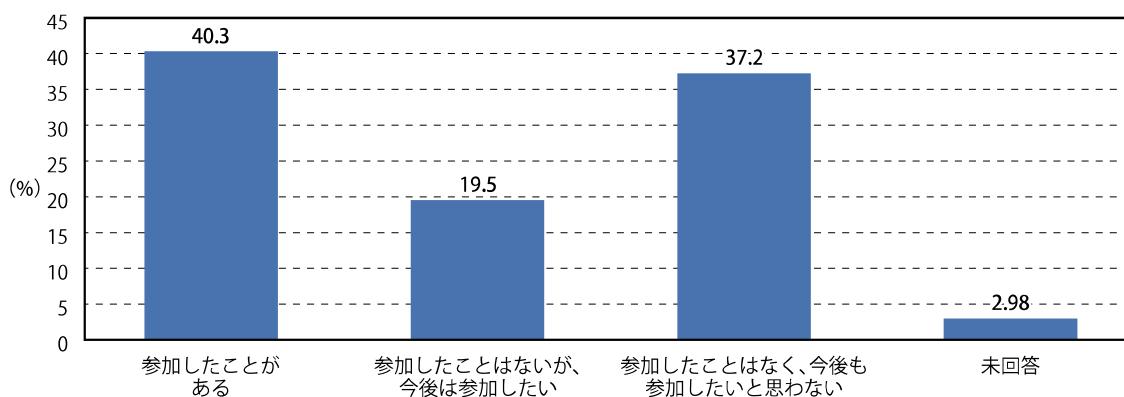
## 75歳以上かつ単身者との比較

回答者全体と比較すると、「住民同士の交流」、「買い物や病院などへの移動手段」、「食料品や日用品を買える身近な店」、「住民同士による助け合い」の割合が高く、日常生活に密着した地域ぐるみの支援を求める傾向であると考えられます。



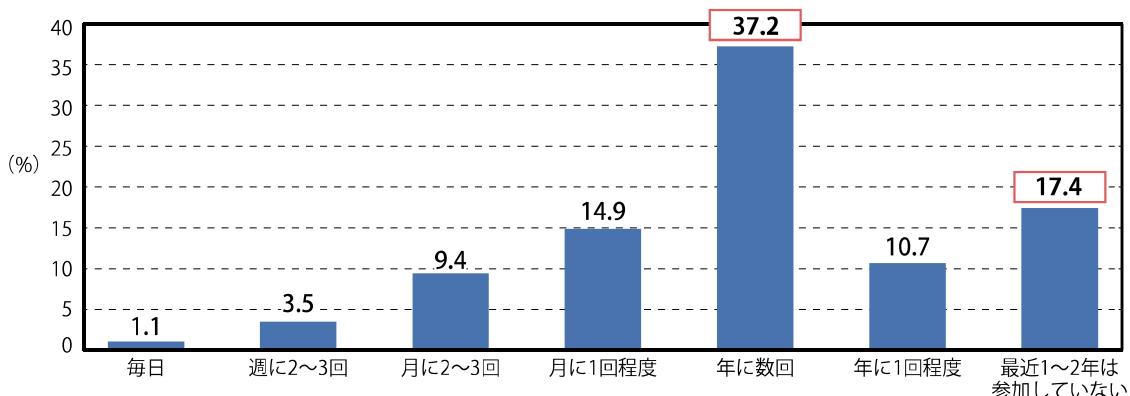
### ⑧地域活動への参加経験

「参加したことがない」の割合が約57%と、「参加したことがある」を上回っています。



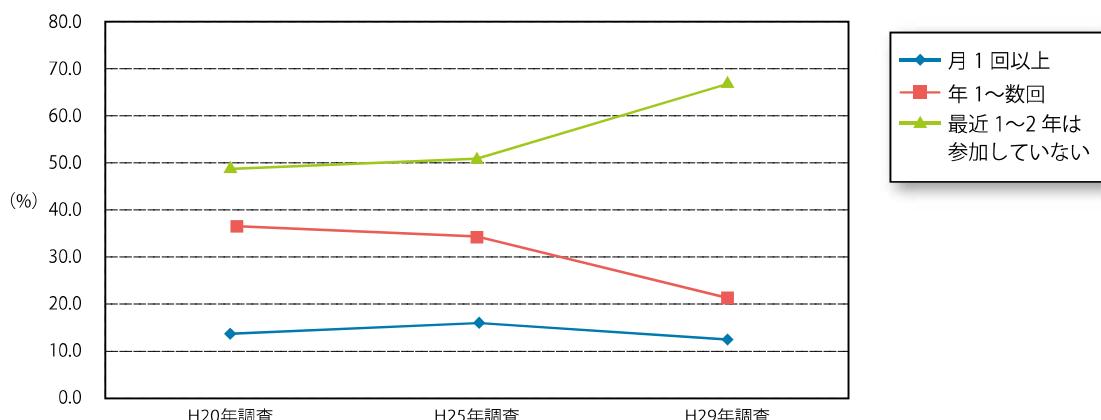
### ⑨最近一年間の地域活動への参加頻度について

「年に数回」の割合が最も高く約37%、一方で「最近1~2年は参加していない」が約17%となっています。



### 過去との比較

平成20（2008）年調査時と比較して、「最近1~2年は参加していない」が大幅に増加しており、地域活動に対する意識の低下が進行しています。

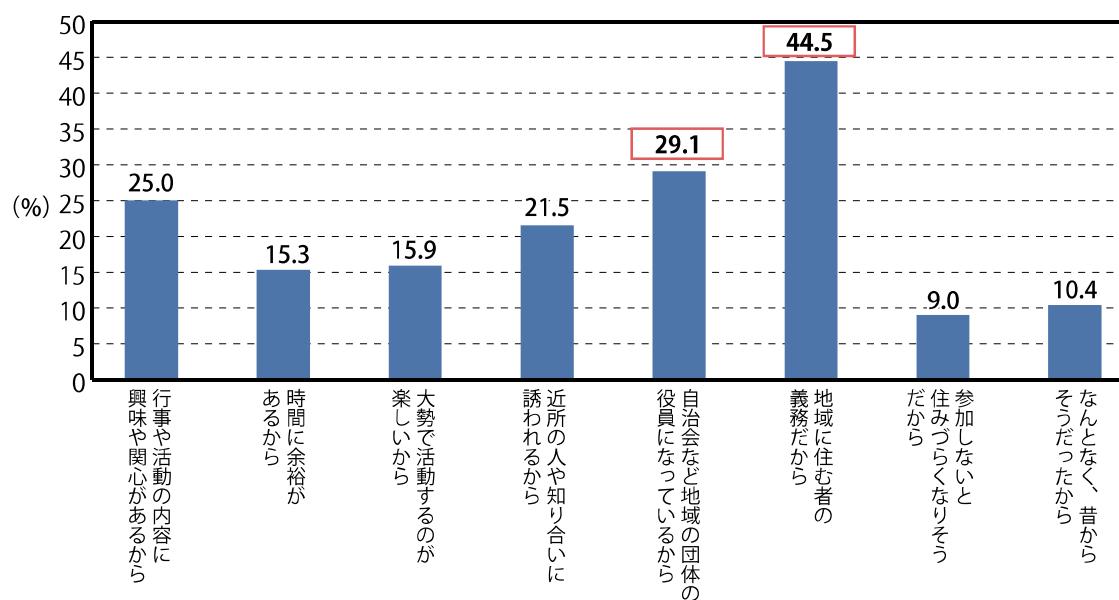


### ⑩地域活動への参加理由、不参加理由

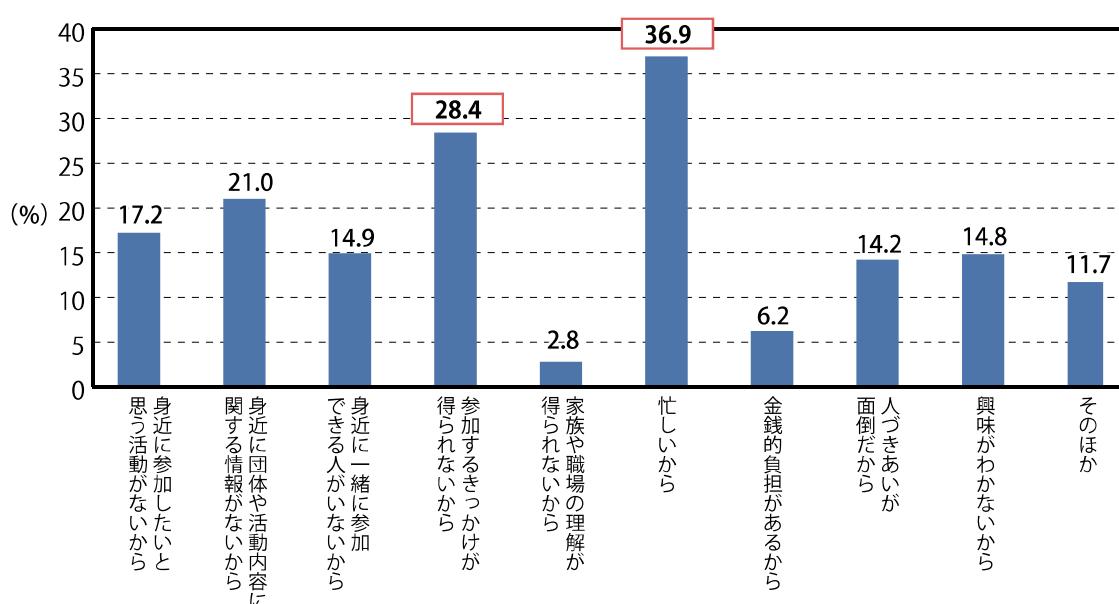
参加理由として、「地域に住む者の義務だから」の割合が最も高く、約45%、次いで「自治会など地域の団体の役員になっているから」で約29%となっており、地域活動への参加を義務と捉えている人の割合が高い結果となっています。

不参加理由として、「忙しいから」の割合が最も高く約37%、次いで「参加するきっかけがないから」で約28%となっています。

#### 参加理由



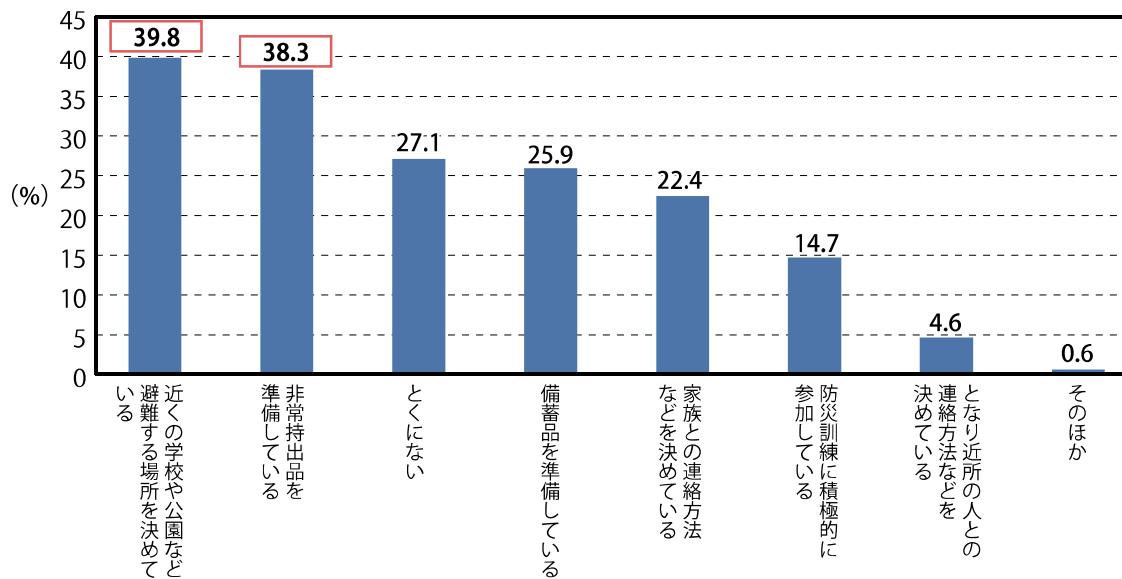
#### 不参加理由



## ⑪災害に対する備えについて

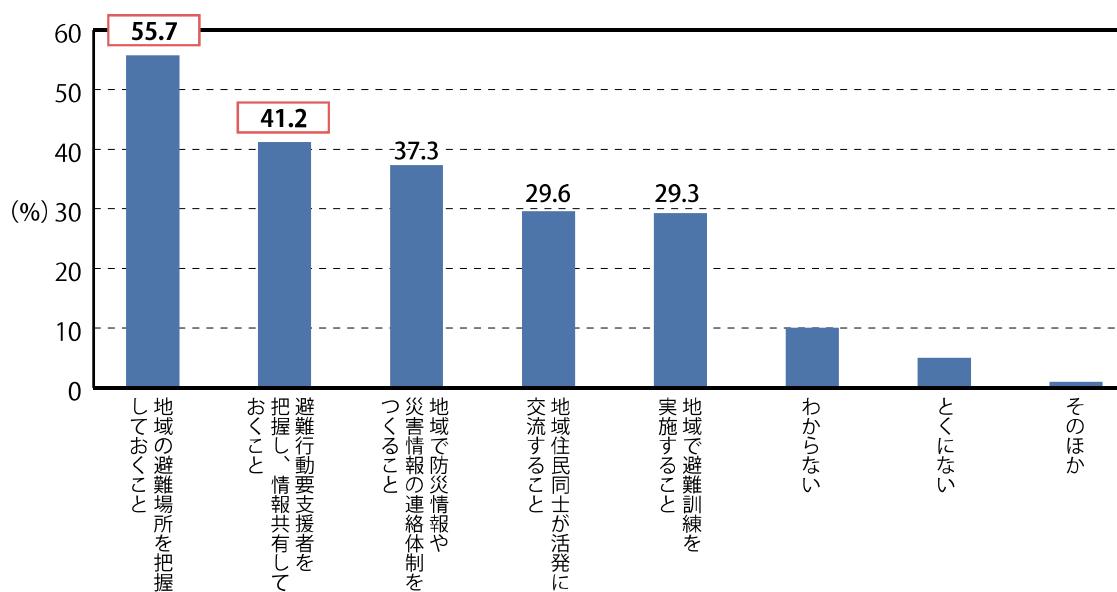
「近くの学校や公園など避難する場所を決めている」、「非常持出品を準備している」の割合が高く、それぞれ約40%となっています。

一方で「とくにない」の割合が約27%となっており、防災への意識に対する差が見られます。



## ⑫災害のために住民が行う日頃からの準備

「地域の避難場所を把握しておくこと」の割合が最も高く、災害への備えと同様の結果となっています。次いで「避難行動要支援者を把握し、情報共有しておくこと」となっており、同制度への理解や協力に向けた取り組みが必要と考えられます。



### 3 地域福祉の主な担い手

※人数や数値などは平成 30（2018）年 4 月時点です。

#### 住民

住み慣れた地域社会で、自立のための努力「自助」とともに、日頃から近所づきあいや地域行事への参加などを通じ、見守りや声かけなど「共助」の基盤となる良好なコミュニケーションを構築することが求められます。

#### 校(地)区社協

小学校区や中学校区などを基本に、自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、校区ボランティアなど住民により組織されている団体で、市社協との連携のもと、市内に 45 校（地）区で地域の特性を考慮した個性ある自主的な福祉活動（おおむね自治区単位の「小地域福祉ネットワーク活動」や「地域ふれあいサロン」、校区単位の「子育てサロン」や住民の交流行事など）を展開しています。

#### 民生委員・児童委員（主任児童委員）

地域の「見守り役」、「身近な相談役」、「専門機関へのつなぎ役」として高齢者の安否確認や見守りのための訪問活動、高齢者、障がい者、子育て世帯などに対する福祉サービスの紹介、地域で行うサロン活動への協力、関係機関との連携などの様々な活動に取り組んでいます。

（定数）865 人（内主任児童委員 91 人）

#### 自治会（町内会）

平成 30 年 4 月現在で 687 の自治区があり、住民に最も身近な組織として、おおむねそれぞれの自治区で自治会（町内会）が組織されています。本市が推進する地域コミュニティ再生事業の核となる組織であり、それぞれが自主的な独自の取り組みを展開しています。

（自治会加入世帯）183,510 世帯（加入率）87.88%

#### 消防団

長い歴史と伝統に培われた組織で、郷土を愛する団員たちは、火災や自然災害などから住民の生命、身体、財産を守るために、日夜防災活動に取り組むほか、火災の予防や防災の啓発活動、地域における行方不明高齢者の捜索など幅広い分野で活躍しており、団員の献身的な活動は、地域の安心・安全を守るリーダーとして大きな役割を担っています。

（団員定員）2,400 人（団員実員）2,175 人（実員割合）90.6%

#### 自主防災組織

住民などの自主的な取り組みにより結成され、平常時から防災知識の普及や、避難訓練などを行い、万が一の時に住民がお互いに助け合い、励まし合い、地域で災害に備えようとする組織です。

（結成自治区数）682 自治区（結成率）99.27%

## 社会福祉施設など

地域における社会福祉施設などは、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設には高齢者や障がい者、認知症の人への対応など、様々な分野に精通した人材が勤務しており、利用者をはじめとする住民の相談に応じることなどが期待されています。

## ボランティア・NPO

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティアやNPOの活動も広がりを見せています。また、ボランティアの存在は、災害時の被災者支援や復興支援の過程において必要不可欠なものとなっているなど、その活動は高く評価されています。

(ボランティアグループ団体数) 280 団体

(ボランティアグループ会員数) 8,965 人

(NPO 法人数) 228 法人

## 総合型地域スポーツクラブ

地域におけるスポーツを核にした自主・自立の運営によるクラブです。スポーツに関することはもとより、地域の活性化、健康づくり、高齢者の生きがいづくり、親子や家族、世代間の交流などを行っています。

(クラブ数) 15 クラブ

## 子ども会

子ども会は、地域を活動の舞台とし、異年齢の子どもたちの集団活動を通して、社会の一員として必要な知識や技能及び態度を学ぶことのできる場となっています。また、子ども会活動は、住民や団体などに支えられていることから、その活動は地域の絆の強化や地域ぐるみの子育てにも役立っています。

## 婦人会

婦人会は、「心の通いあう地域づくり」を基本テーマに掲げ、地域との絆の必要性を再認識しながら、教育、環境、福祉健康の3分野を中心に自己研鑽と地域活動に取り組み、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に努めています。

## 老人クラブ(老人会)

老人クラブは、地域の任意団体で、おおむね60歳以上の高齢者が会員となり活動しています。社会奉仕活動、友愛訪問、健康づくり、子どもたちとの交流活動などを展開し、会員の生きがいづくりとともに、地域コミュニティの活性化に大きく寄与しています。今後、地域にある様々な団体との連携を一層強化し、地域福祉の重要な担い手として大きな役割を担っていくことが期待されます。

(クラブ数) 333 クラブ (会員数) 16,628 人

## PTA

PTAは、児童・生徒の健全育成と福祉増進を目的とする社会教育関係団体で、会員の研修と実践活動を基礎にして、主に学校教育への協力・支援、地域社会や関係機関との連携・協力などを通して、教育環境の改善を図るとともに生涯学習を促進し、教育の充実・向上に努めています。

## おやじの会（PTA父親部）

おやじの会は、児童生徒の父親を中心とした保護者によって結成された任意団体で、当該校の児童生徒にものづくりや自然体験など、様々な体験活動を提供するとともに、学校の環境整備など、学校教育を側面から支援しています。母親に責任を委ね家庭教育における存在が希薄になりがちな父親の子育て参加を促進するとともに、地域ぐるみの子育てに大きな役割を果たしていくことが期待されます。

## 青少年健全育成（連絡）協議会

「大人が変われば子どもも変わる」、「地域の子どもは地域で守り育てよう」という基本理念に立ち、さまざまな体験活動の場を提供して、青少年の社会参画を促す事業の展開に努めるとともに、有害環境の浄化活動や安全確保にむけた様々な取組を進めながら、子どもたちが心豊かに安心して暮らせる街づくりを目指した活動を展開するなど、地域における青少年の健全な育成の中核を担っています。

（登録校区・地区数）64 校区・地区

## 大分市民健康ネットワーク協議会

健康への関心が高まる中、これまで個々に活動してきた健康づくりや食生活改善などに取り組む様々な団体のネットワーク化を図り、総合的な健康づくり活動を展開していくとするものです。健康づくり運動指導者養成講座を開催し、指導者はそれぞれの地域で高齢者むけ健康づくり運動教室を実施しています。身近な地域での健康教室として参加者も増加しており、健康づくりはもちろん、住民の交流などにも大きな役割を担っています。

（登録団体数）270 団体 （会員数）17,445 人

（健康づくり運動指導者数）857 人 （健康づくり運動教室数）192 教室

## 大分市健康推進員

市民の健康づくりを身近な地域で推進するため、自治会長の推薦を受け、市長から委託を受けた市民の方です。地域の関係者や保健師・管理栄養士と連携を図りながら、市民健診受診率向上の取り組みや、健康づくりに関する知識の普及啓発活動、地域と行政とのパイプ役などの役割を担っています。

（人数）647 人

## 大分市食生活改善推進協議会

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市内 7 部において食を通した健康づくり活動や食育の普及、啓発活動を地域の実情に応じて実践しているボランティア組織です。

自分や家族の健康管理はもとより、食生活改善の料理教室、親子料理教室、高齢者のための料理教室などを開催し、住民へ食生活改善の輪を広げ、健康づくりの担い手となっています。

（人数）279 人

## クリーン推進員

ごみの「収集日・分別の仕方・ステーションの美化対策」などの啓発や、不法投棄を発見した場合の通報・現場の把握、また、自治会内での清掃活動などへの参加や育成などの活動を行っています。

（人数）742 人

## 大学などの研究機関

大学などの研究機関は、地域の一員として行政や地域との連携を取りながら専門的知見を活かし、地域福祉のあり方などについて調査研究し、地域社会における多様な活動を支えていくという大きな役割を担っています。地域福祉をはじめ様々な課題の解決のために、地域や行政などと連携して素晴らしい研究成果をあげていくことが期待されます。

## 企業・商店街・経済団体など

地域の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献の考え方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者などの生きがいや社会参加意欲の創出のため、雇用などの面においても積極的に取り組む必要があります。

## 保護司会

犯罪や非行をした人が何らかの処分を受けた後に、社会の一員として、地域社会の中で、再び過ちを犯すことなく、早期に更生できるよう手助けする団体で、全国的な取り組みとして犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的とする「社会を明るくする運動」を展開しています。

(保護司数) 132 人

## 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口です。中学校区を基本とした23圏域に設置されており、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の専門職がチームを組み、地域で暮らす高齢者を支援しています。地域づくりや地域包括ケアを進めるための地域の拠点となることが期待され、日常生活圏域におけるネットワーク構築の推進に取り組んでいます。

## 市社協

市役所の福祉サービスのみでは十分に対応できない民間レベルでの自発的な福祉活動が展開できる公的な団体として、戦後間もない頃より組織化されてきた経緯があります。公共性と民間性を持ち合わせた団体として、広範囲な福祉分野を対象とした様々な地域福祉活動や福祉サービス事業を展開しています。

## 市役所

市民一人ひとり、住民組織、関係団体、社会福祉協議会など、さまざまな地域福祉の担い手が活動しやすい環境をつくるための支援を行うほか、住民にとって身近な基礎自治体として市民のニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたさまざまな施策を効果的に推進し、関係機関との連携に努める中で公的サービスの適切な提供を行います。

## 4 地域福祉活動の場

※人数や数値などは平成30（2018）年4月時点です。

### 地区公民館

歴史的、地理的条件や人口の推移などを考慮し、市役所が直接運営する地区公民館を設置しています。生涯学習の拠点であるとともに地域まちづくりの拠点施設として、多くの市民に利用されています。

（地区公民館数）13箇所

### 校区公民館

日常生活圏域である中学校区または小学校区における市民に密着した生涯学習の拠点施設であるとともに、校（地）区社協の活動拠点として、地域福祉推進の重要な役割を担っています。市役所では、建設費や運営費の補助を通じて、活動のサポートをしています。

（校区公民館数）35箇所

### 自治公民館

顔の見える近所付き合いの中で、地域コミュニティ活動の拠点として、住民が最も気軽に使いやすい施設であり、市役所では、建設費や運営費の補助を通じて、活動のサポートをしています。

（自治公民館数）559箇所

### 老人いこいの家

高齢者が地域において楽しみながら交流し、社会参加する場であり、多くの人に利用されています。  
（老人いこいの家）7箇所

### こどもルーム

子どもたちに遊びを通して、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、保護者の情報交換の場、子育てに関する相談の窓口などの機能を持つ施設です。

（こどもルーム数）11箇所

### 児童育成クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象として、放課後などに適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図るため、地域のボランティアなどで組織する運営委員会や社会福祉法人などの民間事業者により運営されている施設です。市役所は運営費を補助しています。

（児童育成クラブ）54箇所　（民間放課後児童クラブ）8箇所

## 認可保育所、認定こども園、幼稚園など

幼稚園は、満3歳からの幼児の教育を行うことを目的とする学校教育施設です。

保育所（園）は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

（幼稚園）49箇所 （保育所）80箇所 （認定こども園）30箇所

## 小学校・中学校・義務教育学校

小学校・中学校、義務教育学校では、住民や福祉施設入所者との交流や様々な福祉体験活動が盛んに行われており、各校とも、特色ある取り組みを進めています。これらの活動は、将来の地域福祉活動の担い手を育てるためには欠くことのできないものであり、子どもたちが地域コミュニティの中で成長していくことを自然に学ぶ貴重な機会となっています。

また、小学校・中学校などの体育館は、災害時における避難所に指定されているところが多く、さらに、住民のスポーツ・レクリエーションの場としても開放されています。

（小学校数）54校 ※分校を含む （中学校数）28校 ※分校を含む

（義務教育学校数）1校

## 高齢者施設

大分市には、「特別養護老人ホーム」「介護老人保健施設」「軽費老人ホーム」「養護老人ホーム」、「認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）」などの高齢者施設があります。子どもたちをはじめとする住民が施設を訪れたり、施設の利用者や職員が、住民と協働して行事を開催するなど、交流を進める中、施設利用者自らも楽しみ、子どもたちや住民に豊富な経験に基づいた知識ややすらぎを与えるという役割の一端も担っています。そのような交流を促進するために地域交流スペースを設置し、地域に開放している施設もあります。

（特別養護老人ホーム数）35施設 （介護老人保健施設数）20施設

（軽費老人ホーム数）8施設 （養護老人ホーム数）1施設

（高齢者グループホーム数）40施設

## 障がい者施設

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に加えて、難病などにより障がいがある者を対象にした「生活介護」「就労移行支援」などの障害福祉サービスを行う施設であり、障がいの種別や程度に応じた訓練やサービスを受けることができます。

障がい者福祉の取り組みについては、障害者総合支援法の施行により、全ての障がい者が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないことなどが求められています。このような中、これらの施設においても障がい者と住民の双方から交流を図り、障がい者の社会参加と、地域のノーマライゼーションを実現できるよう努めているところです。

## 福祉避難所

学校や体育館などの指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などが避難するための二次的避難所です。地域社会において、災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人など）の避難を支援することは、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくために重要な課題であり、そのためには住民や福祉施設と市役所が協働して福祉避難所の運営などに取り組んでいく必要があります。

（福祉避難所数）66 施設 （福祉避難所収容人数）344 人

## ホルトホール大分

文化、福祉、健康、産業及び教育の拠点機能を複合し、有機的かつ効果的に連携させた集い・学び・憩い・賑わい・交流の場としての施設です。

多目的に利用できる市民ホールや市民図書館などのほか、大分市総合社会福祉保健センター内に人権啓発センター、子育て交流センター、母子支援プラザ、シニア交流プラザ、障がい者福祉センター、健康プラザや会議室、大分市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体の事務室が設置されており、多くの市民に利用されています。

## コンパルホール

子どもからお年寄りまで多くの市民が、文化活動やスポーツ活動を通じて交流し合える場所です。主催事業として各種の文化・スポーツ教室やイベントを行っているほか、ホール、会議室、体育室などを貸し出しており、多くの市民に利用されています。

## 大分市活き活き健康プラザ潮騒・大分市多世代交流プラザ

高齢者や障がい者、子ども、親子を対象とした各種教室の開催を行っているほか、主に平成17（2005）年に市町村合併した旧佐賀関町、旧野津原町の高齢者交流スペースとして利用されています。

## 保健(福祉)センター・健康支援室

住民の健康づくりの推進を目的に、地域に密着した保健福祉サービスを提供するための拠点として、行政センター単位に設置しています。住民に身近できめ細やかな保健サービスの展開が可能となりました。

## 市民活動・消費生活センター（ライフパル）

ボランティア、NPOなどの市民活動を支援するとともに、消費生活に関する啓発、相談及び苦情処理を行う施設であり、NPO相談、ボランティア相談、消費生活相談などを実施しています。

## 旭町文化センター

旭町文化センターは、大分市における唯一の隣保館として同和問題の速やかな解決と住民の福祉の増進、生活文化の向上を図ることを目的に設置され、同和問題をはじめ各種人権課題に対する理解を深めていただくため、相談事業や各種教養文化教室、講演会などの地域に密着した活動を展開しています。

## 旭町児童館

主に小学生、就学前児童（就学前児童は保護者同伴）に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。年間を通してお楽しみ会やスポーツ大会などの各種行事を開催しています。

## 地域・学校連携施設

新設の学校や全面改築の学校を対象に、学校と地域の連携を支えるため、学校敷地内に、地域の生涯学習活動や地域コミュニティ活動などの拠点となる施設を整備しています。市内では、下郡小学校、大在西小学校、明野東小学校、神崎小中学校、上野ヶ丘中学校に整備しました。また、横瀬小学校では、児童減少により、校舎1棟が余裕教室となつたことから、同様の施設として地域に開放しています。

## 第3章 これまでの取り組みと課題

### 1 第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画について

平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度の 5 年間を計画期間とする前計画では、以下施策体系のもとで重点的なとりくみを中心に各事業などを着実に実施しました。

基本理念	基本目標	活動の方向	重点的なとりくみ
支えあってともに生きる みんなが主役のまちづくり	1. 地域のつながりをつくる	(1) 地域福祉の意識づくり (2) 住民が地域活動に参加しやすい環境づくり	①高齢者や障がい者などへの理解を深め、思いやりの心や住んでいる地域で自分たちにもできることを考えるための教育を充実させます。 ②高齢者や障がい者、若い世代など誰もが気軽に交流できる場づくりを応援します。 ③地域情報の広報や地域福祉活動に関する好事例の情報発信に努めます。
	2. 地域福祉の担い手をつくる	(3) 担い手が活動しやすい環境づくり (4) 地域福祉を推進する人づくり	①積極的にアウトリーチ（地域に出向くこと）を行い、地域で活動する住民同士の「話し合いの場」づくりを支援します。 ②校（地）区社会福祉協議会の地域特性に応じた「活動計画」策定を支援します。 ③地域で活動する人が活動を継続・充実させるための研修会を開催します。 ④地域の様々な支援者や団体をつなげる人材を養成します。
	3. 課題を深刻化させない	(5) 困りごとをキャッチしやすい体制づくり (6) 専門・相談機関で連携対応する体制づくり	①住民相互の見守り支援活動（小地域福祉ネットワーク活動）を推進します。 ②CSW（コミュニティソーシャルワーカー）などによる地域福祉課題への専門的な支援を検討します。 ③第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定委員会を年1回以上開催し、計画の進行管理とともに、新たな課題への対策を検討します。
	4. 安心・安全をつくる	(7) 災害に強いまちづくり (8) 安心して生活するための基盤づくり	①避難行動要支援者名簿を作成し、地域との共有を進めます。 ②災害ボランティアの受け入れ体制を整備します。 ③地域特性に応じた移動支援が実施できるよう検討します。 ④障がいがあっても安心して地域活動に参加できるよう、関係各課で連携し、ハード・ソフト両面における環境整備に努めます。

## 2 両計画の進捗状況

【重点的なとりくみの中で主なもの】

### 基本目標1

### 地域のつながりをつくる

#### ①高齢者や障がい者などへの理解を深め、思いやりの心や住んでいる地域で自分たちにもできることを考えるための教育を充実させます。

市役所では、小学5、6年生を対象とした福祉副読本「ふくしの心」を市社協へ委託して作成し、小学校へ配布を行いました。

また、平成26（2014）年度からは市ホームページに掲載するとともに、授業で活用できるように、校務システムへの掲載も行いました。

市社協では、「ふくしの心」の作成と併せて、福祉学習の手引きを小中学校へ配布し、希望する小中学校を対象に福祉学習講座を実施しました。

#### ②高齢者や障がい者、若い世代など誰もが気軽に交流できる場づくりを応援します。

健康づくりと世代間交流を目的に大分川河川敷、各支所など市内30会場で「ラジオ体操・みんなの体操会」を実施しました。

#### ③地域情報の広報や地域福祉活動に関する好事例の情報発信に努めます。

自治会や町内会、またその活動を支援するNPO法人、ボランティア団体、事業者などが行っている住みよいまちづくりのための取り組みで、他の模範となる優秀な取り組みを「協働のまちづくり大賞」として表彰したほか、選考対象となった活動を事例集としてまとめ、地域に配布しました。

## 基本目標2

## 地域福祉の担い手をつくる

**①積極的にアウトリーチ（地域に出向くこと）を行い、地域で活動する住民同士の「話し合いの場」づくりを支援します。**

校（地）区社協活動への支援のため、平成26（2014）年度より市社協職員による「地域担当制」を導入し、校（地）区社協ごとに抱える課題の把握や情報共有を目的とした話し合いの場づくりの推進に取り組みました。

**②校（地）区社会福祉協議会の地域特性に応じた「活動計画」策定を支援します。**

地域担当制を通じた話し合いの場において、校（地）区社協の主な活動である住民相互の見守り支援活動（小地域福祉ネットワーク活動事業）の充実や、校（地）区社協の目指す方向性などを定めるための「活動計画の策定支援」に取り組みました。

（実績）活動計画策定済の校区 10 校区（平成31（2019）年3月時点）

**③地域で活動する人が活動を継続・充実させるための研修会を開催します。**

地域を牽引するリーダーの養成や担い手の確保を目的とする「地域コミュニティ創造事業」にて、先進地視察、講演会、講座を開催しました。

**④地域の様々な支援者や団体をつなげる人材を養成します。**

おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域福祉活動を支援する担い手として「福祉協力員（仮称）」の配置にむけた支援に取り組みました。

しかしながら、一部の校（地）区社協独自の取り組みとして、福祉委員や福祉推進委員などの名称で地域福祉活動の担い手が配置されたものの、全市的な取り組みには至りませんでした。

## 基本目標3

## 課題を深刻化させない

### ①住民相互の見守り支援活動（小地域福祉ネットワーク活動※）を推進します。

ふれあい対象者やふれあい協力者の見守り状況を具体化するため、協力者・緊急連絡先の有無などの数値化を行いました。

また、このデータを活用し、地域での支援体制状況の確認を共有する場として、校（地）区社協主催で小地域活動者会議の開催支援に取り組みました。

※参考3を参照（89、90ページ）

### ②CSW（コミュニティソーシャルワーカー）などによる地域福祉課題への専門的な支援を検討します。

CSWとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して、生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して生活上の課題を抱える個人や家族と結び付けたり、新たなサービスの開発や公的サービスとの関係を調整したりする専門人材のことです。

大分市では、平成29（2017）年度から、高齢者の日常生活上の課題を解決するためのサービスを提供する仕組みづくりや社会参加を推進することを目的とした生活支援体制整備事業の推進を図っています。

具体的には、校（地）区社協活動を支援する市社協の専門職員が、CSWと同様の専門的な視点から、住民が高齢者の日常生活上の困りごとなどを把握するため、高齢者を対象に実態調査を行い、その調査結果に基づいた話し合いの場を作り、高齢者のニーズとボランティアなどとのマッチングを行うための取り組みを進めているところです。

今後は、高齢者のみならず、障がい者や子どもを含む全世代を対象とした包括的な支援体制の仕組みづくりを進めるなかで、CSWなどによる専門的な人材の配置について検討します。

### ③第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画策定委員会を年1回以上開催し、計画の進行管理とともに、新たな課題への対策を検討します。

計画策定後、毎年度策定委員会を開催し、進捗状況などについて報告を行いました。

新たな課題への対策として、市役所では「生活困窮者自立支援事業」を平成27（2015）年度から開始し、生活や就労などの困りごとへの相談・支援体制の整備を実施しました。

市社協では上記事業のうち「自立相談支援事業」を市役所より受託し、相談や支援を行うとともに、関係機関との連携の構築のために生活困窮者就労支援ネットワーク会議を平成28（2016）年度に設置するとともに、すぐに就労することが難しい方の本格的な就労を支援するため、平成29（2017）年度から認定就労訓練事業者の開拓に取り組みました。

## 基本目標4

## 安心・安全をつくる

**①避難行動要支援者名簿を作成し、地域との共有を進めます。**

平成27（2015）年度より「避難行動要支援者対策事業」を開始し、地域への情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿を、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織の会長に対し提供しました。

また、要支援者の個別避難計画を作成し自治委員へ提供するとともに、事業への理解や協力を目的とした説明会を校区単位で実施し、自主防災組織において情報共有を進め、災害時に避難支援が行える体制づくりの推進に取り組みました。

**②災害ボランティアの受け入れ体制を整備します。**

大分市地域防災計画に基づき、「災害ボランティアセンター」の円滑な設置・運営のため、災害ボランティア養成講座を開催するとともに、参加者への登録呼びかけを実施しました。

また、近隣被災地支援のため、職員を派遣し実践的な経験を積むとともに、市役所と協議を行い、連携体制の整備に努めました。

**③地域特性に応じた移動支援が実施できるよう検討します。**

「ふれあい交通運行事業」にて、交通が不便な地域を対象として、最寄りの路線バス停留所まで乗合タクシーの運行を行い、住民の移動手段を確保するとともにバス利用の促進を図りました。

**④障がいがあっても安心して地域活動に参加できるよう、関係各課で連携し、ハード・ソフト両面における環境整備に努めます。**

市社協では、地域における権利擁護機能の推進を図るため、平成26（2014）年度に包括的な権利擁護機能をもつ体制づくりを検討するための成年後見制度検討会議を開催しました。平成27（2015）年度からは市民後見人養成講座（※）及びフォローアップ研修を開催し、市民後見人の育成に取り組みました。

市役所では、平成30年度から大分市成年後見センターを開設し、その運営を市社協へ委託しました。

※平成28（2016）年度からは市民後見人養成事業として市役所より受託

## 今後の課題

### 市役所

引きこもりなどの社会的孤立やダブルケア、8050問題などの複合的な福祉課題の増加により、既存の制度の狭間にあって解決が困難な課題を抱える人など、従来の「縦割り」で整備された福祉制度のみでは、対応が困難なケースが顕著化しています。

そのため、地域福祉の担い手の中心となる民生委員・児童委員において、活動の複雑化・多様化に伴う負担増により、欠員の増加や担い手不足が深刻化するなどの課題があります。今後は、複合的な福祉課題への対応策として、専門分野を超えた包括的な支援体制づくりと、この支援体制を担う専門職の配置を検討するとともに、民生委員・児童委員活動の負担軽減につながる対策を行う必要があります。

### 市社協

多くの校（地）区社協では、小地域福祉ネットワーク活動などの課題に対する話し合いは行われているものの、課題の共有に留まり、解決につながる対応策の検討には至っていない状況です。

そのため、小地域福祉ネットワーク活動を活用し、困りごとなどの実態調査を行い、その調査結果を踏まえ、住民主体による「話し合い」を行い、地域福祉課題の解決につながる地域独自の校（地）区社協活動計画の策定支援に取り組んできました。

話し合いの場において共通する顕著な課題として、これから活動を担う人材の不足があげられていることから、地域福祉活動の担い手の育成が求められています。

また、第3期・第4次計画における取り組みの一つであった自治会を活動範囲とした福祉活動の担い手「福祉協力員（仮称）」の配置についても、達成が困難な状況となっています。

今後も、市社協職員による地域担当制を通じて、校（地）区社協ごとの「話し合いの場」づくりを進め、多くの住民が参加するような取り組みを展開することにより、地域への関心を高めていく必要があります。併せて、校（地）区社協ごとの計画策定支援にも取り組んでいく必要があります。

# 第4章 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

市役所と市社協で一体的に策定した第3期・第4次計画では、住民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、市社協および市役所が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で、誰もが住み慣れた地域で個性を活かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できるまちづくりを目指すために、基本理念を「支えあって ともに生きる みんなが主役のまちづくり」としました。

本計画においても、第3期・第4次計画での取り組みを継承するとともに、地域共生社会の実現に資する新たな取り組みを推進していくために、次の基本理念を掲げます。

### 支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり

## 2 基本目標

基本理念の実現にむけた本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

### 基本目標1

### 地域のつながりをつくる

住民一人ひとりの人権意識を高め、地域での交流を促し相互理解を深めるとともに、他人事になりがちな地域づくりを自分の事（我が事）として捉え、興味や関心をもち地域における支え合いや助け合いの大切さに関する理解を広める取り組みを行います。また、多くの人が参加しやすく、地域特性に応じた交流の場づくりを促進し、地域の情報が多くの人々に届く情報提供の仕組みをつくります。

### 基本目標2

### 地域で支え合う体制をつくる

地域福祉活動を支える担い手をつくるとともに、それぞれの地域で継続して活動しやすい仕組みをつくります。また、住民が主体となり地域課題の解決を試みる仕組みや、関係機関との協働にむけたネットワークを構築するための仕組みをつくります。

### 基本目標3

### 地域課題を解決できる体制をつくる

住民が生活課題に直面した時に気軽に相談できる環境をつくるとともに、早期発見ができる体制づくりを進めます。また、複合的な課題に対して適切な相談支援が提供されるよう、分野を横断する包括的な体制をつくります。

### 基本目標4

### 安全・安心をつくる

災害などの緊急時に備え、避難行動に支援を要する方への見守りや声かけが日頃から行われる仕組みが地域において構築されるよう支援します。また、バリアフリーの推進、権利擁護機能の強化などハードとソフト両面の対策を通じ、地域福祉を側面から支え、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域づくりを進めます。

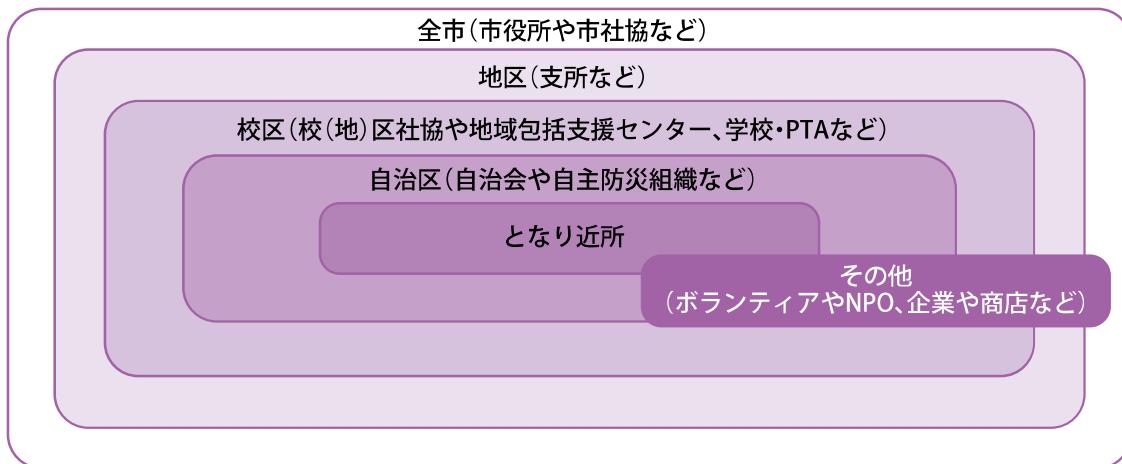
### 3 施策の体系

本計画では4つの基本目標を定め、これを達成するための施策の方向と取り組みを定めることにより、より効果的な地域福祉を推進します。

基本理念	基本目標	施策の方向	取り組み	事業分類	
支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり	1. 地域のつながり をつくる	(1) 地域づくりを我が事とする意識づくり	①地域福祉への意識の醸成 ②地域での人権意識の啓発 ③地域と学校の連携	A B C	
		(2) 住民が地域活動に参加しやすい環境づくり	①地域活動へのきっかけづくり ②交流の場づくりや交流促進への支援 ③情報発信	D E F	
		2. 地域で支え合う 体制をつくる	(1) 地域福祉の担い手づくり	①担い手の発掘・養成 ②活動しやすい環境づくり	G H
			(2) 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり	①市社協の体制強化 ②住民相互の見守り支援活動の充実 ③地域活動への支援	I J K
			(3) 専門・相談機関との協働にむけたネットワークづくり	①地域課題解決にむけた人材養成	L
			3. 地域課題を解決 できる体制をつくる	(1) 困りごとをキャッチしやすい環境づくり	①分かりやすい情報提供 ②相談体制の充実
	(2) 専門・相談機関同士の連携強化、ネットワークづくり			①顔の見える関係の構築 ②生活困窮者への支援	O P
	(3) 分野を横断する包括的な相談支援体制づくり			①市役所の体制整備 ②専門・相談機関の連携強化	Q R
	4. 安全・安心をつくる	(1) 災害に強いまちづくり		①地域防災力の強化 ②災害時における体制強化	S T
		(2) 安心して暮らせるための基盤づくり		①地域特性に応じた移動支援 ②空き家等への対策 ③安全・安心の環境整備	U V W
		(3) 権利擁護の推進		①成年後見制度の利用促進 ②権利擁護への理解	X Y

## 4 圏域の設定

人口規模・地理的条件などから、「となり近所」を最小単位として6層構造の圏域を設定し、互いに連携・補完しながら、地域福祉の推進を図ります。



### となり近所

「向こう三軒両隣」、「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があるように、もっとも身近で頼りになる存在であり、いざという時に助け合うには日ごろからの近所づきあいが大切です。

### 自治区

平成30（2018）年4月現在で687の自治区があります。また、任意組織である自治会などでは、班組織まで整備されており、それぞれの地域特性に合わせた個性ある活動に取り組むことができます。

### 校区

平成30（2018）年4月現在で市立の小学校は54校（分校含む）、中学校は28校（分校含む）、義務教育学校は1校あり、PTA活動や子育て中の保護者、高齢者、障がい者の交流活動などが行われています。なお、校（地）区社協（45箇所）が地域福祉活動の中核を担う団体としておおむね小学校区で活動しているほか、高齢者に関する総合相談窓口として地域包括支援センター（23箇所）がおおむね中学校区ごと設置され、誰もが住み慣れた地域で安心して過ごせるよう活動しています。

### 地区

支所などを単位として13地区があり、住民の公的サービスの拠点であるとともに地域コミュニティの活性化、災害対策などに市民、関係団体及び行政が協働で取り組む地域づくりが行われています。

### 全市

適切な公的サービス提供のほか、市社協など関係団体によるすべての住民を対象とした地域福祉活動が展開されています。

### その他

職域や同じ趣味・境遇の市民グループ、ボランティア、NPOなどが特定の地域にとらわれない活動に取り組むことができます。

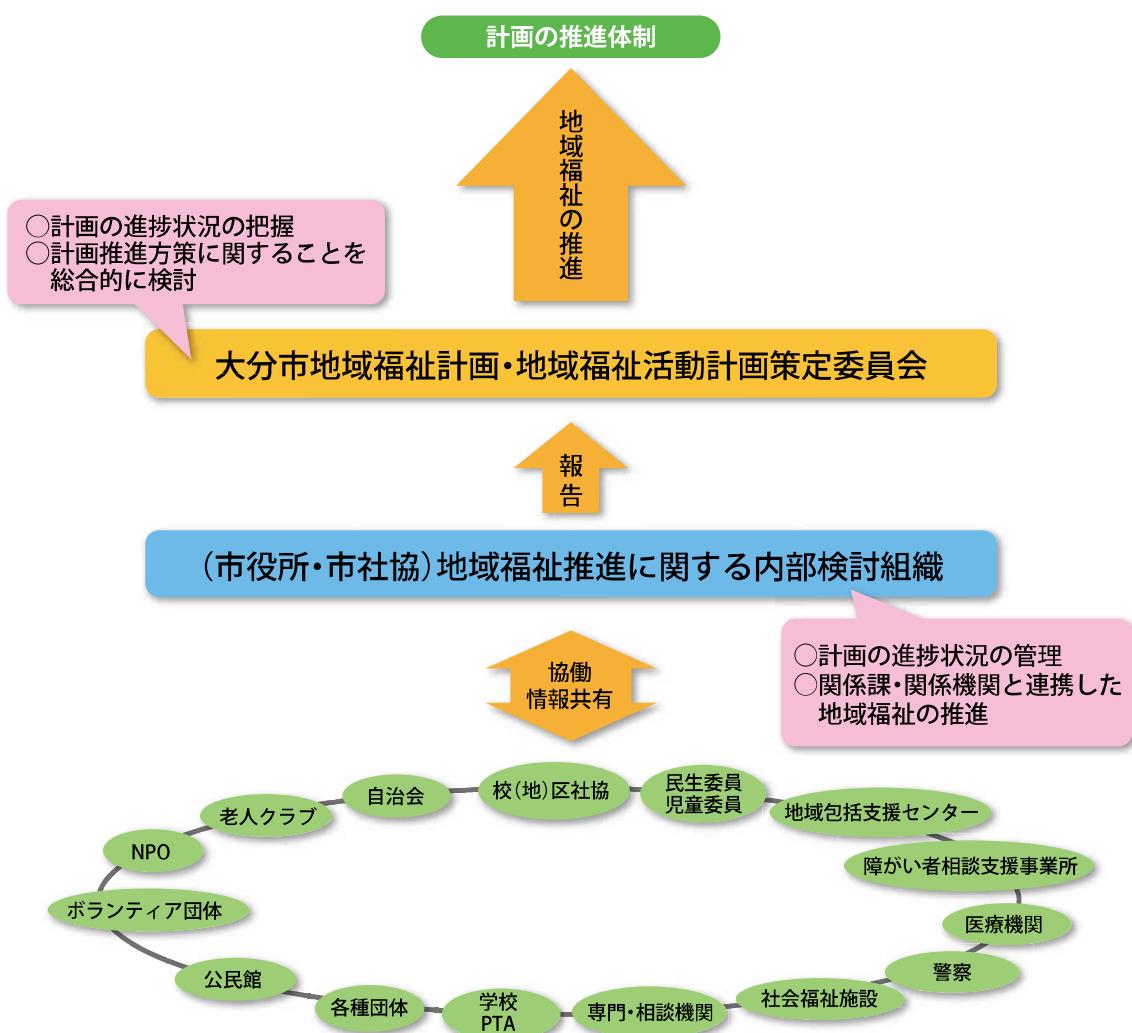
## 5 計画の推進体制と進捗状況の管理

### (1) 計画の推進体制

本計画は住民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体、市役所及び市社協が相互に連携し、それぞれの役割を果たす中で推進する必要があります。市役所と市社協の協力・連携体制を強化する中で、校（地）区社協などの地域活動団体やそれぞれの分野の専門・相談機関など様々な地域福祉の担い手との協働・情報共有を図り、それぞれの内部検討組織において本計画の進捗状況の管理や関係部署の連携により地域福祉の推進に取り組みます。

### (2) 計画の進捗状況の管理

学識経験者、地域代表、専門機関代表、公募による市民の代表者、市役所および市社協の職員から構成される「大分市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を、計画策定後も常設し、計画の進捗状況の把握や推進の方策に関するこの総合的な検討などにより、効果的な地域福祉の推進を図ります。



# 第5章 地域福祉推進にむけた取り組み

## 1 施策の方向ごとの取り組み

施策の方向ごとの現状や課題、第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）や校（地）区社協での話し合いの場での意見、市民意識調査結果をもとに、「住民や地域に望むこと」を示し、「市役所と市社協が取り組むこと」を42ページに記載している事業分類ごとに整理しました。

### 基本目標1

### 地域のつながりをつくる

#### 施策の方向（1）地域づくりを我が事とする意識づくり

##### 現状や課題

- 少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化してきており、それに伴って地域のつながりの希薄化がますます進行している。
- 「この地域が好き」、「地域の役に立ちたい」といった地域に対する意識も低下している。
- 同じ校区内でも、自治区ごとに様々な事情があり、地域福祉への意識にも差がある。

##### 策定委員会での意見

- 住民は自分のために必要性を感じないと、地域のことにはなかなか関心を持ってくれない。
- 地域のつながりの構築のためには、まずは「我が事」の意識を持つもらうことが必要。
- 見守る側だけではなく、見守られる側の意識改革も必要。
- 障がいがある人への思いやりの気持ちを持つためにも、例えば地域と学校との連携に取り組んでほしい。
- 10年先を考えたときに、例えば小学校からの福祉教育などをしっかり行うことは大切。そういう教育を受けた子どもが将来的な担い手になることも十分に考えられる。

##### 校（地）区社協での話し合いの場での意見

- 地域のつながりは各戸の努力なしではできないので、情報共有のための話し合いも必要。
- 現役世代（特に若い人）にももっと地域行事などへの参加をしてほしいと思う。



##### 取り組み

###### ①地域福祉への意識の醸成

より多くの住民の地域福祉活動への興味や関心を高め、参加促進を図る。

###### ②地域での人権意識の啓発

人権意識を啓発するための講座などを開催する。

###### ③地域と学校の連携

福祉学習などを通じて、支え合いや助け合いの大切さを学ぶ機会の充実を図る。

## 住民や地域に望むこと

### ①地域福祉への意識の醸成

- となり近所との付き合いを大切にし、あいさつなどを積極的にしましょう。
- 地域活動を他人事とは思わず、自分の事（我が事）として意識しましょう。
- 市報や回覧板などを通じて、積極的に地域の情報を得ましょう。

### ②地域での人権意識の啓発

- お年寄りや障がいがある人への思いやりをもちましょう。
- 人権意識を啓発する講座などに積極的に参加しましょう。

### ③地域と学校の連携

- 福祉学習などを通じて、地域の事に関心や興味を持ちましょう。
- ボランティア活動などを通じて、福祉の心を育みましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①地域福祉への意識の醸成

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
A-1	赤い羽根共同募金	「赤い羽根共同募金」活動の支援を行い、寄付金を地域福祉推進のために役立てます。	福祉保健課
A-2	福祉副読本 「ふくしの心」	小学校5、6年生を対象として思いやりの心の醸成やボランティア活動について考える福祉副読本「ふくしの心」を作成し、学校教材として使用します。	福祉保健課 (市社協)※1
A-3	大分市社会福祉大会	長年にわたり地域福祉の発展に尽力された方々を表彰するとともに、地域で社会福祉に携わる関係者が一堂に会し、より一層総力を結集し、大分市の社会福祉の更なる充実を目指すことを目的に開催します。	福祉保健課 市社協※2
A-4	福祉教育支援事業	小中学校に出向き、「福祉学習プログラム」を活用した体験型学習の支援を行います。	市社協
A-5	施設ボランティア体験事業	福祉施設などで短期的にボランティア活動を体験してもらい、ボランティア活動や地域福祉活動へのきっかけを提供します。	市社協
A-6	地域福祉活動の普及啓発	市社協の機関紙である「おおいた市社協だより」やホームページ、フェイスブックを用いて、住民の地域福祉活動への意識を高めることを目的として、大分市内の地域福祉活動や市社協の事業などを発信します。	市社協

※1 市社協へ委託

※2 市と市社協の共催

## 取り組み事例

### 福祉教育支援事業



(小中学校福祉学習講座～視覚障がいを理解しよう～)

視覚障がいのある講師を派遣し、日常生活で困ることや工夫していること及び点字ブロックや白杖（盲人安全つえ）の話を聞いたり、点字の体験をする機会を提供することにより、思いやりの心を育む取り組みを行っています。

## ②地域での人権意識の啓発

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
B-1	人権学習	市内小中学生を対象に高齢者、障がい者、妊婦などの疑似体験をしてもらうことで、こうした方々の立場に立って、思いやりの心で考え、行動できるよう学習の機会を提供します。	人権・同和対策課
B-2	隣保事業の充実	地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発並びに住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や「暮らしの中の人権講座」、「人権を考える講演会」を開催するなど人権課題を解決するための各種事業を総合的に実施します。	旭町文化センター
B-3	ワーク・ライフ・バランスの推進	「男女共生セミナー」や「男女共生講座（講師派遣）」においてワーク・ライフ・バランスに関する講座を実施します。	男女共同参画センター
B-4	地区公民館における人権講座	全ての地区公民館で、「暮らしの中の人権講座」、「人権・同和問題専門講座」を開催し、市民の人権意識の高揚を目指します。	市民協働推進課
B-5	地域における人権講座の開催支援	様々な学習機会を利用して地域に根ざした人権講座（懇談会）への講師派遣や教材の提供を通じて、住民の人権・同和問題への理解を深める活動をサポートします。	人権・同和教育課

### 取り組み事例

**人権学習**



(学校受入事業)  
人権啓発センターでは、市内小中学生を対象に人権学習を行っています。高齢者、障がい者、妊婦などの擬似体験をして、こうした方々の立場に立って、思いやりの心で考え、行動できるよう学習の機会を提供しています。

### ③地域と学校の連携

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
C-1	児童育成クラブ事業	就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供します。	子育て支援課
C-2	福祉の心を育む教育の充実	各学校の実情に応じた福祉体験活動などにより、社会に奉仕する精神、思いやりの心を養うなど、福祉の心を育む教育の充実に努めます。	学校教育課
C-3	オープンスクール	オープンスクールなどの実施により、地域に根ざした開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに努めます。	学校教育課
C-4	児童生徒のボランティア活動への参加	学校や地域社会の中で、ボランティア活動を積極的に行うことによって進んで他に奉仕し、共によりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする態度の育成を図ります。	学校教育課
C-5	おおいたふれあい学びの広場推進事業	住民や団体・グループなどが、自己の学習成果や経験を活かして、子どもの体験活動を中心とした事業に取り組み、地域で子どもの体験活動を支えていくうとする体制作りを推進します。	社会教育課

#### 取り組み事例

##### 児童生徒のボランティア活動への参加



(地域の海岸清掃活動)

学校や地域の実情に応じて、ボランティア活動に積極的に取り組むことにより、よりよい集団生活や社会生活を築いていこうとする態度の育成を図っています。

##### おおいたふれあい学びの広場推進事業



(明治北ふれあい面白教室)

住民が指導者となり、放課後などに学校の余裕教室を活用して、子ども達に様々な体験活動を実施することで、地域全体の教育力の向上を図り、地域の中で子ども達が安心して育まれる環境づくりを推進しています。

## 施策の方向（2）住民が地域活動に参加しやすい環境づくり

### 現状や課題

- 「忙しくて時間がとれない」、「参加するきっかけがない」、「情報がない」といった理由などにより、地域活動への参加頻度が減少している。
- 地域で多世代（高齢者、障がい者、子どもなど）が交流できる場が少ない。
- マンションやアパートが多い地域では、なかなか交流が進まない。
- 地域交流の場のひとつであるサロンに参加してほしい人を誘うが、なかなか来てもらえない。

### 策定委員会での意見

- 参加しやすい地域活動にするためには、なにか目的や目標を持つことが大切だと思う。

### 校(地)区社協での話し合いの場での意見

- 新たな「気軽に集まれる場」の検討
  - ・ サロンや老人会などがない地域での高齢者の孤立が心配。
  - ・ 出来るだけ近所でいつでも相談できる場、気軽に集まれる場がほしいという声をよく聞く。
  - ・ 空き家を使ったカフェや自治会を細分化して開催するなど、参加者に合わせた工夫が必要。
  - ・ 交流の場としては、まずは「楽しむ事」が重要。その後、お茶のみや健康づくりといった要素を組合わせるのがよいと思う。
- 既存の集いの場を活用した取り組み
  - ・ 外に出るきっかけとなり、一度参加すると継続する人が多いので、積極的な声掛けが必要。
  - ・ 来てくれる人への対策と、来られない人、来ない人への対策を行うことが必要。
  - ・ 子育て中の親と子が集うふれあい・いきいきサロンでは保護者から「何気ない会話ができる」という事を耳にするので、この活動が長続きしている一番の要因だと思う。



### 取り組み

- ① 地域活動へのきっかけづくり
 

より多くの住民が地域活動に参加できるためのきっかけづくりに取り組む。
- ② 交流の場づくりや交流促進への支援
 

サロンなどの交流の場における、ふれあいを深めるための支援を行う。
- ③ 情報発信
 

様々な地域活動をより多くの住民に周知するため、積極的な広報を行う。

## 住民や地域に望むこと

### ①地域活動へのきっかけづくり

- 地域での話し合いの場に、積極的に参加しましょう。
- 趣味や特技、経験を活かし、出来る範囲で地域活動に参加するよう努めましょう。
- 家族が地域活動を行うことに理解を持ちましょう。

### ②交流の場づくりや交流促進への支援

- 誰でも気軽に立ち寄れる場や交流の場をつくりましょう。
- 子どもに地域行事の企画に関わってもらうなど、多世代が参加しやすい行事運営を行いましょう。
- 地域で開催される行事への関心を深め、周囲にも声かけしながら積極的に参加しましょう。

### ③情報発信

- まずは、家族や親族、となり近所の人に声かけなどによる情報発信をしましょう。
- 回覧板などを利用して、積極的に地域活動をPRしましょう。
- 地域でのイベント、行事などに合わせて休暇を取得するなど、ワーク・ライフ・バランスに取り組みましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①地域活動へのきっかけづくり

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
D-1	あなたが支える市民活動応援事業	ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体が自主的に行う公益性の高い事業に対して、市民の届出（応援したい団体）に応じた補助金を交付します。届出をした方が前年度納付した個人市民税の1%相当額を補助金として活用する団体は、それぞれの活動分野ごとに特長ある事業を実施します。	市民協働推進課
D-2	市民いっせいごみ拾い	市内の各自治会で集積箇所を設置し、全市民が一齊にごみ拾いを行う「市民いっせいごみ拾い」を実施します。	市民協働推進課
D-3	ボランティア活動支援事業	ボランティア活動の普及啓発や、ボランティアが安心して活動できるための保険加入制度の紹介、手続き及び活動助成金の交付などを行います。	市社協

## 取り組み事例

### 市民いっせいごみ拾い



年に一度、自治会単位の清掃活動を市内全域でいっせいに実施することで、ごみを捨てない、まちを汚さないという意識の啓発につなげ、日本一きれいなまちを目指します。

## ②交流の場づくりや交流促進への支援

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
E-1	<b>大分市地域ふれあいサロン事業</b>	身近な相談相手を見つけたり、困りごとを抱えたときに助け合える人間関係をつくるきっかけとして、地域の高齢者が集まる場であるサロンづくりを支援します。	長寿福祉課 (市社協)※
E-2	<b>大分市健康推進員地域活動事業</b>	地域のイベントなどで健康に関する情報発信を行ったり、市民健診、保健所事業の啓発や参加勧奨などを行っています。また、活動を通じて得た住民の声や、健康課題を市役所に伝え、地域と行政のパイプ役となっています。	健康課
E-3	<b>大分市食生活改善推進員活動事業</b>	男性料理教室や子ども料理教室、高齢者料理教室、郷土料理講習会などを地区公民館などで開催し、食生活の改善を中心とした健康づくりの普及啓発活動に取り組みます。	健康課
E-4	<b>校区公民館、自治公民館等建設費・運営費補助金</b>	校区公民館や自治公民館などの建設費や運営費を補助し、地域活動への支援を行います。	市民協働推進課
E-5	<b>地域コミュニティ子育て応援事業</b>	地域社会で子育てを支援するため、子どもと保護者が気軽に集い、ともに遊び、学び、相談できる場の提供を行う地域の団体に対し活動費の助成を行います。	子育て支援課
E-6	<b>ふれあい・いきいきサロン</b>	住民同士の交流のきっかけづくりとして、住民の方々とともに交流の場づくりに取り組みます。	市社協

※市社協へ委託

## 取り組み事例

## 大分市地域ふれあいサロン事業



(古国府ふれあいサロン とんぼの会)  
行事企画やサロン当日の運営に、ボランティアだけでなくサロンに参加する高齢者にも携わってもらうことにより、サロン活動をみんなで支える工夫をしています。参加者の意見が運営に反映されることでサロンの雰囲気が良くなり、新しい参加者も増えています。

## 大分市食生活改善推進員活動事業



(料理教室)  
健康的な食生活の実践ができるよう、子どもから高齢者まで、各世代を対象に料理教室を開催しています。減塩や野菜摂取、朝食摂取など様々なテーマで実施し、市民の健康づくりを食の視点から支援しています。

### ③情報発信

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
F-1	地域の支え合い活動事例の紹介	地域の支え合い活動の好事例や、活動の中心となっている地域リーダーの情報を収集し、市ホームページに掲載します。	福祉保健課
F-2	協働のまちづくり大賞 地域活動好事例集作成	自治会・町内会やその活動を支援するNPO法人、ボランティア団体、事業者などが行っている住みよいまちづくりのための取り組みを募集し、優秀な活動を表彰するほか、選考対象となった活動を事例集にまとめ、地域に配布します。	市民協働推進課
F-3	ワーク・ライフ・バランスの推進にむけた周知・啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進にむけ、市報・ホームページや広報紙を活用し、市民に対する周知・啓発を行います。	商工労政課

### 取り組み事例

地域の支え合い活動事例の紹介	
	<p>(春日校区社協 おでかけブレスレット)      外出先での急な事故や、認知症による徘徊などに備え、「身元確認や緊急連絡先がわかり、気軽に身につけられるものがあれば」という思いで「おでかけブレスレット」を作っています。ブレスレットには、自身の名前や緊急連絡先、大まかな住所が分かるように郵便番号が書かれたプレートが付いており、個人情報を保護するための配慮がなされています。</p>

## 基本目標2

## 地域で支え合う体制をつくる

## 施策の方向（1）地域福祉の担い手づくり

## 現状や課題

- 地域活動の多くは、地域リーダーやボランティアなどが中心となり行われているが、多くの住民にこれらの活動が広がらず、一部の担い手に負担が集中している。
- 社会情勢などの変化に伴い、民生委員・児童委員に求められる活動も増加し、かつ内容も複雑化・多様化している。
- 担い手の活動負担増などにより後継者が育たず、担い手が不足している。また、担い手自身の高齢化といった課題もある。
- 一部の校（地）区社協独自の取り組みで、福祉委員や福祉推進委員などの名称で地域福祉活動を担う人材を配置されたものの、全市的な取り組みに至っていない。
- 福祉委員や福祉推進委員などの担い手の活動は、校（地）区社協行事への協力など校（地）区の実情に応じて異なっている。
- 市民意識調査結果では、困りごとの際に「手助けを遠慮する」の割合が高い一方で、「相手から求められれば手助けをする」の割合も高く、受け手と担い手の意識に差がみられる。

## 策定委員会での意見

- どの担い手が不足しているのかが具体的に分かれば、解決策なども見えてくると思う。
- 様々なボランティア団体が地域に根付いた活動をしているが、なかなか周知が進まない。
- 福祉協力員（仮称）について、第3期・第4次計画より名称が仮称のままとなっているので、早急に正式名称を決めてほしい。そのためには、役割や位置づけなどを明確にし、その必要性を地域に提示してほしい。

## 校（地）区社協での話し合いの場での意見

- 民生委員・児童委員の負担が大きくなっているので、活動の手助けをする人が必要だと思う。
- 地域福祉活動の後継者の育成にもしっかり取り組む必要がある。



## 取り組み

## ①担い手の発掘・養成

一部の担い手の負担が重くならないよう、住民一人ひとりが支え合える体制をつくる。

## ②活動しやすい環境づくり

地域リーダーやボランティアが活動しやすいよう支援し、スキルアップを目的とした研修などをを行う。

## 住民や地域に望むこと

### ①担い手の発掘・養成

- 地域で求められている役割に、自分にできるものがないか考えてみましょう。
- 見守りなどの支援が必要な人に、となり近所で協力して声かけをしましょう。
- ふれあい活動の担い手の配置を検討し、地域での見守り支援体制の充実に取り組みましょう。

### ②活動しやすい環境づくり

- 自治会、民生委員・児童委員などの活動に積極的に協力しましょう。
- ボランティアなど地域活動情報の収集に努めましょう。
- 地域活動やボランティアの学習会などに積極的に参加しましょう。
- 地域の行事を通して、地域活動に参加しやすいきっかけづくりを進めましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①担い手の発掘・養成

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
G-1	福祉協力員(仮称)の配置・支援	おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域における福祉活動を支援する役割を担う「福祉協力員(仮称)」の養成と配置支援に取り組みます。	福祉保健課 市社協
G-2	身体障害者相談員 知的障害者相談員	身体障がい者および知的障がい者の更生援護の相談に応じるとともに、関係機関の業務に対する協力を行います。	障害福祉課
G-3	ゲートキーパー養成研修	自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の養成を行います。	保健予防課
G-4	子ども会リーダー研修会 子ども会育成指導者研修会	子ども会のリーダーを育成する子ども会リーダー研修会、地域の子ども会指導者としての実践力を養う子ども会指導者研修会を13地区公民館で行うことで、子ども会の活動を支援します。	社会教育課
G-5	おやじの会(PTA父親部)への支援	おやじの会(PTA父親部)の活動促進と人材育成を目的に、おやじの会相互のネットワーク化にむけたサポートを実施します。	社会教育課

## 取り組み事例

### ゲートキーパー養成研修



自殺対策の取り組みとして、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を、住民や民生委員・児童委員など地域で活動をしている方を対象に養成をしています。

## ②活動しやすい環境づくり

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
H-1	<b>民生委員・児童委員活動への支援</b>	民生委員・児童委員が地域で円滑に活動することができるよう、活動費の支給や、活動に関する様々な研修を実施します。	福祉保健課
H-2	<b>大分市民健康づくり運動指導者養成</b>	市民の健康づくりの推進に向けて、高齢者が身近な場所で気軽に健康づくり運動教室に参加できるよう、市民健康づくり運動指導者養成講座を開講し、運動指導者を養成します。	健康課
H-3	<b>自治会サポートプラン</b>	「市民との協働によるまちづくり」の主役である自治会を、人材育成や活動の場づくり、自治会活動活性化など様々な面で積極的に支援します。	市民協働推進課
H-4	<b>地域コミュニティ創造事業</b>	少子高齢化や人口減少が進む中で「地域コミュニティ」を持続的に発展させていくためには、「人材の確保と育成」が重要であることから、住民の地域活動への関心を高めるとともに、地域を牽引するリーダーの育成や担い手の確保を支援する事業を展開します。	市民協働推進課
H-5	<b>地域福祉推進委員の養成</b>	小地域福祉ネットワーク活動を推進するために、地域の支援者や団体、多様な世代などの「話し合いの場」の開催をすすめる人材として地域福祉推進委員の養成に取組みます。	市社協
H-6	<b>地域福祉活動ボランティア支援事業</b>	ボランティア団体や住民を対象とした交流会や研修会などを開催し、地域課題に対する住民相互の助け合いの担い手を育成します。	市社協

## 取り組み事例

**地域福祉活動ボランティア支援事業**



(鶴野校区ボランティアの会)  
鶴野校区社協では、一人暮らし高齢者を対象に給食サービスの調理や配付を行っており、鶴野校区ボランティアの会が担い手としてその活動を支えています。また、自治区ごとに取り組んでいる地域福祉活動を支える担い手としても活躍しています。

## 施策の方向（2）住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり

### 現状や課題

- 地域課題の把握のための話し合いの場を設けても、なかなか解決策までの議論に発展しない。
- 地域活動を行うための拠点が少ない。
- 住民相互の見守り活動支援において、民生委員・児童委員がその中心となっているが、高齢化などにより見守りを必要とする人が増加していることが、民生委員・児童委員活動の負担増の一因となっている。

### 策定委員会での意見

- 住民にとって、市社協は身近な存在であるべきで、そのための拠点づくりが必要だと思う。例えば市民行政センター内に、市社協職員が常駐するといった体制ができると、もっと市社協が身近な存在になると思う。

### 校(地)区社協での話し合いの場での意見

- 見守り体制充実のための取り組み
  - ・ 自治会にはとなり近所を単位に相互扶助の仕組みがある。この仕組みの世話役の役割のひとつに「見守り」を位置づけられないだろうか。また、こうした活動の成功事例を他の自治会で共有できる報告会を校区単位で開催できないだろうか。
  - ・ 班長などが、市報を配るタイミングでふれあい対象者への声かけを行うのがよいと思う。
  - ・ 見守る担当範囲が広域だったり、見守る対象が多い場合には、民生委員・児童委員だけでは支援が行き届かない。地理的条件や対象者の状況に応じて、民生委員・児童委員の協力者がいると心強い。
  - ・ 複数のふれあい対象者を担当している民生委員・児童委員やふれあい協力者は、一人ひとりに深く関わる余裕がなく、深い関係が築きにくい。
- 助け合いの仕組みづくりの検討
  - ・ 民生委員・児童委員や自治会長、老人会、ボランティアなど様々な人が住民と関わっており、その中で各団体や活動者が相談を受けているので、その情報をみんなで共有して対応をしていく仕組みづくりが必要。
  - ・ 困りごとの解決には、「困っている人」と「支援する人」のつなぎをする役割が必要。
  - ・ 民生委員・児童委員や校（地）区社協に頼みごとの相談が来たときに、相談内容に応じることができる仕組みはできないだろうか。



### 取り組み

#### ①市社協の体制強化

地域福祉推進の中核となる市社協への市役所からの支援を強化し、市社協の組織体制強化を図る。

#### ②住民相互の見守り支援活動の充実

住民同士の見守り支援活動を促進し、地域で助け合える体制づくりを支援する。

#### ③地域活動への支援

地域の状況や課題を共有する話し合いの場づくりと、具体策を検討する体制づくりを支援する。

**住民や地域に望むこと****①市社協の体制強化**

- 「おおいた市社協だより」などを通じて、市社協の活動内容に関心を持ちましょう。

**②住民相互の見守り支援活動の充実**

- 自治会内での回覧板や広報紙の配布に合わせた見守りや声かけに取り組んでみましょう。
- 困りごとを抱えている人に早めに気付けるよう日頃から声をかけあいましょう。
- 支援が必要な人、支援をする人の情報を地域で共有し、地域で出来ることを考える場をつくりましょう。

**③地域活動への支援**

- 地域課題を把握するための話し合いの場を持つようにしましょう。

**市役所と市社協が取り組むこと****①市社協の体制強化**

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
I-1	市社協への支援強化	社会福祉法の規定に基づき地域福祉推進の中核を担う市社協へ、運営補助金などを通じた支援の強化を図ります。	福祉保健課
I-2	市社協の組織力強化	地域福祉推進の中核的な役割を担うため、職員が地域に出向く体制を強化するなど、市社協の組織体制強化に取り組みます。	市社協

**②住民相互の見守り支援活動の充実**

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
J-1	生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援や社会参加を踏まえた、住民同士の助け合い活動が広がることを目的に、住民などに対する働きかけや活動支援を行う「生活支援コーディネーター」を配置し、校(地)区社協ごとに、話し合いの場(協議体)づくりを支援します。	長寿福祉課 (市社協)※
J-2	小地域福祉ネットワーク活動事業	住民同士の「見守り・話し合い・助け合い」の活動を促進し、困りごとに気づき合い助け合える地域づくりを支援します。	市社協

※市社協へ委託

**取り組み事例****小地域福祉ネットワーク活動事業**

(三佐校区社協)

三佐校区では5箇所の自治会があり、自治会ごとに見守り活動の状況を共有する話し合いを行っており、その場で出てきた意見を校区全体で共有し、校区社協としての活動方針を検討しています。

### ③地域活動への支援

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
K-1	<b>地域づくり交付金事業</b>	概ね小学校区を活動範囲とし、様々な団体から組織される「まちづくり協議会」が自主的かつ自立的に行う、地域の課題解決や活性化を図る取り組みに対して、既存の補助金などをひとつにまとめ、地域の実情に応じた活用ができる地域づくり交付金を交付します。	市民協働推進課
K-2	<b>学校運営協議会制度 学校評議員制度</b>	学校運営協議会制度や学校評議員制度を活用し、住民及び保護者などの学校運営への参画を進めることにより、学校と住民などとの信頼関係を深め、共に児童生徒の豊かな学びと育ちの創造に努めます。	学校教育課
K-3	<b>校(地)区社協活動の充実</b>	校(地)区社協ごとに、地域の状況や課題に対して、それぞれの活動者の対応状況などを共有する話し合いの場づくりと、その場を活用した校(地)区社協地域福祉活動計画の策定促進及び計画の実施を支援します。	市社協

#### 取り組み事例

校(地)区社協活動の充実
 <p>(南大分校区社協地域福祉活動計画)  平成 29 (2017) 年度に「南大分校区社協地域福祉活動計画」の策定に取り組みました。平成 30 (2018) 年度から計画に基づいた取り組みとして、校区内の「日常生活での小さな困りごと」を抱えている方と、「少しでも何か支援がしたい」と考えているボランティアを繋げる仕組みづくりを行っています。</p>

### 施策の方向（3）専門・相談機関との協働にむけたネットワークづくり

#### 現状や課題

- 自身に困りごとがあったり、周囲に困りごとを抱えている人がいても、どこに相談してよいか分からない。
- 地域で話し合いの場などを設けるが、個人情報保護の問題もあり、なかなか情報共有が進まない。
- 地域福祉課題の解決を支援するための人材（専門職）が不足している。
- 地域活動を支えるための人や資源が地域ごとに偏りがある。

#### 策定委員会での意見

- 地域のつながりの強化、地域課題解決のためには、それを支援していく人材が必要になってくると思う。
- 例えば、校（地）区社協が地域包括支援センターや医療機関といった専門・相談機関との連携を図つていくことで福祉と医療をつなぐ役割を担えるのではないか。
- 既存の専門・相談機関を活用して、地域課題を解決する役割を引き受けてもらう拠点の整備やそのための仕組みの検討も行ってほしい。
- 個人情報保護の観点からも、相談者が安心して相談できる体制というのは重要であり、そのための専門職というのは必要になると思う。
- 第3期・第4次計画の取り組みの一つである、地域福祉課題への専門的な支援を行うCSW（コミュニティソーシャルワーカー）についても、引き続き検討を行ってほしい。



#### 取り組み

##### ①地域課題解決にむけた人材養成

複雑化・多様化する地域課題解決のため、住民や専門・相談機関との協働にむけたネットワークをつくり、住民が主体的に地域課題の把握と解決を試みる体制づくりを支援する専門人材を養成する。

### 住民や地域に望むこと

#### ①地域課題解決にむけた人材養成

- 専門・相談機関との連絡や相談ができる体制をつくりましょう。
- 個人情報の保護に配慮しながら、専門・相談機関との情報共有を行いましょう。
- 専門・相談機関の情報が届きにくい人にも、必要な情報が伝わるよう、周囲の人が気にかけましょう。

### 市役所が取り組むこと

#### ①地域課題解決にむけた人材養成

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
L-1	我が事・丸ごと地域共生社会 推進人材の養成 (地域力強化の推進)	地域で支え合う体制をつくるため、住民や専門・相談機関との協働にむけたネットワークをつくり、住民が主体的に地域課題の把握と解決を試みる体制づくりを支援する専門人材の養成に取り組みます。	福祉保健課

### 基本目標3

### 地域課題を解決できる体制をつくる

#### 施策の方向（1）困りごとをキャッチしやすい環境づくり

##### 現状や課題

- 様々な分野で情報発信されているが、住民にとっては分かりづらい。
- 「本人や家族が福祉サービスといった支援を拒否してしまう」場合や、「支援が必要と思われるが本人、家族にその認識がない」といった事例がある。
- 「住民からの情報提供」は、困りごとを抱える人への支援につなげるきっかけとなることがある。
- 市民意識調査結果では、地域の行事や福祉サービスに関する情報を得る手段の大半は市報や回覧板となっている。

##### 策定委員会での意見

- 市役所や市社協の事業で、名称や内容が類似したものや手続きが煩雑なものがあるので、分かりやすい情報提供に努めてもらいたい。



##### 取り組み

###### ①分かりやすい情報提供

市報や市ホームページを活用して分かりやすい情報提供を行う。

###### ②相談体制の充実

住民の身近な相談窓口としての機能を充実させ、各種専門・相談機関などを紹介するなど、必要な支援や援助が行える体制をつくる。

## 住民や地域に望むこと

### ①分かりやすい情報提供

- 緊急連絡先などを整理して、必要に応じて民生委員・児童委員に知らせましょう。
- 日頃から、市報や回覧板などを通じて地域のことや専門・相談機関のことに関心をもちましょう。
- 地域活動団体の集まりを、福祉サービスなどの情報提供の機会として活用しましょう。

### ②相談体制の充実

- 困ったとき、苦しいときには一人で悩まず誰かに相談しましょう。
- 困りごとを抱えている人を見かけたら、民生委員・児童委員に報告し、相談しましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①分かりやすい情報提供

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
M-1	休日・夜間当番医などの広報	「市報おおいた」や市ホームページに休日・夜間当番医、相談窓口の一覧、在宅医療と介護に関する資源マップなどを掲載し、広報を行います。	保健総務課
M-2	相談窓口一覧「その悩み抱えこまことに相談を」の普及	各種専門窓口の情報を掲載したチラシなどの媒体を作成し、対象に応じて効果的に配布します。	保健予防課
M-3	大分市地域コミュニティネットの運営	誰もが簡単にホームページを作成して地域情報などを発信できるツールです。公民館や地域で活動する団体が自らの手で、イベントや講座などの地域行事、団体の活動状況などの情報を紹介する場を提供します。	情報政策課
M-4	「市報おおいた」などによる広報	「市報おおいた」や市ホームページにて、児童虐待・子育て相談、女性の問題に対する相談窓口の広報を行います。	広聴広報課
M-5	大分市人材バンクの管理運営	生涯学習指導者やボランティアグループ、NPO 法人など幅広い知識や経験を有する人材情報を広く市民の皆様に分かりやすくインターネット上で掲載します。	ライフパレ※
M-6	勤労者応援窓口一覧の広報	「市報おおいた」や市ホームページにて、求職者・勤労者支援に関する相談窓口の広報を行います。	商工労政課
M-7	生涯学習ポータルサイト「まなびのガイド」	市民の生涯学習を支援するために、大分市内 13 地区公民館などの社会教育施設の情報や教室・講座、サークル、生涯学習指導者などに関する情報を提供します。	社会教育課
M-8	ふれあい出前講座の実施	校（地）区社協並びに校区民児協が行う福祉に関する制度やサービスに関する研修会の支援を行うことを目的に、市社協職員が校区の集会などに出向き、事業説明や意見交換を行います。	市社協

※市民活動・消費生活センター

## ②相談体制の充実

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
N-1	<b>地域包括支援センター</b>	高齢者の総合相談窓口として、専門的な支援を行うとともに、介護・福祉・保健・医療の関係者や住民とともに地域のネットワークを構築し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。	長寿福祉課
N-2	<b>大分市障がい者相談支援センター</b>	障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して多面的な支援を行う体制などの整備を推進します。	障害福祉課 (市社協)※
N-3	<b>こんにちは赤ちゃん訪問</b>	生後4か月までの赤ちゃんがいる全世帯に保健師や助産師、看護師、主任児童委員などが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や、各種専門機関の紹介などの支援を行います。	健康課
N-4	<b>健康相談窓口</b>	中央保健センター、東部・西部保健福祉センター、5箇所の健康支援室にて心身の健康や妊娠・出産・子育てに関する相談窓口を開設します。	健康課
N-5	<b>精神保健福祉相談</b>	心の悩みや不安があるなど、心の健康に関する相談に応じて、関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。	保健予防課
N-6	<b>市民相談室</b>	知的障がい、聴覚障がい、精神障がいなどに関する相談日を設け、必要に応じて各種専門機関を紹介します。	市民相談室
N-7	<b>子ども家庭支援センター</b>	子どもの虐待通告機関であるとともに、子育ての心配や悩み事など、子どもに関するあらゆる相談を受け、相談内容に応じて、利用できるサービスの紹介やカウンセリングを行います。また、DV被害者の相談を受け、支援を行います。	子育て支援課
N-8	<b>地域子育て支援拠点事業</b>	市内11箇所にこどもルームを設置し、子育て家庭の交流を行うとともに、地域子育て支援室において、子育てに関する様々な相談を受け、各種専門機関を紹介し、必要な援助が受けられるよう支援します。	子育て支援課

※市社協へ一部委託

## 取り組み事例

### 大分市障がい者相談支援センター



障がいのある方やその保護者などからさまざまな相談を受け、必要な支援や情報提供、関係機関への紹介の連絡調整などを行います。

### こんにちは赤ちゃん訪問



(訪問の様子)

生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問し、体重測定を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行ったり、必要なサービスを紹介するなど相談に応じています。

### 地域子育て支援拠点事業



(こどもルーム)

市内11箇所のこどもルームでは、指導員やボランティアによるリズムダンスや読み聞かせ、また、季節に合わせたイベントなどを行っています。

(写真は中央こどもルームの様子)

## 施策の方向（2）専門・相談機関同士の連携強化、ネットワークづくり

### 現状や課題

- 市役所や専門・相談機関に相談しても、部署が違うと言われ複数の部署をたらい回しにされることがある。
- 専門・相談機関ごとに相談業務を行うものの、専門外の相談を受けることもあり、全ての相談への対応が困難となっている。
- 生活困窮者をはじめとした支援が必要な人の把握が困難となっている。

### 策定委員会での意見

- 様々な専門・相談機関同士の連携を強化する専門人材は必要だと思う。
- 高齢者、障がい者、子どもといった制度ごとに把握する情報を連携させるなどの検討をしてみてはどうか。
- 発達障がいを持つ方は、ひきこもり、就労困難といった複合的な課題を抱えることが多いことから、既存の支援体制の充実とともに、横断的な支援ができる体制を整えてほしい。



### 取り組み

#### ①顔の見える関係の構築

専門・相談機関同士の情報共有や課題対策検討を通じた連携強化を図る。

#### ②生活困窮者への支援

他の専門・相談機関と連携して、対象者の早期発見と自立にむけた支援を行う。

## 住民や地域に望むこと

### ①顔の見える関係の構築

- 困ったとき、苦しいときに「助けて」と言える人間関係を作りましょう。
- 不安や悩みがある場合は、早めに相談しましょう。
- 地域のなかで、何らかの困りごとを抱えた人に早めに気づけるよう日頃から声をかけあいましょう。
- 困っている人を見かけたら、様々な福祉サービスがあることを伝え、利用することを勧めてあげましょう。

### ②生活困窮者への支援

- 生活困窮に至る前の早い段階で、受けられる支援について相談しましょう。
- 生活に困っている人を見かけたら、専門・相談機関に相談するように助言しましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①顔の見える関係の構築

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
O-1	高齢者虐待防止ネットワーク事業	事例検討、虐待事例に対する早期発見、対応、市民周知、広報などのネットワークづくりを行います。	長寿福祉課
O-2	地域ネットワーク会議	地域包括支援センターが、地域の代表者や関係機関と地域課題を共有する中で、解決にむけた協議を行い、地域のネットワーク構築を図ります。	長寿福祉課
O-3	大南地域ネットワーク会議	支所や公民館、健康支援室、子どもルーム、地域包括支援センターの職員が2か月に1回程度連絡会を開催し、情報共有や課題対策の検討を行います。	大南支所
O-4	要保護児童対策地域協議会	医師会、弁護士会、民生委員児童委員協議会、公立小中学校、警察などを構成機関とし、保護・支援を要する全ての子どもおよびその保護者などへの適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議します。	子育て支援課

### ②生活困窮者への支援

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
P-1	生活困窮者自立支援事業	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、他の専門機関と連携して、その方の自立にむけた支援を行います。	生活福祉課 (市社協)※
P-2	子どもの貧困対策	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、関係課との連携のもと、子どもの貧困対策を総合的に推進します。	子育て支援課 生活福祉課 学校教育課
P-3	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進などを目的に、資金の貸付と必要な援助指導を行います。	市社協

※事業のうち、自立相談支援事業を市社協へ委託

## 取り組み事例

**生活困窮者自立支援事業**



(大分市自立生活支援センター)  
様々な心配事を抱え、「どこに相談していいのかわからない」、「離職により家賃が払えず家を出なければならない」、「ずっと働いていないので就労が不安」、「収入に比べ借金が多い」といった相談を広く受け付け、専門の支援員が一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門・相談機関と連携して解決に向けた支援を行っています。電話や来所での相談のほか、必要に応じて訪問相談も行います。  
(写真は支援プランを検討、決定する支援調整会議の様子)

**平成27年4月 生活困窮者自立支援法スタート!**

## 生活の不安や心配 ご相談ください

こんな心配ありませんか?



- 収入より借金が多くある
- 家賃が払えず家を出なければならない
- 近所の人と交流を持ちたい
- 仕事が長く続かない
- ひとりでは解決できない
- どこに相談していいのかわからない
- なかなか仕事が見つからない
- 家族が引きこもっている
- ずっと働いていないので就職が不安

**●生活困窮者自立支援法とは?●**  
生活に困窮している人が生活保護に陥らないように、その前の段階で早く自立できるように、相談支援員が相談に応じ、自立に向けた支援へつなげる制度です。

ひとりで悩まずに、早めにご相談ください。(相談無料)

**相談から自立まで継続して支援します**

**相談の流れ**

- ① まず、困っていることを何でも話して下さい**
  - 来所または電話でご相談ください。
  - 就労や家庭、心身に関するなど抱えている悩みや問題を相談支援員が広く伺います。
  - 困りごとの内容によって、他の制度・専門機関を紹介します。
  - ※ご本人だけでなく、ご家族の方からの相談もお受けいたします。
- ② 相談員と一緒に自立への計画を立てます**
  - あなたの抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握します。
  - あなたの希望を尊重しながら、ニーズに応じた支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン(自立支援計画)を一緒に策定します。
- ③ 自立への目標に向かって一緒に取り組みます**
  - あなたの問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。

### 施策の方向（3）分野を横断する包括的な相談支援体制づくり

#### 現状や課題

- 福祉制度は、高齢者・障がい者・子どもといったいわゆる縦割りで整備されており、各分野での支援は充実しているが、複合的な課題への対応ができず、支援が硬直化してしまうケースがある。
- 生活困窮者への支援を行っているが、社会的に孤立しているケースもあることから、状況の把握が困難となっている。

#### 策定委員会での意見

- 様々な相談を他の専門・相談機関へつなぐ役割をもつ仕組みとして総合相談窓口の設置をしてみてはどうか。
- 複合的な課題に対し適切な相談支援につなぐための人材養成は必要だと思う。
- 第3期・第4次計画の取り組みの一つである、地域福祉課題への専門的な支援を行うCSW（コミュニティソーシャルワーカー）についても、引き続き検討を行ってほしい。
- 社会福祉法人の責務のひとつとして地域への貢献が求められていることから、この社会福祉法人を地域における拠点として活用することについて検討してはどうか。



#### 取り組み

##### ①市役所の体制整備

各福祉施策の調整、連携強化を図るための体制整備を行う。

##### ②専門・相談機関の連携強化

複雑化・多様化する地域福祉課題に対し、様々な専門・相談機関との連携を図りながら課題解決につなげる専門人材を養成する。

## 住民や地域に望むこと

## ①市役所の体制整備

- 市報やホームページを通じて、市役所の取り組みに関心をもちましょう。

## ②専門・相談機関の連携強化

- 専門・相談機関との連絡や相談ができる体制をつくりましょう。
- 困りごとを抱えている人を見かけたら、民生委員・児童委員に報告し、相談しましょう。

## 市役所が取り組むこと

## ①市役所の体制整備

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
Q-1	包括的な相談支援体制の構築	市役所における高齢者・障がい者・子どもといった各福祉施策間の連携を強化するための体制づくりを行います。	福祉保健課
Q-2	大分市民生委員児童委員 庁内サポート体制	民生委員・児童委員が地域で円滑かつ効果的に活動を行うために、関係課に支援担当者を配置し、困難事例などへの早急な対応を行うとともに、民生委員・児童委員活動の環境整備などへの検討のために、民生委員児童委員庁内サポート会議のもと、庁内連携で支援を行います。	福祉保健課
Q-3	地域協議会の設置	社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成し、その中で地域公益事業を行う場合、学識経験者、福祉関係者、民生委員・児童委員などの地域福祉に携わる関係者が参画する協議会にて意見聴取を行う必要があることから、大分市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会を地域協議会として位置づけ、必要に応じて開催します。	福祉保健課 指導監査課 長寿福祉課 障害福祉課 子ども企画課
Q-4	大分市児童虐待問題等特別 対策チーム	複雑化、多様化する児童虐待問題などについて、総合的な対応を図るため、市役所内に大分市児童虐待問題等特別対策チームを設置し、関係各課で連携して支援を行います。	子育て支援課
Q-5	DV相談庁内連絡会議	DV相談窓口及びDV被害者支援関係各課による庁内連絡会議及び研修を行います。	子育て支援課

## 取り組み事例

## 大分市民生委員児童委員庁内サポート体制



(大分市民生委員児童委員協議会校区会長会への出席)

関係課の参事補（課長補佐級）以上から構成される「支援担当者名簿」の配布を行うとともに、顔の見える関係づくりのため、定期的に大分市民生委員児童委員協議会の校区会長会に出席しています。

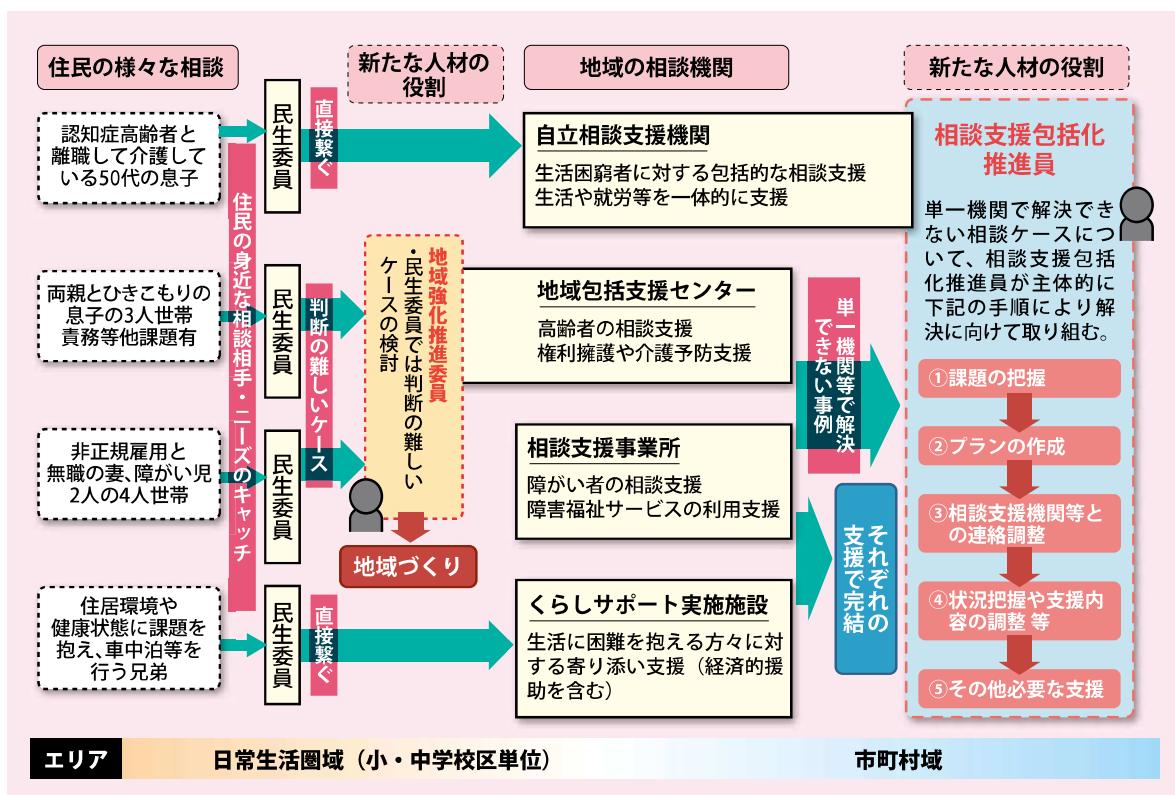
## ②専門・相談機関の連携強化

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
R-1	我が事・丸ごと地域共生社会 推進人材の養成 (相談支援包括化の推進)	複雑化・多様化した地域課題への相談支援体制をつくるため、相談から支援までを総合的にコーディネートする専門人材の養成に取り組みます。	福祉保健課

## (参考事例) 地域共生社会の実現にむけた専門人材の養成

地域共生社会の実現にためには、「地域力強化の推進」と「包括的な相談支援体制の構築」のための取り組みが重要となります。

大分県と大分県社会福祉協議会では、これらを担う専門人材として、「地域力強化推進員」と「相談支援包括化推進員」の配置にむけた養成研修に取り組んでいます。



資料提供：大分県福祉保健部福祉保健企画課  
※本事業は平成30（2018）年時点であり、  
今後変更する場合もありうる。

### 研修の様子



写真提供：大分県社会福祉協議会

**基本目標4****安全・安心をつくる****施策の方向（1）災害に強いまちづくり****現状や課題**

- 台風や集中豪雨といった近年多発する自然災害への対応や、将来発生が危惧される南海トラフ地震に対する備えとして、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、被災地で活動するボランティアが大きな役割を果たすことから、その育成を図るとともに、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点である災害ボランティアセンターの体制整備が必要。
- 大規模災害の発生に備え、自主防災組織と消防団だけが連携を強化するのではなく、おやじの会や婦人会、PTA、子ども会、地域内の事業所、NPOなど地域を作るさまざまな主体が連携して地域防災を形作っていく仕組みを構築する必要がある。

**策定委員会での意見**

- 災害発生時にこそ、福祉、医療、消防、警察といった幅広い支援と横断的な対応が必要になってくるため、そのための体制づくりにはしっかりと取り組んでほしい。

**校(地)区社協での話し合いの場での意見**

- 災害時に円滑に避難するためには、日頃からの体制づくりが必要である。
- 回覧板などで防災に関する情報を周知しているが、これは非常に大切なこと。
- 緊急避難場所、避難所の違いが分かりにくいが、地域の中でしっかりと理解する必要がある。

**取り組み****①地域防災力の強化**

消防団や自主防災組織などへの支援を行い、人材養成と活動の充実を図る。

**②災害時における体制強化**

災害時に支援が必要な方々への各種支援活動が円滑に行える体制整備を促進する。

## 住民や地域に望むこと

### ①地域防災力の強化

- 地域の防災・避難訓練には積極的に参加しましょう。
- 日頃から災害への備えをするとともに、災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、避難経路や避難場所などを確認しておきましょう。
- 災害時にはとなり近所の助け合いが重要なので、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。

### ②災害時における体制強化

- 災害時に支援を必要とする人を把握し、地域で情報共有しましょう。
- 避難行動要支援者の対象となる場合は、名簿に登録をし、地域での情報共有に同意をしましょう。
- 災害時に支援が必要な方は、緊急連絡先や必要な支援内容を記載した避難計画を作成しておきましょう。
- 災害時要配慮者が利用できる福祉避難所を把握しましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

### ①地域防災力の強化

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
S-1	地域防災・避難訓練の開催支援	自主防災組織からの要望に基づき、防災講話の実施や防災訓練の指導を行います。	防災危機管理課
S-2	大分市自主防災組織活動事業費補助金	自主防災組織の活動を支援するため、訓練に係る経費や、備蓄物資の購入経費を補助するとともに、自主防災組織における要配慮者への支援体制の構築を促進するため、訪問活動などへの活動費も補助します。	防災危機管理課 福祉保健課
S-3	大分市防災士協議会活動事業費補助金	地域の防災リーダーとして活動する防災士同士の連携やその活動を支援することにより地域防災力の向上を図るために、防災士が校区単位で協議会を設立し、研修などを行う場合に、その経費を補助します。	防災危機管理課
S-4	大分市かた昼夜消防団育成事業	小中学校区において、消防団員が小中学生に防災の体験学習を行う場、「かた昼夜消防団」を結成し、将来の地域防災を担う人材の育成を図ります。	消防局総務課
S-5	大分市消防団活性化事業	地域防災力の向上に欠かせない消防団員を充足させるため、やりがいと魅力のある組織づくりを目指します。	消防局総務課

### 取り組み事例

#### 大分市かた昼夜消防団育成事業



(かた昼夜消防団による訓練の実施)

かた昼夜消防団訓練は、地域の企画で実施され、訓練に要した費用の一部を市が助成しています。消防団と子どもだけで実施するのではなく、地域のさまざまな主体が参加することで、顔の見える関係を構築できます。

## ②災害時における体制強化

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
T-1	避難行動要支援者対策事業	地域内での避難行動要支援者の情報共有を進め、災害時に自主防災組織において避難支援が行える体制づくりを促進します。	福祉保健課
T-2	福祉避難所の設置	市内の福祉施設などと協定を締結し、学校の体育館などの指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者など（要配慮者）のための二次的な避難所として設置することで、要配慮者の円滑な避難を支援します。	長寿福祉課
T-3	災害時支援活動整備事業	大規模災害時におけるボランティア活動が円滑・効果的に推進できるよう、研修を行い、人材の登録を進めます。また、市役所と連携を図るなか、災害ボランティアセンターの運営にむけた体制整備を促進します。	市社協

## 取り組み事例

## 避難行動要支援者対策事業



(長谷町防災会)

長谷町防災会では、避難行動要支援者を含めた災害時要配慮者への支援体制を構築し、要配慮者ごとに作成した「避難行動マニュアル」に基づき、実践的な避難訓練を行っています。

## 施策の方向（2）安心して暮らせるための基盤づくり

### 現状や課題

- 高齢化、過疎化が進行し、近くに公共交通機関がないため、日常生活を送るための移動手段の確保が困難な地域がある。
- 所有者の高齢化などにより居住継続が困難といった理由で空き家が増加している。
- 障がい者の高齢化や重度化、親亡き後の問題などを見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるように支える仕組みが必要。

### 市民意識調査での意見

- 将来運転ができなくなった際、近くに公共交通機関がないため、買い物などの日常生活を送ることができるか心配。（自由回答）
- 近隣に空き家が増加してきており、防犯面が不安である。（自由回答）
- 困りごとがあった際、人づきあいがなくとも互いに助け合うサービスがあればよい。（自由回答）



### 取り組み

#### ①地域特性に応じた移動支援

公共交通の不便な地域での買い物などの日常生活の利便性向上を図るための支援を行う。

#### ②空き家等への対策

老朽化した空き家への対策や、空き家を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る。

#### ③安全・安心の環境整備

誰もが安心して生活できるよう、社会参加への支援、防犯体制整備、バリアフリー化の推進などを行う。

## 住民や地域に望むこと

## ①地域特性に応じた移動支援

- 公共交通機関による移動が困難な地域では、ふれあい交通などのコミュニティバスの導入について地域で話し合いましょう。
- 公共交通の維持・活性化のため、公共交通機関を積極的に利用しましょう。

## ②空き家等への対策

- 空き家の所有者や管理者は、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な維持管理をしましょう。
- 地域内で空き家などの状況に関する情報を市役所に情報提供しましょう。

## ③安全・安心の環境整備

- 防犯灯の不具合、道路などの危険個所を発見した際は、自治会や関係機関に連絡しましょう。
- 住民の安全のため、地域の防犯活動に参加しましょう。
- 高齢者、障がい者などが公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援などに協力しましょう。

## 市役所と市社協が取り組むこと

## ①地域特性に応じた移動支援

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
U-1	高齢者ワンコインバス事業	市内に1ヶ月以上住所を有する満65歳以上の高齢者が、市内の一般路線バスを利用する際、一律1乗車につき、利用者負担額100円（現金）で乗車できる事業を実施します。なお、高齢者人口が増加していることから、今後とも効果的な事業となるよう検討を行います。	長寿福祉課
U-2	生活交通路線維持支援事業	バス路線の一部もしくは全部の区間の休廃止が計画されている地域や、すでに休廃止された地域で、地元主導で路線バスの運行欠損分を負担して運行の維持・復活を行う自治会などに対し、運行欠損額の一部について補助を行います。	都市交通対策課
U-3	コミュニティバス導入地域支援事業	公共交通機関の利用が不便である地域の自治会などであって、住民による日常生活における移動手段の確保を図るために事業を行うものに対し、運行経費の一部について補助を行います。	都市交通対策課
U-4	ふれあい交通運行事業	公共交通機関の利用が不便な地域を対象として、最寄りの路線バス停留所まで乗合タクシーを運行し、住民の移動手段を確保するとともにバス利用の促進を図ります。 また、接続先バス停における上屋やベンチ設置などの環境改善に取り組みます。	都市交通対策課
U-5	中心市街地循環バス運行事業	中心市街地において、市美術館や県立美術館を経由した循環バスを運行させることで、商店街を含むまちなかの回遊性を向上させるとともに、誰もが円滑に移動できる公共交通を実現します。	都市交通対策課

## 取り組み事例

### ふれあい交通運行事業



(ふれあい交通地域検討会)

利用者の声を運行ダイヤに反映し、利便性の向上につながるよう、ルートごとに利用者が参加する地域検討会を開催しています。写真は福水ルートにおける会議の様子です。

## ②空き家等への対策

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
V-1	<b>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅供給促進計画策定</b>	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を、福祉関係各課と連携しながら総合的かつ効果的に推進し、もって住生活の安定の確保及び向上の実現を図るため「大分市賃貸住宅供給促進計画」を策定し、賃貸住宅（公営住宅含む）や空き家などを活用した住宅セーフティネット機能の強化を図ります。	住宅課
V-2	<b>老朽危険空き家等除却促進事業</b>	管理不全な状態で放置された老朽危険空き家の増加に伴い、居住環境の悪化が懸念されています。このような空き家の除却を推進するため、除却費用の一部を補助します。	住宅課
V-3	<b>空家等改修支援事業</b>	長期にわたって使用されていない空家等の利活用を促進するため、空家等を改修（改築又は増築を含む。）して「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設などに転換した場合に、改修にかかった経費の一部補助を行います。	住宅課
V-4	<b>ふるさと団地の元気創造推進事業</b>	高度経済成長期を中心開発された多くの住宅団地では、少子高齢化の進行により、空き家・空き地が増加し、それに伴う地域コミュニティの機能低下などの問題が発生しています。近い将来に危惧される団地の荒廃や住環境の劣悪化を防ぐため、人々が心のよりどころを感じることができるふるさととしての魅力ある団地への再生を目指します。	住宅課

## 取り組み事例

### ふるさと団地の元気創造推進事業



(第1回緑が丘もみじウォーキング大会)

緑が丘団地では、住民によるワークショップで決定した5つの団地再生事業に取り組んでおり、そのうちの一つ「健康なふるさとづくり」事業では、高齢者の健康増進を図る各種プログラムを実践しています。

## ③安全・安心の環境整備

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
W-1	犯罪をした者などへの社会復帰支援の検討	「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、保健医療・福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などに対する社会復帰支援を検討します。	福祉保健課
W-2	高齢者ファミリー・サポート・センター事業	食事の準備や部屋の掃除、ごみの搬出などを行ってほしい65歳以上の高齢者（依頼会員）の依頼に応じて、それを支援することができる人（援助会員）を紹介することで、高齢者の在宅支援に努めます。	長寿福祉課
W-3	地域生活支援事業	障がい者が地域で様々な活動に参加し、安心して生活できるよう障がい福祉サービスや施設整備などハード・ソフト両面における環境整備に努めます。	障害福祉課
W-4	障がい者就労ピアサポートサロンおおいた事業	就労を希望する障がい者や現在就職している障がい者の交流・情報交換の場を設けます。	障害福祉課
W-5	防犯灯設置・管理費補助金 防犯灯維持費補助金	犯罪防止や交通安全のため市内の各自治会、PTAなどの団体が設置・管理する防犯灯に補助金を交付します。	市民協働推進課
W-6	犯罪被害者等支援事業	犯罪などにより被害を受けた者及びその家族又は遺族が、その受けた被害を回復、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、総合的相談窓口として、犯罪被害者などからの相談や問い合わせに対応とともに、関係各課と連携し、市が所管する福祉制度などの各種支援を実施します。	市民協働推進課
W-7	消費者啓発講座	消費者が悪質商法をはじめとする様々な消費者トラブルに巻き込まれないようにするために、「消費生活教室」や「消費生活セミナー」などの啓発講座を開催します。	ライフパル※
W-8	子育てファミリー・サポート・センター事業	保育所や児童育成クラブへの送迎など一時に子どもを預かってほしい人（依頼会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる人（援助会員）を紹介することで、子育て中の家庭を応援します。	子育て支援課
W-9	シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターへの支援を行うことにより、高齢者の就労機会の確保を図り、高齢者が働くことを通して生き甲斐を持ち、社会参加することを促進します。	商工労政課
W-10	大分市バリアフリー基本構想	改正バリアフリー法に基づき、施設や道路の総合的・一的なバリアフリー化に加えて、「心のバリアフリー」を推進します。	まちなみ企画課
W-11	応急手当普及啓発事業	現場に居合わせた人が適切な応急手当を行えるように、普通救命講習、上級救命講習、応急手当普及員講習などの救命講習を開催します。	消防局警防課
W-12	音楽指導員派遣事業	地域や施設・病院などに出向き、音楽を通じた生きがいづくり、心身の健康づくり、仲間づくりの促進を行います。	市社協

※市民活動・消費生活センター

## 取り組み事例

## シルバー人材センターへの支援



(シルバー人材センター児童育成クラブの運営)  
高齢者の就労機会の確保や働くことを通した生きがいづくりを目的に事業を行う大分市シルバー人材センターでは、事務所敷地内での児童育成クラブ運営など、地域に根ざした活動にも取り組んでいます。

### 施策の方向（3）権利擁護の推進

#### 現状や課題

- 認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人が年々増加しており、成年後見制度の必要性が高まっている。
- 市民後見人の養成は進んでいるものの、活動の機会に結びついていないことから、活動の場に結びつける環境の整備が必要。
- 高齢者を介護する家族の負担は大きく、介護疲れによるストレスや孤独感から高齢者虐待が問題となっている。
- 障がい者虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、その自立および社会参加にとって虐待を防止することは極めて重要。
- 児童虐待は、心身の成長および人格形成に重大な影響を与えることから、その発生予防、早期発見、早期対応が重要。
- ドメスティックバイオレンス（DV）に対する正しい理解を図り、市民一人ひとりがDVを身近な問題として捉えることができるよう意識啓発に取り組む必要がある。



#### 取り組み

##### ①成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知・啓発活動を行うとともに、市民後見人活動を推進するための体制整備を行う。

##### ②権利擁護への理解

認知症を正しく理解し、偏見をもたないための取り組みを行う。

高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、DVの防止啓発の取り組みを行う。

**住民や地域に望むこと****①成年後見制度の利用促進**

- 成年後見制度について、理解するよう心がけましょう。
- 判断能力が不十分な高齢者や障がい者が支援を必要としていると感じたら、民生委員・児童委員や専門・相談機関に連絡しましょう。

**②権利擁護への理解**

- 認知症に対する正しい理解をもち、偏見をもたないようにしましょう。
- 近隣の認知症の人や家族に対して、自分なりにできる簡単なことから実践しましょう。
- 高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、DV被害について理解するとともに、発見した際には、専門・相談機関へ相談、通報しましょう。

**市役所と市社協が取り組むこと****①成年後見制度の利用促進**

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
X-1	<b>成年後見制度利用促進 基本計画の策定</b>	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などを利用しやすい環境を整備するにあたり、基本計画を策定します。	長寿福祉課 障害福祉課
X-2	<b>大分市成年後見センター</b>	成年後見の利用促進を図ることにより、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりをすすめるとともに、市民が後見業務の新たな担い手として活躍できるよう支援します。	障害福祉課 長寿福祉課 (市社協)※

※市社協へ委託

**取り組み事例****大分市成年後見センター**

(市民後見人養成講座フォローアップ研修)  
住民が成年後見業務の新たな担い手である「市民後見人」として活動できるように支援することを目的に市民後見人養成講座を開催しています。また、講座の受講者を対象に更なる知識の習得を目的としたフォローアップ研修を定期的に開催し、市民後見人の育成支援に取り組んでいます。

## ②権利擁護への理解

番号	取り組み又は事業	概要	担当部署
Y-1	認知症サポーター養成講座	認知症に理解ある地域づくりを目的として認知症についての出前講座を開催します。	長寿福祉課
Y-2	認知症カフェへの支援	認知症カフェ関係団体の情報共有や横のつながりづくりを目的とした研修会を開催します。また、新規開設時などに運営費の補助を行います。	長寿福祉課
Y-3	大分あんしんみまもりネットワーク	認知症などにより外出時、道に迷うおそれのある高齢者の情報を事前にネットワークに登録し、高齢者が行方不明になった場合に、企業・団体・行政が一体となって捜索に協力し、早期発見につなげられるよう支援します。	長寿福祉課
Y-4	高齢者虐待防止事業	地域包括支援センターなどで構成する高齢者虐待防止ネットワークの活動を通じて、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、普及啓発活動を行います。	長寿福祉課
Y-5	大分市障がい者虐待防止センター	障がい者虐待の防止や養護者に対する支援や啓発活動などを行います。	障害福祉課
Y-6	DV被害者等支援協働事業	DV防止啓発のための講演会をNPOと協働して、被害者や市民むけに開催します。	子育て支援課
Y-7	子育て支援・児童虐待防止啓発講演会	児童虐待の発生予防や、早期発見・早期対応の実現を目的に、市民および子どもに関わる支援者にむけて講演会を開催します。	子育て支援課
Y-8	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力、理解力などに不安がある方についての福祉サービスの利用援助や金銭管理などを支援します。	市社協
Y-9	やすらぎ生活支援事業	頼れる身寄りのない方が地域で安心して暮らすことができることを目的に入院時や施設入所時などの緊急時や物忘れが出た時に必要な支援を行います。	市社協

### 取り組み事例

#### 認知症サポーター養成講座



(学校での出前講座実施)

福祉を専門に学ぶ学生達を対象に、認知症の症状や治療、認知症の方に対する接し方などの内容の講座を、自治体の専門研修を受講した講師が行っています。

#### 認知症カフェへの支援



(介護事業所やボランティアなどが主催するカフェ)

認知症の人やその家族、住民、専門職など、誰もが気軽に集い情報交換やおしゃべりなどができる交流の場づくりに取り組んでいます

## 2 重要課題の設定と重点的な取り組みの推進

本計画の基本理念である「支え合って 共に生きる みんなが主役のまちづくり」の実現にむけ、地域課題を解決するための体制づくりとして、施策の方向のうち「地域福祉の担い手づくり」、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」、「分野を横断する包括的な相談支援体制づくり」を重要課題とし、施策の方向ごとの取り組みのうち、「福祉協力員（仮称）の配置・支援」、「校（地）区社協活動の充実」、「包括的な相談支援体制の構築」を重点的な取り組みとします。

### ①福祉協力員（仮称）の配置・支援

#### 現状など

- 第3期・第4次計画の取り組みのひとつとして、おおむね自治会ごとを活動範囲とし、自治会長や民生委員・児童委員などと協力しながら、地域福祉活動を支援する担い手として「福祉協力員（仮称）」の配置にむけた支援に取り組み、一部の校（地）区社協では、福祉委員や福祉推進委員などの名称で配置されたものの、全市的な取り組みには至っていない。
  - 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員（※1）においては、活動負担増などから欠員が増加しており、担い手不足が深刻化している。
  - 小地域福祉ネットワーク活動（※2）と地域福祉推進委員の現状や活動を整理する必要がある。
- （※1）参考資料2（88ページ）、（※2）参考資料3（89、90ページ）を参照

#### 現状に対する考え方

##### （市役所）

- 地域活動を支える担い手の負担増や新たな担い手の不足に対する検討、対応が必要。
- 特に、地域福祉の中核である民生委員・児童委員への負担軽減への対応が必要。

##### （市社協）

- 小地域福祉ネットワーク活動の主な担い手である、民生委員・児童委員とともに見守りや声かけを行う担い手を増やす取り組みが必要。
- 取り組みが進まない要因として、活動が不明瞭、新たな担い手の必要性の認識があるものの、校（地）区全体での共有が図りにくい、人材確保が困難などが考えられる。
- 福祉協力員（仮称）の配置にむけた取り組みを全市的に後押しする施策が必要。
- 既存の各種ボランティア団体との連携強化を図る取り組みが必要。



#### 今後の方向性

- 福祉協力員（仮称）の配置・支援に取り組む。
- 福祉協力員（仮称）の人材、役割については、関係団体（校（地）区社協、民生委員児童委員協議会など）からの意見を聴取し、制度化を図る。
- 福祉協力員（仮称）の制度化には、既存の活動である小地域福祉ネットワーク活動や、校（地）区社協での話し合いの場づくりを行う地域福祉推進委員との関連性についても検討する。
- 地域が必要とする地域福祉活動を明確にしたうえで、既存の各種ボランティア団体との連携強化に取り組む。

【工程表】

主な取り組み	年度				
	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
福祉協力員(仮称)の制度化 ・関係団体との意見交換 ・既存の活動との関連性の検討			検討・検証		実施
既存の各種ボランティア団体との連携強化		検討・検証		実施	

## ②校(地)区社協活動の充実

### 現状など

- 校(地)区社協は、小地域福祉ネットワーク活動を主な活動としつつ、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、地域の実情にあわせた支え合い活動を展開している。
- 主な活動である小地域福祉ネットワーク活動は、見守り活動、話し合い、助け合いの3つの活動を行う地域福祉活動で、おおむね自治区ごとに市内全域で取り組まれている。
- 見守り活動で、ふれあい協力者が把握したふれあい対象者の状況を活動者間で共有することが民生委員・児童委員活動にも活かすことに繋がるが、この共有の仕組みが全ての地域で出来ていない。
- 住民同士が交流する集いの場の活動支援として、サロンなどの活動者に呼びかけて情報共有を行っているが、取り組みは一部の校(地)区社協にとどまっている。
- 校(地)区社協活動を展開するうえでは、担い手の高齢化や後継者が見つかりにくいという課題を抱えている。

### 現状に対する考え方

- 小地域福祉ネットワーク活動や住民同士の交流の場を充実させるためには、活動者間の連携と情報共有をする仕組みを広げることが必要。
- 校(地)区社協の活動は、支援を必要とする住民の増加と地域課題の複雑化により、その役割が大きくなっていることから、活動の充実にむけて、校(地)区社協ごとに抱えている課題と目指す姿、そのために必要な取り組みについて話し合う場が必要。
- 第3期・第4次計画で掲げた「校(地)区社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「校(地)区社協活動計画」という。）の策定促進に取り組むため、未策定の校(地)区社協への働きかけと、策定済みの校(地)区社協へのフォローアップが必要。
- そのための、市社協の組織力及び地域担当制の強化が必要。



### 今後の方向性

- 校(地)区社協活動の充実強化を図るため、校(地)区における話し合いの場づくりと、その場を通じた校(地)区社協活動計画の策定支援に取り組む。
- 市社協の組織力の強化及び地域担当制の強化。
- 校(地)区社協活動計画の策定にあたっては、地域の実情に応じて地域福祉活動の担い手の育成・支援に取り組む。

### 【工程表】

主な取り組み	年度				
	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
校(地)区社協活動計画の策定支援					実施
市社協の組織力及び地域担当制の強化	検討		実施		

### 【取り組み事例】

#### 校(地)区社協活動計画策定の様子



《寒田校区社協》



《竹中校区社協》



《明治地区社協》

### ③包括的な相談支援体制の構築

#### 現状など

- 社会福祉法の改正により、市役所では以下に取り組む必要がある。
  - ・高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める。
  - ・住民による地域課題解決のための主体的な取り組みへの支援。
  - ・分野を横断する包括的な相談支援体制の構築。
- 既存の取り組みとして、平成22（2010）年より民生委員児童委員庁内サポート体制を構築しており、関係課連携のもとで民生委員・児童委員への支援を実施している。
- この体制のもと、民生委員・児童委員の心理的な負担軽減は図られているものの、活動そのものへの負担軽減にはなかなか結びついていない。

#### 現状に対する考え方

- 社会福祉法の改正への対応として、地域福祉を専属して行う部署などの検討が必要。
- 各制度における既存の専門・相談機関同士の連携強化と、それを担う専門人材の養成が必要。
- 民生委員・児童委員活動の負担軽減と、民生委員・児童委員を支援するための新たな担い手の発掘や育成が必要。



#### 今後の方向性

- 高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を「包括的な相談支援体制の構築」とする。
- 包括的な相談支援体制の構築のため、市役所の体制整備を行う。
- 各制度や専門・相談機関との連携強化として、総合相談窓口の設置やそれを担う専門人材の養成を行う。
- 住民による地域課題解決のための主体的な取り組みへの支援のひとつとして、地域福祉推進の中核を担う市社協への支援強化を図る。
- 福祉協力員（仮称）や民生委員児童委員庁内サポート体制を通じた、民生委員・児童委員活動の負担軽減の検討を行う。

【工程表】

主な取り組み	年度				
	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
市役所の体制整備	検討		実施		
総合相談窓口の設置	検討		実施		
専門人材の養成	検討		実施		

## 参考資料1 地域共生社会と改正社会福祉法について

### ○地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係をこえて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野をこえて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

### ○「我が事・丸ごと」とは

#### ①我が事とは……地域力強化の推進

- ・他人事になりがちな地域づくりを、自分の事（我が事）とした主体的な取組
- ・地域の主体的な取組への働きかけやきっかけづくり、こうした取組への支援や協力

#### ②「丸ごと」とは … 包括的な相談支援体制の構築

- ・住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや支援
- ・分野を横断する包括的な相談支援体制の構築
- ・専門・相談機関との協働に向けたネットワークづくり
- ・専門・相談機関同士の連携強化、ネットワークづくり

### ○改正社会福祉法(抜粋) 平成30(2018)年4月1日施行

#### 第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### 第106条の3(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するため必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

#### 第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 参考資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員について

民生委員・児童委員は、地域の「見守り役」、「身近な相談相手」、「専門・相談機関へのつなぎ役」として住民の方々が安心して暮らしていくために福祉のまちづくりを推進しています。

### 1. 民生委員・児童委員とは

- 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された委員です。  
民生委員は、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。
- 任期は3年間です。(再任も可能)
- 住民からの相談内容などのプライバシーに関することについて、守秘義務があります。

### 2. 主任児童委員とは

- 民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣が指名した委員です。
- 児童福祉に関する事項を専門に担当し、他の民生委員・児童委員と連携しながら活動します。
- 任期は民生委員・児童委員と同様に3年間です。(再任も可能)

### 3. 民生委員・児童委員数(平成30年12月時点)

民生委員・児童委員 865人（うち、主任児童委員 91人）

### 4. 活動について

#### (1) 住民の相談・支援活動

高齢者の安否確認や見守りのために訪問活動を行います。また、必要に応じて専門・相談機関へのつなぎや、福祉サービスなどの情報提供を行います。

#### (2) 地域福祉活動

高齢者や子育て世帯などを対象にしたサロン活動への協力をします。また、地域行事や学校行事などへの協力も行い、住民同士の交流を深めます。

#### (3) 関係機関などとの連携

市役所からの調査依頼などへの協力を行います。また、地域福祉活動に活用される共同募金の呼びかけに協力します。

#### (4) 民生委員・児童委員同士の情報交換

地域の民生委員・児童委員による月例の会議に参加し、委員同士の情報交換や地域の課題などについて話し合いを行います。

### 参考資料3 小地域福祉ネットワーク活動について

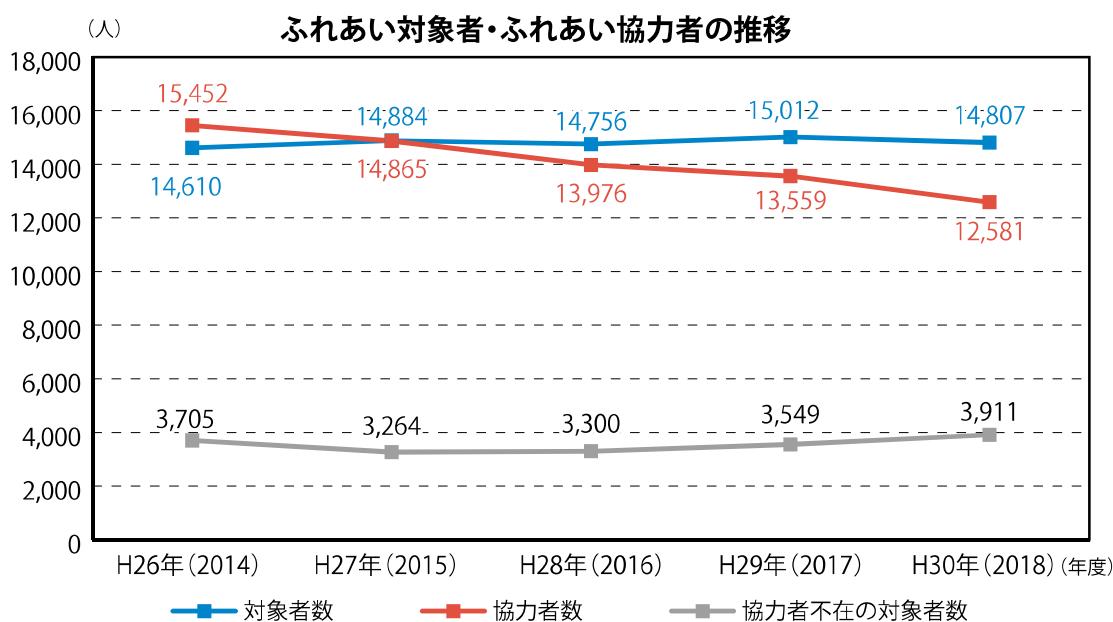
#### 1. 小地域福祉ネットワーク活動とは

「ふれあい協力者」が、日常生活の中で「ふれあい対象者」への見守りや声かけを行い、様々な変化に気づき、自治会長や民生委員・児童委員などにつなげ、小地域単位の見守り合い、話し合い、助け合いの仕組みをつくる活動です。校（地）区社協が実施主体となり実施しています。

※ふれあい対象者：対象者の条件は特にありませんが、支援を要するひとり暮らし高齢者や障がい者、ひとり親世帯などで本人が活動に同意された方。

※ふれあい協力者：ふれあい対象者の近隣に居住している方で、日常的に「見守り」「声かけ」をしていただける方。

※小地域：概ね自治会単位を指し、日常的に無理なく「見守り」「声かけ」などが出来る範囲。



ふれあい対象者は約15,000人で推移している一方で、ふれあい協力者は減少傾向にあります。

#### 2. 小地域福祉ネットワーク活動の主な担い手

##### 【地域福祉推進委員】

小地域福祉ネットワーク活動の活性化のために、各校（地）区社協から1～2名を推薦し、市社協会長が委嘱した委員。

##### 《役割》

- ①各校（地）区社協が開催する小地域福祉ネットワーク活動に関する話し合いの場づくり。
- ②市社協主催の研修会、連絡会議などへの出席。

※小地域福祉ネットワーク活動は、上記の主な担い手だけでなく、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアや老人会など地域の様々な団体と協力をして実施されています。

### 3.「見守り合い活動」「話し合い活動」「助け合い活動」について

#### ①見守り合い活動

ふれあい協力者(近隣住民)などが、日常生活の中でふれあい対象者への「見守り」や「声かけ」を行い、さまざまな変化に気づき民生委員・児童委員や自治会長などに繋げる活動です。

《例えばこんな見守りを行っています》



郵便物や新聞がたまっている

夜になっても  
家に明かりがつかない



ふれあい協力者をはじめ、  
地域に住む多くの方や団体  
が協力して見守りの輪を広  
げています。

#### ②話し合い活動

「見守り合い活動」を進めるなかで出てきた活動上の問題点などについて、自治会長、民生委員・児童委員、ボランティア、ふれあい協力者などで話し合いを行う活動です。問題解決の方法や支援に関する検討をするうえでは、関係機関の職員や専門機関を交えて行うこともあります。



小地域ごとの話し合いや、  
小地域の代表者を呼んだ校  
(地)区全体での話し合いなどを  
地域の実情に応じて行って  
います。

**①～③の活動が連動することで、小地域ネットワーク活動が充実していきます。**

#### ③助け合い活動

見守りで発見した日常生活上の問題のうち、公的なサービスの利用などでは解決できない問題を把握します。その中で、住民で出来る範囲のものを手助けします。

《具体的な取り組み例》

- ・「日常生活の小さな困り事」のある方へ支援を行うボランティアを募集・依頼できる仕組みをつくる
- ・子どもや高齢者が気軽に集まることができる場をつくる
- ・高齢者への定期的な配食サービスを行う
- ・「見守り合い活動」を中心的に行う担い手を校(地)区社協が独自で配置する …など

## 参考資料4 用語解説

### 【大分市住み替え情報バンク】

空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者などから寄せられた物件を紹介し、空き家・空き地の利用を希望する人に情報を提供するシステムです。

### 【かたま消防団】

小中学生が、消防や防災に関するさまざまな体験を行うことで、防災の知識や技術、自助や共助の精神を身につけ、将来的に地域の防災力を高める人材となるよう、消防団を中心となって育成する取り組みです。

### 【学校運営協議会制度】

住民や保護者などから構成される委員が、学校の運営全般において意見を述べることにより、住民などの学校運営への参画を進め、共に児童及び生徒の豊かな学びと育ちを創造するための制度。学校評議員制度からの移行を進めています。

### 【学校評議員制度】

住民や保護者などから構成される評議員が、校長の求めに応じて意見を述べることにより、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するための制度です。

### 【義務教育学校】

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。大分市立碩田学園は県内初の義務教育学校として、平成29（2017）年4月に開校しました。

### 【合計特殊出生率】

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むと見込まれる子どもの数を表す指標です。

### 【コミュニティソーシャルワーカー（CSW）】

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して、生活圏や人間関係など環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して生活上の課題を抱える個人や家族と結び付けたり、新たなサービスの開発や公的サービスとの関係を調整したりする専門人材のことです。

### 【災害時要配慮者】

地震や風水害といった自然災害などから自らを守るうえで、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、避難するために、周囲の支援や配慮が必要になる方たちのことをいいます。一般的に、体力的な衰えのある高齢者をはじめ、病気や何らかの障がいがある方、危険を判断し的確に行動できない乳幼児、そのほか妊産婦、日本語が理解できない外国人などが挙げられます。

### 【災害ボランティアセンター】

災害発生に伴い被災された方の自立・生活再建を目的に、被災された方の困りごとの把握やボランティアの受け入れ、調整などを行い、ボランティア活動を効率よく進めるための組織です。

## 【住宅確保要配慮者】

低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人などの住宅の確保に特に配慮を要する方々のことです。

## 【障がい者相談支援事業所】

障がいのある方や、その家族の生活や支援に関する相談に応じるとともに、関係機関との連携の下、障がいのある方の身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつくることを目的とします。

## 【成年後見制度】

認知症、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人は、財産管理などについての契約や遺産分割などの法律行為自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するための制度です。なお、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の類型があります。

## 【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状況をいいます。

## 【地域包括ケアシステム】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される体制のことです。

## 【DV(ドメスティックバイオレンス)】

夫婦や恋人など親しい関係にあるパートナーからの暴力。暴力には殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれます。

## 【8050 問題（はちまるごまるもんたい）】

ひきこもりの長期化などにより、子どもが50代になっても自立できず、親が高齢化する状況となり、自立支援につながらないまま孤立してしまうこと。また、親の介護などにより離職した後に再就職が困難な状況となり、経済的困窮につながるなどの問題のことです。

## 【バリアフリー】

「障壁」がないこと。障がいのある人、高齢者などの行動を阻害するような環境、建物などの物理的なバリア、さらに人間の心理的バリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方をいいます。

## 【避難行動要支援者】

災害時における要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳児、日本語が十分に理解できない外国人など）のうち、避難する際の情報の取得が困難であったり、避難することの必要性や避難方法について判断することが難しい人や、避難するために迅速な行動をとることができず、なんらかの支援を必要とする人のことです。

## 【ワーク・ライフ・バランス】

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。

**参考資料5 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画  
策定委員会委員名簿**

区分	委員名	所属
学識経験者 (3人)	赤星 琴美	大分県立看護科学大学
	◎阿部 誠	大分大学
	上野 智子	智泉福祉製菓専門学校
地域代表 (9人)	○荒金 一義	大分市自治委員連絡協議会
	内田 寛子	小佐井校区子育てサロン「小佐井キッズ」
	衛藤 良憲	大分市身体障害者福祉協議会連合会
	小田 徳美	にじが丘自主防災会
	坂田 隆一	明治地区社会福祉協議会
	定宗 瑛子	大分市民生委員児童委員協議会
	佐分利 郁子	大分市ボランティア連絡協議会
	松崎 誠治	大分市老人クラブ連合会
	村井 綾	naana パートナー
専門機関代表 (8人)	阿部 修三	大分市小学校校長会
	安藤 英俊	大分県特別支援学校校長会
	大嶋 宏	大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会
	古賀 浩史	おおいた地域若者サポートステーション
	澤口 博人	大分市連合医師会
	高山 智恵子	植田東地域包括支援センター
	古川 聖子	大分市障がい者相談支援センター「コーラス」
	幸野 正市	大分市シルバー人材センター
市民代表 (1人)	志村 良子	一般公募
行政・社協 (5人)	今村 博彰	大分市社会福祉協議会
	小畠 裕之	福祉保健部長
	重石 多鶴子	子どもすこやか部長
	西田 充男	市民部長
	増田 真由美	教育部長

計 26 名（敬称略・50 音順）

◎委員長 ○副委員長

## 参考資料6 大分市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大分市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴くため、大分市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

### (参画依頼等の期間)

第4条 委員の参画依頼又は任命の期間は、5年以内であって市長が別に定める期間を1期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (報償金等)

第7条 委員（第3条第2項第4号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 参考資料7 社会福祉法人大分市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会要綱

(設置)

第1条 地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定等に関し、必要な事項を協議するため、社会福祉法人大分市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の把握に関すること。
- (3) 計画の推進の方策に関すること。
- (4) その他市社協会長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉活動を行う者
- (3) 市民代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 社協役職員
- (6) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課が処理する。

(報酬)

第9条 委員に対する報酬は、社会福祉法人大分市社会福祉協議会役員及び各種委員会委員の報酬に関する規程第2条別表による。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 参考資料8 策定委員会の開催状況

### 第1回

#### 開催日

平成30(2018)年6月26日

#### 議題

1. 「第3期大分市地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画～みんなが主役のささえあいプラン～」について
2. 社会福祉法の改正について
3. 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の策定方針について

### 第2回

#### 開催日

平成30(2018)年7月25日

#### 議題

1. 地域共生社会に関する取組状況について
2. 地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査結果の報告について
3. 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画における活動の方向（案）について

### 第3回

#### 開催日

平成30(2018)年8月21日

#### 議題

1. 新計画に関連する取組について
2. 新計画における基本理念等の決定方法（案）について

### 第4回

#### 開催日

平成30(2018)年11月1日

#### 議題

1. 市と市社協が目指す地域共生社会の実現について  
～新計画での重要課題の方向性～
2. 新計画素案の構成（案）について
3. 新計画の基本理念、計画通称名の候補について

### 第5回

#### 開催日

平成30(2018)年11月28日

#### 議題

1. 第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画（案）について
2. 基本理念及び通称名の仮決定について

### 第6回

#### 開催日

平成31(2019)年2月4日

#### 議題

1. パブリックコメントの実施結果について
2. 計画最終案について

第4期大分市地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画  
～みんなが主役の支え合いプラン～

編集・発行

大分市福祉保健部福祉保健課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

☎ 097-537-5623

社会福祉法人 大分市社会福祉協議会

〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号

J:COMホルトホール大分4階

☎ 097-547-7418

平成31(2019)年3月発行



